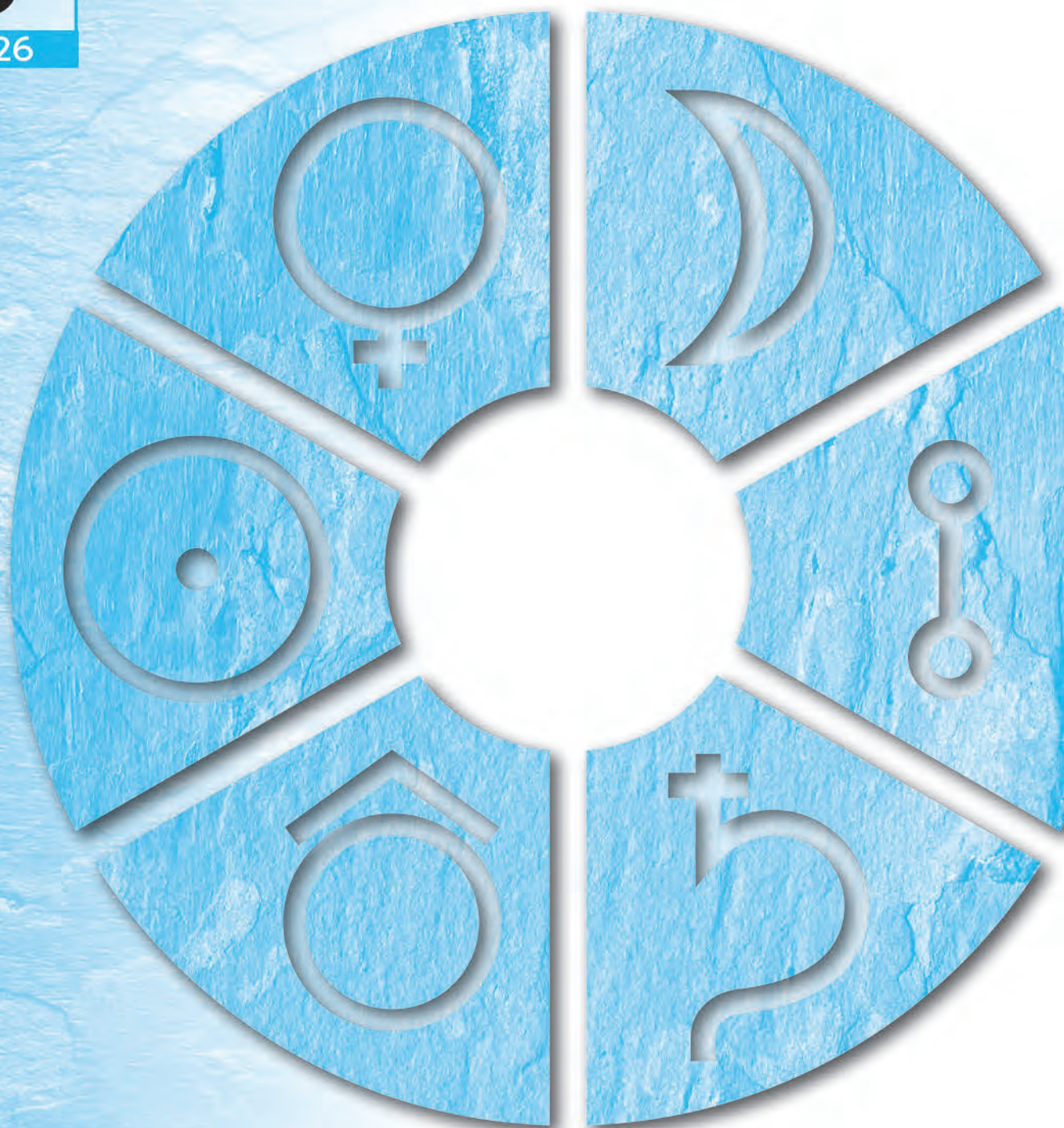


金広山

6

2026



政策要望

令和 9 年度 鉱業政策の強化確立に関する要望書……日本鉱業協会……（1）

令和 9 年度 中小鉱業対策に関する要望書……中小鉱業対策推進本部……（36）

業界動向

2025 年度 非鉄大手 8 社連結決算概況 ……日本鉱業協会 総務部……（59）

★日本鉱業協会の動き ……………（69）

★主 な 出 来 事 ……………（70）

★関 係 法 令 情 報 ……………（72）

★編集部より

各地から梅雨入りのニュースが届いております。関東甲信地方は、6 月 7 日に梅雨入りし平年より少し早いタイミングとなりました。日本鉱業協会は例年通り「鉱業政策の強化確立に関する要望書」を取り纏めました。詳細を今月号に掲載しておりますのでご一読ください。

また、日本鉱業協会主催の「全国鉱山・製錬所現場担当者会議」は、6 月 10 日に対面と Web でのハイブリット形式で開催され、800 人以上の方にご参加いただきました。次月号本誌「鉱山」にて会議、見学会等の模様を紹介する予定です。

（図書室のご案内）

主に資源関係の図書（論文、学術書、法規、統計、定期刊行物等）を過去から継続して幅広く収集、蔵書としており、資源関係者は勿論、多くの方々に閲覧・貸出ししています。

尚、閲覧・貸出しは予約制としておりますので、希望される方は事前にご連絡お願い致します。

場 所：東京都千代田区神田錦町 3 丁目 17 番 11 号（榮葉ビル 6 階）

問合せ：（一財）日本鉱業振興会 E-mail: kozan@kogyo-kyokai.gr.jp（担当：五十嵐、富田）

Tel : 03-5280-2341 Fax : 03-5280-7128

令和 9 年度 鉱業政策の強化確立に関する要望書

2026 年（令和 8 年）5 月

日 本 鉱 業 協 会

我が国非鉄金属製錬産業の現況と課題
ー環境変化に対応した中・長期的事業基盤の強化を目指してー

世界経済は、多様な不確実性を抱えつつも全体として底堅さを維持しており、各国が直面する課題や構造的変化が複雑に絡み合う局面にある。特に、米国の政策運営の影響、国際経済秩序の変容や、技術革新に伴う人工知能（AI）関連投資の拡大が、世界経済の成長の方向性や金融環境に大きな影響を与えている。

こうした世界経済に大きく影響を与える世界情勢は、長期化するロシアによるウクライナ侵攻、米国およびイスラエルによるイランへの軍事行動とそれに対するイラン側の報復により、一層緊迫化しており、特にイランの実質的なホルムズ海峡封鎖による原油価格の上昇が世界経済に与える影響は甚大である。

また、米国のトランプ政権による相互関税等の通商政策は各国のサプライチェーンと貿易構造に大きな影響を与えており、今後も国際経済秩序を揺るがす大きな要因となることが懸念される。さらには中国による貿易管理強化は、レアアース等の戦略資源を国家安全保障のツールとして利用するものであり、これを契機に鉱物サプライチェーンの強靱化・多様化の重要性が国際的により強く認識され、G7 クリティカル・ミネラル行動計画が採択される等、国際的な取り組みが進展しつつある。

このような状況下、我が国では責任ある積極財政のもと政府の日本成長戦略会議において「危機管理投資・成長投資」による力強い経済成長の実現に向けた総合経済対策がテーマとなっており、17 の戦略分野の一つに「マテリアル（重要鉱物・部素材）」が挙げられている。

我が国の非鉄製錬所は、重要鉱物のサプライチェーンの要として、銅をはじめとするベース金属の安定供給、国内製錬ネットワークを活用した鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。そのため、これらの機能を維持・拡大していけるよう、国内非鉄金属製錬産業の特性を十分に考慮した適切な制度運用が望まれる。

現在の国内非鉄金属製錬産業においては、エネルギー価格の長期高止まりによる電気料金の負担増が最大の課題になっている。また、CO₂ 排出量取引制度、環境規制の強化への対応や資源人材の確保等の課題も継続している。このような諸課題を克服し、事業基盤の強化と持続的発展を図りつつ、GX・DX 実現に不可欠な非鉄金属資源の安定供給、持続可能な循環型社会の構築、さらに地域経済社会の発展や雇用の確保・育成など、当業界に課せられた使命を確実に果たしていくために、個々の企業が自ら最大限の努力を払うべきことは論を俟たないが、下記の諸施策を柱とした政策的な支援が今後とも

必要不可欠である。

記

1. 資源確保のための支援策の強化

世界的な資源獲得競争が激化する中、日本企業も資源確保に向けて海外資源開発を進める必要がある。そのための独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じた資源開発プロジェクトへの出融資・債務保証によるリスクマネー供給支援に加え、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資制度による支援の強化・拡充を引き続き要望する。

2025 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画においては、重要鉱物の供給源の多角化、国内製錬ネットワークの維持・強化、リサイクル資源の活用促進が明確に位置付けられるとともに、銅等のベースメタルを含む重要鉱物の安定供給確保が一層重要視され、2030 年までにベースメタルの自給率を 80%以上とする目標が示された。これを踏まえ、従来のレアメタル中心の支援に加え、ベースメタルを含めた支援対象の更なる拡充を要望する。

また、株式会社国際協力銀行（JBIC）などによるリスクマネー供給に向けたファイナンスの拡充を引き続き要望する。更に、資源ナショナリズムの高まりに対しては、我が国企業の資源開発プロジェクトを持続的に遂行できるよう、引き続き資源保有国に対する資源外交の幅広い展開を要望する。

2. 低廉・安定的な電力供給の確保

東日本大震災以降の電力供給構造の変化に加え、燃料価格の高止まりや再生可能エネルギー導入に伴う負担増等により、我が国の電気料金は依然として高水準で推移しており、非鉄金属製錬業における電力コスト負担は極めて重い状況にある。加えて、電力市場価格の変動性の高まりにより、電力コストの不確実性が増大しており、国際競争力への影響が一層深刻化している。このような状況を踏まえ、低廉かつ安定的な電力供給の確保が極めて重要である。

第 7 次エネルギー基本計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に加え、原子力、水素・アンモニア等を含めた多様な電源の組み合わせによる安定的な電源構成の確立を求める。原子力発電については、安全性を最優先とした再稼働の着実な推進に加え、将来の供給力確保の観点から新型炉の導入等を含めた中長期的な活用方針の明確化を要望する。

また、電力市場価格の急激な変動が産業競争力に与える影響を緩和するため、価格安定化対策の強化を求める。再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置については、引き続き維持するとともに、省エネルギーの推進が不利に働かない制度設計とするための基準値の引下げなど、更なる見直しを要望する。

更には脱炭素社会に向けたエネルギー市場の構造改革を進める中で、送配電コストの低減策や産業界向けの長期電力契約スキームの構築を要望する。

3. 製錬業の国際競争力の強化

国際的に見て遜色のない電気料金の実現のほか、新製錬技術の開発、亜鉛と鉛の用途拡大、製錬副産物としての非鉄スラグの用途拡大、地球温暖化対策を推進するための施策への支援を引き続き要望する。JOGMEC 法の改正による選鉱設備を含む製錬業への出資・融資などの支援については、リサイクルによる資源循環を推進する観点からも適正かつ合理的な運用を進めるよう要望する。

また、特定国の政策や慣行により非鉄製錬能力が急拡大し、銅・鉛・亜鉛生産が世界の約半分を占めるに至っている。その結果、需給を無視した設備拡張が原料調達の過当競争を招き、非鉄原料市況を歪め、製錬費用（TC/RC）が未曾有の低水準に低下し、地金生産コストが回収できない状況から、複数企業が製錬事業の縮小や撤退を表明している。

GX・DXの実現に不可欠な非鉄金属を安定供給する責任を担っていくためには、持続可能な市場環境の形成と、製錬費用が適正水準に戻る必要がある。持続可能ではない現在の原料市況は製錬国のみならず資源国にも望ましくないを考える。

こうした公正な市場機能を損なう可能性のある政策や慣行に対処し、持続可能なサプライチェーンを確立していくためには、関係国と連携しながら、民間企業のみならず、官民を挙げての取り組みが必要であり、引き続き、一体的な取り組みの推進を要望する。

4. GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた取り組み

「第7次エネルギー基本計画」ではエネルギーの安定供給と脱炭素化の両立が「地球温暖化対策計画」では持続可能な産業構造の変革が求められている。「GX2040 ビジョン」の実現には、非鉄金属製錬業界は脱炭素を進めるうえで重要となる、電化に伴う蓄電池やモーター等に必要な非鉄金属素材を安定的に供給しなければならない。資源確保に必要とされるリスクマネー供給の強化、資源外交の強化などを要望するとともに、リサイクルの推進についても支援を要望する。また、これを継続的に推進するためには、新技術の研究開発・導入と事業転換を支える資金支援が重要であり、産業用設備の低炭素化や再生可能エネルギーの活用促進等に向けた補助金・税制優遇制度の充実を要望する。

また、GX推進戦略では、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実行として、2026（令和8）年度から開始するCO₂排出量取引制度の本格導入に向けCO₂排出量が10万t-CO₂/年以上の事業者に対し、排出枠の順守や市場取引が義務付けられた。今後のGXやDX推進に不可欠とされる銅や鉛、亜鉛などのベースメタルやレアメタルの安定供給に向けたサプライチェーンの強化やリサイクルによる資源循環型社会の形成等の非鉄金属製錬業界が担う重要な役割を十分に踏まえ、当業界の実情に沿った適切な制度設計やリサイクル等に対する軽減措置など、特段の対策を要望する。

5. 循環型社会構築に向けた事業環境の整備

循環型経済の構築のため、事業環境の整備が重要である。非鉄金属製錬業界は、長年蓄積した技術や操業ノウハウと特有な設備を活用して、金属資源リサイクルの積極推進による「循環型社会の構築」と、産業廃棄物の無害化による環境負荷の低減に大きく貢献している。

近年、GXの進展や電動化の拡大に伴い、銅、ニッケル、コバルト、リチウム等の非鉄金属の需要は世界的に増加しており、天然資源への依存低減と資源循環の重要性が一層高まっている。一方で、世界的には資源ナショナリズムの高まりに加え、各国においてリサイクル原料の囲い込みや輸出規制の動きが顕在化しており、従来のように国際市場から安定的にリサイクル原料を調達することが困難となることが懸念され、経済安全保障の観点からも金属資源リサイクルの強化が一層重要になっている。

これらを踏まえ、リサイクル原料の安定確保の観点から、国際的な資源循環ルールの整備及び二国間・多国間の連携強化など、戦略的な資源外交の推進を求める。

また、動静脈連携の更なる促進に向け、製造段階からリサイクルまでを一体的に捉えた制度設計の検討を要望すると共に、非鉄金属製錬業界が金属資源リサイクラーとして資源循環社会の形成実現に寄与するためには、そのシステムを維持するためのコスト全般を適正なものとして評価・認識したう

えで、原価に反映できるような仕組みが必要であり、その推進を主導していただきたくお願いしたい。
加えて、循環型社会の構築に資する関連技術開発への支援の拡充を引き続き求める。

6. 産学官連携による人材育成

非鉄金属製錬業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、資源・製錬分野の専門教育を受けた学生を確保することが非常に困難となっている。大学・大学院の関連カリキュラムの廃止や大学の統廃合に伴う資源・製錬分野の学生が更に減少していくことが危惧される。一方、教育の実践を担う中堅教員層も減少しており、若手研究者・教員の育成も必要となる。また、GX 実現に向けた取り組みに対し、中長期での継続的な人材育成の必要性が益々高まる。こうした課題に対処するには個別企業レベルでは限界があるため、産学官連携による具体策のデザインと、国や関係機関による支援策の整備と拡充を引き続き要望する。

1. 資源確保のための支援策の強化

(1) 非鉄金属鉱業に係る安定供給確保を図るための取り組み

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」では特定重要物資の安定的な供給の確保のための制度が創設され、特定重要物資に対して、基金設置により助成金などのサプライチェーン強靱化に向けた支援を実施することとされている。世界的な資源獲得競争が激化する中、日本企業が資源確保に向けて海外資源開発を進めていくためには、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じた資源開発プロジェクトへの出融資・債務保証によるリスクマネー供給支援に加え、経済安全保障推進法による支援が重要である。2023（令和 5）年 1 月に公表された「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」では施策対象になる品目として金属鉱産物 35 種（現在は 36 種／ウランが追加された）が示され、当面の間は LiB の原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体並びに工作機械や産業用ロボットの製造において必要な超硬工具等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、フッ素及びタングステン、原子力に利用されるウランが施策の対象となっている。支援内容や対象等について、今後の情勢等を踏まえつつ強化・拡充を引き続きお願いしたい。

2025（令和 7）年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においては、重要鉱物の供給源の多角化に向け、経済安全保障推進法に基づく助成金を活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともにリサイクル資源の活用に資する方策を検討するとされた。また、レアメタルなどに加えて DX や GX の進展により世界的な需要拡大が見込まれる非鉄金属の代表的なベースメタルである銅などについては、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している一方、2030 年までにベースメタルの自給率を 80%以上にすることが数値目標として明示されており、当業界が要望してきたように、今次エネルギー基本計画において銅などを含むベースメタルが政策の主要テーマに加えられたことは極めて重要と考える。また、2025（令和 7）年 12 月に開催された経済産業省の資源・燃料分科会においては、今後の鉱物政策の方向性として、鉱山開発・製錬事業への出資や助成金支援、国家備蓄の対応等を進める方針が示されているところであり、今後も鉱物資源の安定的な確保に向けた政策強化や関連産業の支援を強く要望する。

このような状況下、わが国では責任ある積極財政のもと政府の日本成長戦略会議において「危機管理投資・成長投資」による力強い経済成長の実現に向けた総合経済対策がテーマとなっており、17 の戦略分野には非鉄業界に関わる「マテリアル（重要鉱物・部素材）」、「資源・エネルギー安全保障・GX」、「AI・半導体」等が挙げられている。その内、「マテリアル（重要鉱物・部素材）」分野については産業構造審議会製造産業分科会において基本戦略や官民投資の具体像が議論されているところ、当該分野に係る多角的・戦略的な供給力の強化に向けた支援策の実現をお願いしたい。

また、特定国において、公正な市場動向を反映していない可能性のある政策や慣行を背景に、非鉄金属製錬能力が急速に肥大化し、銅・鉛・亜鉛の生産量が世界生産量の約半分を占めるに至っている。近年、こうした世界の需給バランスを無視した設備能力の拡張が原料調達の過当競争を招き、世界の非鉄原料市況を大きく歪めている。本来、鉱石から地金への加工費を賄うべき製錬費用

(TC/RC)は銅のみならず、亜鉛・鉛も未曾有の低水準に低下し、地金の生産コストが回収できない状況が生じ、すでに複数の企業がそれらを主要因として製錬事業からの撤退や生産縮小の意向を表明している。

GX・DXの実現に不可欠な非鉄金属を、今後将来に亘って安定的に供給する責任を担っていくためには、持続的に発展できない市場環境及びその影響が早期に是正され、製錬費用が非鉄金属製錬事業の持続可能な水準に戻ることが必要である。持続可能ではない現在の原料市況は、製錬国のみならず、資源国にも望ましくないと考える。

こうした公正な市場機能を損なう可能性のある政策や慣行に対処し、持続可能なサプライチェーンを確立していくためには、関係国と連携しながら、民間企業のみならず、官民を挙げての取り組みが必要である。2025年10月のTC/RCに関する日・西・韓政府による共同声明「持続可能ではない銅製錬のTC/RCについてのコメント」の発出、2026年3月の経済産業省主導による内外の鉱山・製錬企業関係者、国際機関、政府関係者等による「強靱な銅サプライチェーンに向けた官民合同対話」の開催等、引き続き、こうした官民一体的な取り組みの推進を要望する。

(2) 非鉄金属鉱業に係る税制の拡充及び恒久化

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、中でも銅等のベースメタルについては、DXやGXの進展やそれに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。我が国は非鉄資源のほぼ全量を輸入に依存しているが、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化の進展、資源国におけるナショナリズムの高まりや、特定国によるサプライチェーンの寡占化の進展等により、国際市況が不安定化する一方で、資源獲得競争が激化する等、安定供給確保のリスクが増大している。

鉱物資源の安定供給確保は、国内製造業等我が国経済の重要な課題であり、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、資源開発がこれまで以上に重要となっている。そのため以下の各税制において拡充及び恒久化をお願いしたい。

1) 減耗控除制度

本税制は2027（令和9）年度に適用期限を迎える。鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投じた資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、鉱物資源が有限であることから、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対条件である。更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大すること等の特殊性を有している。

これらを解決するうえで、本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源を確保するために必要不可欠な制度であり、鉱物資源を安定供給するうえでも、極めて重要な役割を果たしてきた。引き続き我が国企業の海外展開の実態を踏まえ、本制度の維持・拡充及び恒久化をお願いしたい。

2) 海外投資等損失準備金制度

本税制は2027（令和9）年度に適用期限を迎える。資源の多くが賦存する発展途上国は、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるイン

フラストラクチャーの整備や周辺環境の保全・管理のために多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、鉱山開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化も難しくなっている。

海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしていることから、本制度の維持・拡充及び恒久化をお願いしたい。

3) その他の税制

外国子会社合算税制のうち、配当等の合算課税の適用除外に係る持分割合要件について、非鉄金属鉱業についても化石燃料採取事業と同水準までの緩和をお願いする。加えて、外国子会社受取配当金益金不算入制度において、持分割合 25%以上の外国子会社から受ける配当等はその 95%が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。海外子会社利益の国内還流および再投資をより促進するとの観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。

(3) 資源開発助成策の拡充

1) JOGMEC の支援制度の継続・拡充

JOGMEC の支援制度は近年大幅に強化・拡充され、当業界も恩恵を受けているところであるが、資源獲得競争が一段と厳しさを増す中で、我が国の非鉄金属製錬各社の海外鉱山への参画が伸張しているとは言いがたい。金属資源の基本である銅、亜鉛などのベースメタルをはじめ、EV 産業や IT 産業に不可欠なニッケル、リチウムなどを含むレアメタル、あるいは重要鉱物の長期安定確保を図り、かつ特定国への資源依存度を下げるため、我が国企業による探鉱、開発、製錬におけるリスク低減の支援制度の継続・拡充を要望する。

① 探鉱助成の継続・拡充

a) 探鉱出融資制度

ベースメタルやレアメタル等の資源を安定的に確保するためには継続的な探鉱活動は不可欠であり、日本企業による探鉱活動に対して政策的な支援を行う意義は大きい。そのため、将来に亘る資源の安定確保を目指し、日本企業による探鉱活動に対する出資割合上限の引上げ・貸付金利の引下げ等、支援の強化・拡充をお願いしたい。

b) 海外地質構造調査

2003（平成 15）年度及び 2004（平成 16）年度にそれぞれ創設された「共同資源開発基礎調査（JV 基礎調査）」及び「戦略的鉱物資源確保事業（戦略調査）」は、JOGMEC が海外企業のプロジェクトに参入して取得した権益を、入札により日本企業に引き継ぐことを目的としており、我が国の先導的、戦略的探鉱事業として極めて重要である。

海外探鉱を行う日本企業は、これらの調査事業を活用して探鉱活動に取り組んでおり、今後も本調査事業の継続及び更なる拡充をお願いしたい。

この JOGMEC 調査事業に加え、日本企業の海外鉱山開発に繋がり日本の資源確保に大きな役割を果たしてきた「海外地質構造調査」は 2012（平成 24）年度に制度が改正され、日本企業がオペレーターであるプロジェクトに対し JOGMEC が調査費の一部を負担することで権益の一部を取得する形となっている。

また、2007（平成 19）年度に創設された「海外ウラン探鉱支援事業」により、海外におい

てウラン探鉱を行う日本企業の探鉱リスクは軽減され、海外におけるウラン探鉱・開発の促進に大きく寄与している。更には、暫く中断していた「海外共同地質構造調査」についても2016（平成28）年度より再開され、日本企業による海外探鉱に対しては支援を頂いているところである。中でも「海外ウラン探鉱支援事業」並びに「海外共同地質構造調査」の制度については、2019（令和元）年に改正され、探鉱対象の奥地化、深部化及び鉱石の低品位化、難処理化により近年鉱山開発の判断に至るまでの探鉱期間が長期化しているため、原則5事業年度としていた制度の支援期間について、必要があると認められた場合は5事業年度を超えて実施できるようになった。引き続き支援策の内容や対象等については、今後の情勢等を踏まえつつ、強化・拡充をお願いしたい。

② 金属採掘等資金出資、開発資金債務保証の継続・拡充

海外での鉱山開発資金、採掘等を行う企業の株式を取得するために必要な資金等については、JOGMECによる出資並びに債務保証が可能となっているが、2020（令和2）年の法改正によって、鉱山権益を伴わない海外の選鉱・製錬事業等が対象になり、更に2022（令和4）年の法改正では、国内の選鉱・製錬事業も対象となったところである。これらの制度の拡充は、日本企業によるベースメタルやレアメタル等の資源開発の一層の拡大、促進に繋がるものであることから、引き続き支援の継続・拡充をお願いしたい。

③ 海外の鉱物資源関連情報の収集と提供の継続・拡充

世界的に資源獲得競争が激しさを増す中で、JOGMECは様々な形で資源関連情報の発信を行っている。国際的な資源事情に関する情報が以前にも増して必要とされていることから、今後もJOGMECによる海外の鉱物資源関連情報の収集及び提供の事業を継続・拡充し、日本企業の海外探鉱を支援していただきたい。

2) 経済安全保障推進法に係る支援策の強化・拡充

2022（令和4）年に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が成立し、同年に特定重要物資として重要鉱物が指定され、2023（令和5）年1月に公表された「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」において金属鉱産物35種（現在は36種／ウランが追加された）が施策の対象とされた。それらの重要鉱物に対しては、探鉱・FS、鉱山開発、製錬事業、技術開発等の安定供給確保に向けた支援策が講じられることとなり、当面の間はLiBの原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体並びに工作機械や産業用ロボットの製造において必要な超硬工具等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、フッ素及びタングステン、原子力に利用されるウランが施策の対象となっている。支援内容に関し、重要鉱物の安定的確保の観点から、補助金等の充実及び手続きの簡素化を図っていただきたい。これらに加えて、第7次エネルギー基本計画に沿って安定供給確保の重要性が一層高まった銅などのベースメタルに対しても国際間競争などの状況を踏まえつつ、拡充をお願いしたい。

3) 中国によるレアメタル規制強化への対応

中国は、2023（令和5）年から2025（令和7）年にかけてガリウム、グラファイト、アンチモン、テルル、インジウム、ビスマス、タングステンのレアメタル類の輸出規制を大幅に強化し、2026（令和8）年1月には日本への軍民両用（デュアルユース）品としてレアアースやレアメタルの輸出規制を強化することを発表した。また、2026（令和8）年2月には、日本企業20社に対し軍民両用（デュアルユース）品の輸出などを禁じる2つの公告を公布、即日施行した。一部の

鉱種においては我が国への輸入が長期にわたって途絶あるいは激減することが懸念される事態となっている。国内の各製錬所においては、上記レアメタル類の一部を精鉱原料の副産物として生産しているが、直ちに輸入途絶に対応することは数量、鉱種双方の面から極めて困難である。その一方、継続的な副産物回収技術開発と製造コストを安定的に賄う政策支援、あるいは需要側への調達支援があれば、更に副産メタルの増産や新規鉱種の回収可能性を迫及することは可能である。そのため、経済安全保障法に依拠した技術開発支援や価格安定制度の導入、需要家側との連携、更には、そのコスト負担も含めた安定的なサプライチェーンの創設に向けた支援策の検討と早期導入をお願いしたい。

4) 公的金融機関の海外投資補完機能の拡充

資源の安定確保を目指した日本企業による海外資源の自主開発権益の獲得や鉱山開発、長期輸入契約締結などの企業活動を活発にするには、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）など公的な金融機関による補完機能の役割が重要である。これら公的金融機関による支援制度も近年大幅に拡充してきており当業界もその恩恵を受けている。今後もリスクテイクの更なる拡大（JBIC）、弾力的な運営による案件処理の迅速化（NEXI）など、海外投資補完機能の一層の拡充と効率化をお願いしたい。

(4) 資源外交の強化と在外政府機関による支援の拡充

資源メジャーによる資源の寡占化が進み、中国や新興国などの国を挙げた資源獲得競争が激化する中で、資源産出国における資源ナショナリズムが台頭するなど、国外での資源開発は年々困難さを増している。インドネシアでは2020（令和2）年のニッケル鉱石輸出禁止に続き、2024（令和6）年6月からは銅精鉱が輸出禁止となり我が国の産銅各社は代替の原料ソースの調達を余儀なくされた。これらのリスクを回避あるいは軽減するには、自由貿易体制の堅持のため不合理な貿易制度の改廃に具体的に取り組むなど、国内及び在外の政府や関係機関による幅広い支援を引き続きお願いしたい。

2021（令和3）年2月のロシア軍によるウクライナ侵攻以降、重要鉱物資源の安定確保へ向けた議論が急速に高まり、アメリカ合衆国をはじめとする自由主義経済諸国において重要鉱物に対する安定的で強固なサプライチェーンづくりが始まった。我が国も、アメリカ合衆国が提唱したMSP（ミネラルズ・セキュリティ・パートナーシップ）への参加や、二国間あるいは複数国間における重要鉱物供給体制づくりに向けた連携宣言など資源外交の強化が図られている。

また、2025（令和7）年1月に発足したアメリカ合衆国のトランプ政権下では銅関税強化等が開始されるなどの憂慮すべき事態が発生していることから、今後も継続的に資源国への積極外交を展開し、具体的な資源プロジェクトへの参画や海外鉱山の権益拡充につながるよう事業者も参画できるような展開、支援をお願いしたい。支援対象の選定に際しては、国際情勢のみならず、地域紛争や児童労働等のリスクも踏まえて適切な国・地域におけるプロジェクトの選定を要望する。

加えて、各国で囲い込みが進むリサイクル原料の調達についても、資源確保の重要な方策と位置付け、規制対応も含めた戦略的な外交をお願いしたい。

(5) 資源分野の人材育成の強化

近年の世界的な資源獲得競争が激化する中、海外での資源確保が必要にもかかわらず、我が国では国内鉱山の相次ぐ閉山と大学及び大学院での資源関連カリキュラムの廃止により、グローバルに

活躍できる資源開発分野の人材不足が顕在化しており、このままの状況が続けば今後の国内産業を支える鉱物資源の確保及び安定供給が懸念される状況に至っている。

そのような中、資源開発分野における人材育成の場が徐々にではあるが拡充されてきた。2013（平成 25）年度に国際資源大学校と国際鉱物資源開発協力協会が統合され一般財団法人国際資源開発研修センター（JMEC）が発足し、人材育成事業を一体的かつ効果的に実施する体制が整えられ、2014（平成 26）年 4 月には秋田大学に国際資源学部が発足し、資源教育の充実が図られ、また 2015（平成 27）年 4 月には高知大学に農林海洋科学部が設置され、海洋資源を中心に資源教育がなされている。また、JOGMEC では企業などの人材育成を支援する資源開発基礎講座が随時開講され、資源開発に向けた基礎知識の周知が図られている。資源・素材学会では、毎年資源・素材分野における教育活動・研究活動を通じて人材育成の体制の再構築を図るとともに、日本技術者教育認定機構（JABEE）内の「地球・資源及びその関連分野運営委員会」の運営主体として資源部門学校教育の質的向上に貢献してきた。

一方、資源系人材の国内企業入社後の現場における体系的な実務レベルの能力習得の体制づくりや環境整備も重要となっている。国内の稼働鉱山はほぼ消滅し、かつて国内で実施された国による広域調査や精密調査なども現在は行われておらず、資源系企業の若手技術者の現場における育成の機会が現状失われている。また鉱山開発の過程で一時的に特定のフェーズに従事する人材の需要が発生するものの、該当フェーズが無い期間においてはその人材規模を個別企業が維持し続けることは難しい。

さらに近年、秋田・青森を中心とした東北地方や北海道地方では、クマ被害が激増し、資源系学生のフィールドワークに著しい危険性が生じている。このため、多くの資源系学生は、野外における地質観察や岩石鉱物試料採取ができなくなる異常事態が発生しており、資源系研究室の教官は進級論文や卒業論文の指導ができず、人材育成が極めて困難な状況となっている。クマ被害を避けてフィールドワークを実施するため、産学が連携して対策を検討する際には、国からの支援を要望したい。

また、今後必要とされるカーボンニュートラル対策にひとつとなる CCS/CCUS 等の取り組みは中長期にわたり継続していくので、人材育成の必要性は益々高まる。海外鉱山を運営するグローバル人材、若手技術者の育成への対応は急務となるが、個別企業レベルでは限界があるため、産学官連携による具体策のデザインと、国や関係機関による支援策の整備と拡充を引き続き要望する。加えて、資源系人材育成の場が必要不可欠なため、JOGMEC の鉱物探査プロジェクトなど現地活動フィールドの充実を望む。

(6) 海洋鉱物資源開発へ向けた長期的な取り組みの継続

我が国の排他的経済水域（EEZ）及び公海には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト鉱床、マンガン団塊、レアアース泥など海洋鉱物資源が賦存している。これらの鉱物資源は、非鉄金属のみならず、白金・コバルト・ニッケルなどレアメタルの含有率が高いことを特徴とし、将来これらの金属が重要な供給源となることが期待されている。しかし、これら鉱物資源の賦存状況はまだ十分に把握されておらず、採掘技術、環境影響対策技術についても開発段階にあるため、未だ日本企業による資源開発が開始される段階ではない。

現在、海洋基本法に基づいた「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（2024（令和 6）年 3 月見直し）の下、将来の海洋鉱物資源の開発・商業化に向けた総合的かつ計画的な取り組みが進められて

いる。個別分野ごとの進展も確認できているが、単年度で成果を得ることは困難であり、これまでの成果を踏まえて、引き続き資源量調査、生産技術開発及び環境影響評価を進めていく必要がある。

したがって、引き続きこの取り組みを推進していただくとともに、海洋環境への配慮や法整備を進め、将来日本企業が参入できる環境整備に努めていただきたい。

(7) 鉱業法の更なる見直し

海洋資源の適正な維持・管理及び合理的な開発が行われるように法的な環境を整え、管理体制を構築することなどを目的に、2012（平成 24）年 1 月に改正鉱業法案が施行され、2016（平成 28）年度には石油・天然ガス等の特定鉱物に係る鉱業法の運用が見直された。また、2022（令和 4）年度の改正により、国内のレアアース開発を適正に維持・管理することを目的に、鉱業法の適用対象となる鉱物としてレアアースが追加されたところである。鉱業法が、我が国の国益に沿い、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発が行われるように、引き続き適正に運用されるようお願いしたい。

(8) 資源技術開発の推進

資源探査をより効率化・高精度化する物理探査やリモートセンシングなどの資源探査技術、採掘レベルの深部化や低品位化に対応した採掘技術、低品位鉱や不純物を含む鉱石に対する選鉱処理技術など、資源開発分野には未だ多くの重要な技術課題があり、今後ともこれらの課題を解決すべく技術開発を続けて行くことが必要である。しかしながら、技術開発には多くの費用と時間が必要であり、実用化に結びつかない場合もあり、民間レベルでの技術開発力には限界があることから、JOGMEC を中心として官民が協力し技術開発を進めてきた。

これらの技術開発に寄与してきた研究助成制度の拡充と、現場で必要とされるニーズに適した技術開発の継続実施を今後ともお願いしたい。

(9) 国内資源開発助成策の再開

資源の大半を海外に依存している我が国にとって、国内資源の確保は安全保障上極めて大きな意味がある。世界的な資源需要の増大、鉱物資源の生産レベルの深部化・高度化・奥地化による採掘環境の悪化、資源の枯渇などを背景に、今後、鉱物資源は中長期的には供給不足が生じ、価格が高騰していくことが予想される。鉱物資源を巡る世界情勢の大きな変化、探査技術の飛躍的進歩を考慮すれば、金などいくつかの鉱種では国内にも経済性を有する鉱物資源の開発ポテンシャルが残されていると考えられる。

我が国で非鉄金属製錬事業を行っている本邦企業の原料確保のための金属鉱床探査に対する支援制度を設けることが出来れば、国内探鉱はより活発化するものとする。これは我が国の資源探査技術の維持・継承、雇用機会の創出という観点からも重要なことである。今後の資源セキュリティの観点からも、国内資源の探鉱推進策を新たな視点で検討し、我が国企業を対象とした国内資源開発助成策が再開されることを要望する。

また、所有者不明土地を鉱業用地として利用可能とする条件の設定や鉱業法・鉱山保安法以外の法令に規定された条件の緩和など、鉱床の探鉱、鉱山の開発に必要な用地の購入・賃借に係る規制を緩和することを検討いただきたい。

(10) カーボンニュートラル対応への支援制度

昨今、地球温暖化は世界的に喫緊の課題となりつつあり、鉱山業界においてもこの対応が強く求められている。一方、現在開発対象となりうるプロジェクトはインフラの整わない山間部や奥地に位置することが多く開発コストが増大していることや、既存鉱山においても採掘の深部化、困難化によりエネルギー消費量が増大傾向にあることから、温室効果ガスの削減に対し十分に対応することが難しくなっている。このように、鉱山開発においてカーボンニュートラルへの対応は容易ではなく、将来的に開発や操業継続に影響が出ることが予想される。このため、本邦企業の鉱山開発や既存鉱山の操業におけるカーボンニュートラル対応を加速することを目的として、再生可能エネルギー設備や省エネ技術の検討・導入、代替燃料の開発・購入や低燃費または電動の重機・車両の開発・購入に対する支援制度を創成していただきたい。

2. 製錬業の国際競争力の強化

(1) 低廉で安定的な電力供給の確保

東日本大震災以降のエネルギー供給体制の変化に加え、再生可能エネルギー導入拡大に伴う負担の増加や、卸電力市場価格との連動性の高まりにより価格変動リスクが増大していることなどから、国内電気料金は長期にわたり高水準で推移している。燃料価格の高止まりや原子力発電所の再稼働の遅れなどの影響により、非鉄金属製錬業における電力コスト負担は継続的に増大している。我が国の電気料金は国際的に見ても依然として高い水準にあり、国際価格で取引される非鉄金属製錬業においては価格転嫁が困難であることから、国際競争力の低下が強く懸念される。政府は、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー安全保障と経済性、脱炭素の両立を図る観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を進めつつ、原子力や水素・アンモニアを活用した脱炭素電源を最大限活用する方針を示している。一方で、電力市場価格の変動が電力料金の上昇につながる可能性を踏まえ、電力価格の急激な上昇が産業競争力に及ぼす影響を最小限に抑えるための措置を講じることを要望する。

1) 低廉で安定的な電力供給のための施策の推進

国際競争力を維持・強化するためには、特定の電源に過度に依存しない、安定した電源構成の確立が不可欠である。原子力発電所については、安全性を最優先とした上での再稼働を着実に進めるとともに、将来の発電能力を維持・拡大する観点から、新型炉の検討・導入を含めた中長期的な活用方針を明確化することが求められる。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、電力系統の安定性確保が一層重要となることから、環境に配慮した火力発電へのリプレース、次世代蓄電技術の活用、系統増強への支援を強化することが重要である。さらに、再生可能エネルギーの出力変動を調整する手段としてのデマンドレスポンスの活用促進など、電力多消費産業向けの電力料金負担軽減策の強化を要望する。加えて、2028年度から導入が予定されている化石燃料賦課金制度については、再資源化や循環型事業を含む企業活動の実態を踏まえ、過度な負担とならない制度設計とすることを要望する。

2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）減免措置の維持・拡大

再生可能エネルギーの導入拡大に伴う賦課金負担は年々増大しており、電力多消費産業における企業活動への影響が一層顕在化している。特に、再エネ賦課金の8割減免措置は、国際競争力を維持・強化する上で不可欠な制度である。2026年度には、売上高千円当たり電力使用量の基準値が5.2kWhから4.96kWhへと引き下げられたが、売上高の増加や省エネ努力の結果として基準

値を下回る事業所もあり、減免措置の継続が困難となっている。

当業界がこれまで継続して取り組んできた省エネルギーの推進や、リサイクルを通じた循環型社会構築への貢献を十分に考慮し、再エネ賦課金減免措置の維持・基準値のさらなる引き下げを強く要望する。併せて、太陽光発電など再生可能エネルギーの発電特性を踏まえ、発電時間帯別の賦課金設定など、より実態に即した柔軟な制度設計の検討を要望する。

3) 電力市場改革の推進

政府は「第7次エネルギー基本計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた電力市場の構造改革を進めている。国際競争力を確保するためには、再生可能エネルギー、原子力、水素等を適切に組み合わせた電力市場の構築が不可欠である。このため、送配電コストの低減に資するスマートグリッドの導入促進や、市場価格の過度な変動を抑制するための価格安定化対策を強化することを求める。また、産業界が選択可能な長期固定価格契約の選択肢拡充や、産業向け長期電力契約スキームの構築を通じて、安定かつ低廉な電力供給を確保する政策の実現を要望する。

4) 省エネの推進及び企業の電力コスト負担軽減措置の拡充

「地球温暖化対策計画」では、2040年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比73%削減する目標が掲げられている。目標達成に向けては、さらなる省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの拡大が不可欠である。一方で、電力コストの上昇が企業経営に過度な負担とならないよう、産業用電力価格の国際競争力を確保するための補助金制度の拡充が必要である。併せて、省エネルギー設備の導入に対する助成金については公募期間の十分な確保や、申請要件の見直しなど、企業が応募しやすくなるようなさらなる制度運用の改善を要望する。

(2) 製錬技術（選鉱工程を含む）の開発支援

日本の非鉄金属製錬所は、既存の製錬設備や製錬技術に諸改善を加え、大型の設備投資を行うことなく生産能力の増大とコスト削減を行ってきた。しかし、近年、中国による精鉱調達量の増加に起因する売り手優位な市場形成により、製錬会社の収益源である溶錬費（TC）や精錬費（RC）は大きく下落している。また、国内の電力価格上昇、輸入精鉱の低品位化と不純物増加、国内の環境規制強化等、製錬所の収益に悪影響を与える要因は年々増加傾向にある。これらによる国際的なコスト競争力への影響は極めて大きく、各社の非鉄金属製錬事業は厳しい事業環境下に置かれている。このような状況下において新規鉱山開発や鉱山権益確保、製錬所内の工程改善や省エネ等の推進、リサイクル原料の増処理等への対応で生き残りの模索を続けている。JOGMEC法の改正による選鉱設備を含む製錬業への出資・融資などの支援については、リサイクルによる資源循環を推進する観点からも積極的な運用をお願いしたい。

今後、更に日本の非鉄金属製錬事業の国際競争力を高めるためには、製錬に関連する新たな技術開発が重要である。しかしながら、この技術開発には、長期の試験研究と多額の開発資金が必要である。

については、原料（精鉱）の輸出国との連携、産学官の連携による技術開発、及び中核技術者育成をも視野に入れた、以下の非鉄金属製錬に関連する技術開発に最大限の支援をお願いする。

- ① 既に実施されている輸入精鉱の低品位化と不純物品位の増加に対応した選鉱を含めた製錬技術開発への支援の継続、及び原料輸出国との連携のための施策の策定
- ② 省電力化、CO₂削減のための製錬技術開発への支援の継続
- ③ リサイクル原料への対応力を向上する製錬技術開発への支援の継続

- ④ 製錬副産物からの有用金属回収及びそれらの有効利用に関する技術開発への支援の継続
- ⑤ 忌避元素対策への支援
- ⑥ カーボンニュートラル実現に向けた革新的技術開発への支援
- ⑦ 非鉄分野の人材の育成・確保への支援

(3) 亜鉛と鉛の用途拡大の促進

持続可能な資源循環型社会の構築に向けては、非鉄金属製錬産業の健全な成長が不可欠であり、そのためには既存の分野における需要の維持・拡大に加えて新規用途の拡大が必要である。

1) 溶融亜鉛めっき

亜鉛については、溶融亜鉛めっきは鉄鋼の防錆に最も有効な手段の一つであり、国内各地で自然災害が頻発する日本において、またゼロカーボン目標達成の観点からもインフラのレジリエンス強化と長寿命化が求められることから、溶融亜鉛めっきの果たす役割は重要と考えられる。

既に公共建築工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に溶融亜鉛めっき鋼材の利用に関する記載がなされており、新規用途として期待される溶融亜鉛めっき鉄筋については、2019（令和元）年に土木学会による「亜鉛めっき鉄筋を用いるコンクリート構造物の設計施工指針（案）」が、また 2022（令和 4）年には日本建築学会による「溶融亜鉛めっき鉄筋を用いた鉄筋コンクリート造建築物の設計施工指針」が策定される等、導入環境に向けた整備が進んでいる。溶融亜鉛めっき鉄筋は諸外国に比べ日本ではほとんど普及していないが、塩害への耐性などから特に沿海地方では構造物の長寿命化に有効である。今後も溶融亜鉛めっき鋼材のインフラの再整備や災害復興工事、再生可能エネルギー設備建設やメンテナンス工事における使用拡大を後押しするインセンティブの導入等、溶融亜鉛めっき鋼材の普及促進に繋がる幅広い支援を要望する。

2) 亜鉛ダイカスト

亜鉛ダイカストは様々な産業分野で部品として使われてきたが、軽量化の風潮の中でシェアを落としている。しかしながら、亜鉛ダイカストには微細加工に適するという特徴に加えて主流のアルミ素材に比べ低融点であり低エネルギーによる製造が可能なこと、樹脂素材に比べリサイクル性が高いことなどカーボンニュートラルに貢献できる要素が多い。亜鉛ダイカストの需要復興に向け開発案件等への助成などの支援をお願いしたい。

3) 亜鉛新規用途開発

洋上風力発電、亜鉛 2 次電池等の亜鉛の新規需要創出が期待される。亜鉛 2 次電池は世界中で広く研究され、日本でも NiZn 電池、空気亜鉛電池などが電力貯蔵、車載、モバイルなど様々な用途で実用化を目指し研究開発中である。しかしながら、これら新規分野における亜鉛の使用効果が十分に認知されているとは言い難い。開発を行う様々な分野での研究機関や素材・加工会社に加え、設計事務所やエンジニアリング会社、組立て設置会社等に対し、幅広く亜鉛の素材や製品としての特徴、特性、使用方法を広く周知してもらうための働きかけの場やエネルギー安全保障の観点からあらためて亜鉛の魅力やポテンシャルを伝えられる機会を設定するなど、亜鉛の新規需要創出に向けた活動等への支援をお願いしたい。

4) 鉛蓄電池等

鉛については、その主要用途である鉛蓄電池は主に自動車用内燃機関の始動用途に利用され、長い実績が蓄積されている。しかしながら、将来的な人口減少や少子高齢化に伴う人口構成の変化等により、国内での内燃式自動車の販売台数が頭打ちになることが予想されている。一方で将

来のカーボンニュートラル達成のためには再生可能エネルギーの利用率向上が喫緊の課題であり、特に太陽光発電では利用率向上のため蓄電池を併設することが有効とされている。鉛蓄電池は電解液を除くほぼ全てがリサイクル可能な部材で作られており、かつ既にリサイクルシステムが全国的に確立されたリサイクルの優等生であると言える。更には国内に大量の鉛蓄電池が再生可能資源としていまだ存在することから、再生可能エネルギーの補完用として鉛蓄電池の利用促進を積極的に図るべきと考える。そのためにも設備設置に当たっての助成金の新規導入等を含めた支援を要望する。

加えて、ベースロード電源として今後重要視されている原子力発電においても鉛は「放射線遮蔽材」として欠かすことが出来ない部材となりえる。ついては、これから着手される東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・解体作業工事等の関係者に対し、鉛が有効な放射線遮蔽材として期待できる材料であると周知し、理解頂けるよう活動支援をお願いしたい。

5) 統計・調査

亜鉛と鉛については、長年にわたり資源エネルギー庁による非鉄金属等需給動態統計調査により、国内の需給状況が把握されていた。しかしこの調査は2020（令和2）年12月をもって終了となっており、現在は日本鉱業協会が自主統計として取りまとめている。需給動態統計調査は需要振興の最も基礎的な資料であり、リサイクルの実態等、今後の低炭素化社会実現に向けた資源・素材政策を推進するうえでも必要と考えられることから、それに代わる公的な立場での調査の支援検討をお願いしたい。

(4) 副産物の用途拡大

非鉄金属製錬スラグは、非鉄金属製錬（銅、亜鉛、フェロニッケル）の副産品として、年間約500万トン生産されている。その活用（販売）は、我が国の非鉄金属製錬の事業そのものに直接影響する極めて重要な課題である。

近年、非鉄金属の世界的な需要の増大や原料鉱石の品位低下によるスラグ発生量の増加や、リサイクル原料や廃棄物の増処理によりスラグ中忌避成分の増加が懸念（特に銅スラグと亜鉛スラグ）される。これら非鉄金属製錬スラグを資源として、有効に活用し適切に処理していくことは、非鉄金属製錬業を健全に存続、発展させていくこととなり、我が国の資源セキュリティにとっても非常に重要なことである。そのために、以下の非鉄金属製錬スラグの用途拡大の推進に特段の支援を要望する。

銅スラグや亜鉛スラグの一部は基本的にセメント製造に必要な鉄源として使われているが、国内セメントの需要は1996（平成8）年の約1億トンをピークに年々減少してきたことや、製鉄所産出ダスト等のセメント用鉄源量に押し出されて国内セメント向け原料が減少した。これにより、海外のセメント向け原料やサンドブラスト材向けの輸出が増加し、これらの輸送コストが増大してきている。そこで、2015（平成27）年度に日本鉱業協会の「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン」を改正し、2016（平成28）年4月から非鉄金属製錬各社がこれに沿った運用を開始した。また、同時期にフェロニッケルスラグ及び銅スラグについてコンクリート用骨材としてJISが改正され、同年7月には土木学会で、2018（平成30）年12月には日本建築学会でコンクリートの設計施工指針を改定していただき、コンクリート用骨材（天然砂の一部代替）への利用を強力に推進している。フェロニッケルスラグは、路盤材料、サンドコンパクション材料、ケーソン中詰材料、また銅及び亜鉛スラグについてもケーソン中詰材料などの用途の拡大を図ってきたが、いまだ不十分で

ある。

これら非鉄スラグ製品の利用拡大、用途拡大促進には公的認知が不可欠であるが、公共工事資材としての実績不足などを理由に利用されていない。国のグリーン調達品目などの公的認定を受けている用途もあるが、利用されていないのが実状である。また、非鉄スラグ製品の販売は、かなりの割合を輸出に頼っている面もあり、新たな用途開発を図る必要がある。したがって、以下の点について、より一層の支援を要望する。

1) 港湾・空港工事における非鉄スラグの利用促進

毎年、2015（平成 27）年度に取りまとめた『港湾・空港工事における非鉄スラグ利用技術マニュアル』を用いた国土交通省地方整備局、地方の経済産業局への広報活動に加え、各地方整備局や港湾関係コンサルタント会社との技術説明会も実施してきている。非鉄スラグ利用の拡大に向けて、本省からの支援を引き続きお願いする。

2) スラグ品質改善（忌避元素対策）に関する支援

非鉄スラグ製品の利用促進においてスラグの更なる品質改善（銅スラグ中の重金属品位低減等）も重要な課題と考える。その推進のためには新規技術開発や多額の設備投資が必要であるが、国内の非鉄金属製錬業の現行の事業環境下で実行するには困難な状況である。そこで非鉄スラグの品質改善に関する新規技術開発を行うための支援、また品質改善のための設備導入に関する支援を引き続きお願いする。

3) 環境負荷低減に優れた「非鉄スラグ製品」の PR 支援

土木学会が発刊している『フェロニッケルスラグ骨材を利用した設計施工指針』及び『銅スラグ細骨材を使用したコンクリートの設計施工指針』（2016 年改訂）や建築学会が発刊している『フェロニッケルスラグ骨材または銅スラグ細骨材を使用するコンクリートの調合設計・製造・施工指針・同解説』（2018 年改訂）、これら 2 つの指針と、『港湾・空港工事における非鉄スラグ利用技術マニュアル』及び「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン」を用いて、非鉄スラグ製品が環境安全品質を遵守し、天然資源の代替による省資源・CO₂ 排出削減などの環境負荷低減効果に優れたリサイクル製品であること、耐久性・長寿命化によるライフサイクルコスト改善、修繕コストの削減にも寄与する優れた材料であることを、使用者側に対し強くアピールしていく所存である。各省庁からも引き続き支援いただけるようお願いする。

(5) 硫酸の用途拡大にかかわる支援

非鉄金属製錬において鉱石に含有する硫黄は、エネルギーの有効活用及び環境汚染を防止する目的で硫酸として回収されている。この不可避的な副産物である硫酸の生産量は、年間約 500 万トンと多量であり、その安定的な活用は製錬操業維持のために必要不可欠である。しかしながら、現在硫酸の国内需要は、国内の肥料生産の漸減や海外シフトなどの需要減少により、供給をはるかに下回っているため、余剰となる硫酸については、これを輸出することで対応している（生産量の約 50%）。一方で、中国や韓国などの製錬所増強による硫酸増産により、その輸出市場での競争も激しさを増してきている。この構造的な問題を解決するためには、国内におけるニッケル、銅等のリーチング法による新湿式製錬法などの硫酸の新用途開発が必要であり、支援・助成を要望する。

(6) 新材料開発の推進

今後、伸びることが予想される GX（環境・資源）、エネルギー、自動車、医療等の重点分野にお

いて、新規機能材料及び既存材料の高機能化・高付加価値化の加速が望まれている。このため、以下の点について支援が図られるよう強く要望する。

1) 新規機能材料開発に関する予算拡充

- ① 研究開発投資における減税及び助成
- ② 研究開発活動に関する全面的な優遇措置
- ③ 研究開発機器の償却年数の短縮

2) 産学官連携の体制強化に関するサポート

- ① 上記4つの重点分野におけるイノベーション創出の異業種交流や連携の場の拡充
- ② 新材料開発における大学、研究機関、企業の連携の場の強化、拡充
- ③ コンソーシアム、プロジェクト運営への助成と全面的なサポート
- ④ 新技術に関する情報共有の仕組みの強化
- ⑤ 高度研究開発用施設の民間活用促進
- ⑥ 全国公設研究機関の合理化と利用促進、及び戦力化のための助成

3) 知的財産分野における対応強化

- ① 上記の政策的に伸ばす分野における知的財産の相互利用による新技術開発加速
- ② 海外企業による権利侵害及び技術流出対策の強化
- ③ 特許維持負担軽減のため維持年金の減額
- ④ 長期または高コストの開発を要する分野における投資回収確保の観点から特許保護の実効期間の在り方見直し検討
- ⑤ 大学の知財マネジメント体制強化

(7) 非鉄金属関税の維持・存続

我が国の非鉄金属製錬業は、国内鉱山閉山後の坑廃水処理等の環境対策に大きなコスト負担を強いられており、国際競争力上ハンディキャップを負っている。また、我が国の非鉄金属関税は既に国際水準から見て低水準にある。これら状況に鑑みて、非鉄金属関税の維持・存続を要望する。

1) WTO「ドーハラウンド」への取り組み

非鉄金属関税率のピークカットや平準化（ハーモナイゼーション）を要望する。

2) EPA/FTA への取り組み

EPA/FTA 等の二国間協定における非鉄金属関税の取り扱いについては、二国間の当該品目の貿易状況に鑑みながら、最適な関税制度を確立し維持するよう要望する。

3) 保護貿易政策への対応

2025年1月に発足した第2次トランプ政権は、昨年、米国通商拡大法232条に基づき、鉄鋼・アルミニウム製品他に対して高税率の輸入関税を賦課、それ以外の製品にも国毎、製品毎に税率は異なるが相互関税と称して追加輸入関税を賦課した。またインドでは、昨年末既に撤回済みなるも、一時、BIS 認証（事実上の輸入障壁）を銅に適用し、更に亜鉛への拡大を発表するなど、保護貿易主義への傾倒が世界的に拡大している。

特に米国の鉄鋼製品への関税賦課の結果、中国、韓国産亜鉛メッキ鋼板の我が国への流入が、高水準で続いている。関税をはじめとする保護貿易政策は、対象となる製品への直接的な影響のみならず、対象製品を原材料とする製品にも間接的な影響を及ぼすため、十分な配慮及び廃止、軽減に向けた対応をお願いする。

(8) 非鉄金属製錬設備等への支援

非鉄金属製錬事業は、原料精鉱の品質変化（含有不純物の増加）や著しい需給逼迫に直面し、厳しい状況に置かれている。一方でリサイクル原料由来の非鉄金属地金への需要は緩やかにではあるが高まりが期待されるほか、CO₂削減など環境対応も求められている。また、原料調達に使われるバルク船の大型化に対応出来る港湾に限られることから、その潮流からも取り残されつつあり、インフラ面の改善も急務である。このため、競争力の維持・向上、更なる環境配慮を目的とした非鉄金属製錬事業の設備更新や物流機能の強化への支援を要望する。

また、世界的な原料確保競争の激化に伴う TC/RC 低迷や、原料調達に伴う運転資本の膨張によっても、製錬事業の経営環境が一段と厳しさを増している。重要鉱物の安定供給とサプライチェーン強靱化に必要な国内製錬ネットワークを維持するためには、原料調達から製錬工程、製品販売までを含めた非鉄金属製錬事業に関して、一体的な支援が不可欠である。特に、安定的な原料調達を可能とすべく、非鉄原料精鉱の調達に関する資金支援制度など、助成拡充を要望する。

3. GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた取り組み

我が国のエネルギー・地球温暖化対策は、パリ協定の採択・発効以降、国内外の政策動向を踏まえ、2020年に政府が掲げた「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標は2013年度比▲46%へと引上げられ、2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2040年度に同▲73%削減とより高い目標が設定されている。また、「第7次エネルギー基本計画」では、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を基本方針とし、再生可能エネルギーの主力電源化を進めつつ、原子力を含む脱炭素電源を最大限活用し、特定の電源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すことが示された。加えて「GX2040ビジョン」では、2040年度を見据え、再生可能エネルギーのさらなる拡大に加え、カーボンニュートラル燃料の活用や、産業構造の転換を通じたGXの実現が掲げられている。

これらの政策の下、電力多消費産業においては、安定的なエネルギー供給の確保と脱炭素化の同時達成が一層重要となっている。当業界としてもGXの実現に資する取り組みを推進しているところであり、以下の政策対応を要望する。

(1) 産業界の自主的取り組みの尊重

当業界は、省エネルギー及びCO₂排出削減に関する自主的な取り組みを推進し、「カーボンニュートラル行動計画」を策定し、毎年フォローアップを実施するなど、CO₂排出原単位の削減やエネルギー効率の向上に着実に取り組んできた。特に、当業界が供給する銅・鉛・亜鉛・ニッケル等の鉱物資源は、再生可能エネルギー、蓄電池、水素関連技術など脱炭素社会の実現に不可欠な素材である。「第7次エネルギー基本計画」においても、国内製錬所は重要鉱物サプライチェーンの要と位置付けられており、高品質な地金やレアメタルの安定供給、さらにはリサイクルを通じた資源循環型社会の構築において重要な役割を担っている。

こうした実態を踏まえ、カーボンニュートラル実現に向けては、産業界の自主的な取り組みを尊重し、過度な政策的負担を回避しつつ、国際競争力の維持・強化につながる施策を講じることを要望する。また、「GX推進戦略」に基づき導入されるカーボンプライシングや排出量取引制度については、これまでの省エネ努力や排出削減実績が適切に評価されるよう、当業界の実態に即した制度運用となることを強く要望する。さらに、エネルギー基本計画で示された方向性を踏まえ、2030

年度に「電力排出係数 0.25」を確実に達成できるよう、政策の実効性を高めることを要望する。

(2) 供給電力の非化石電源化の推進

政府は第 7 次エネルギー基本計画において、原子力を含む脱炭素電源の最大限活用と、再生可能エネルギー比率を 4~5 割程度まで引き上げる方針を示している。一方で、太陽光・風力など変動性のある再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、電力系統の安定性確保が重要な課題となっている。このため、大規模蓄電池の導入支援や、火力発電での水素・アンモニア混焼等の低炭素電源の実装に向けた支援を一層強化し、安定供給と脱炭素を両立可能とする電力インフラ整備を推進することを要望する。

(3) 省エネ技術開発推進及び創電・蓄電・節電設備等の導入支援

2040 年度の温室効果ガス削減目標（2013 年度比▲73%）の達成には、産業部門におけるさらなるエネルギー効率の向上が不可欠である。省エネ技術の開発・導入に加え、創電・蓄電・節電技術の普及を後押しする施策の強化を要望する。また、「GX2040 ビジョン」の実現には、新技術導入や事業構造転換を支える中長期的な資金支援が重要である。産業用設備の低炭素化や再生可能エネルギー活用を促進するため、補助金や税制優遇制度の一層の充実を要望する。

(4) GX 推進法改正と非鉄金属製錬業界の競争力維持

当業界は、2021 年度に「カーボンニュートラル推進委員会」を設置し、主要金属である銅、鉛、亜鉛の CFP（カーボンフットプリント）の見直しなど、技術課題への対応を進めてきた。2024 年度以降は「GX 推進委員会」として体制を強化し、GX 実現に向けた取り組みを継続している。2025 年 5 月に成立した改正 GX 推進法では、排出量取引制度の本格導入に向け、CO₂の直接排出量が 10 万 t-CO₂/年以上の事業者に対し、排出枠の遵守や市場取引が義務付けられ、2026 年度から本格稼働となる。非鉄金属製錬業界は、GX・DX の推進に不可欠なベースメタル・レアメタルの安定供給や、リサイクルを通じた資源循環型社会の構築において、経済安全保障上も極めて重要な役割を担っている。制度の運用にあたっては、こうした業界の特性を十分に踏まえ、リサイクルに係る軽減措置など、競争力維持に資する特段の配慮を要望する。また、GX 推進において、企業の排出削減成果が取引先や最終消費者に適切に評価される仕組みづくりや、「GX 率先実行宣言」など GX 市場創造に向けた取り組みが進められている点は歓迎すべき事項と認識している。対象製品については、GX のさらなる展開に不可欠な重要鉱物を含む当業界製品を追加対象とすることを要望する。

(5) 地熱エネルギー導入拡大への支援

2030 年の地熱発電導入目標 1.5GW を達成するために、新たな FIP（Feed in Premium）制度においては旧 FIT 制度と同様の経済性が確保される基準価格の設定を強く提案し、併せて既設地熱発電所の活用を含む以下の施策をお願いしたい。

1) 既存の地熱発電所の設備利用率を向上させるための支援制度等の強化

継続的に地熱発電を行うためには代替井の掘削や既存井の改修工事と適切な操業管理技術が必須とされるところ、地熱エネルギーは地下深部に賦存し、可視化して状態を把握できない特殊性から多大な費用を要する代替井の掘削等はリスクを伴い、かつ民間企業としての投資判断もあり、本来設備利用率を維持すべく行う代替井の掘削や既存井の改修工事が計画的に実施できてい

ない状況がある。

この代替井の掘削及び既存井の改修工事は、継続的に地熱発電を行うために必要であり、かつ発電電力量維持・増加に繋がる即効性のある対策である代替井掘削・改修工事及び追加の物理探査（MT 調査）や地熱モデル更新のための解析業務等の費用に対する助成や税制上の優遇措置等の新たな支援制度の創設を強く要望する。一方、操業管理技術については、地熱発電所の設備利用率の向上を図るため、現在 JOGMEC、NEDO、大学等によって行われている技術開発や民間等に対する技術開発支援を今後とも継続していくことを強く要望する。また、新規技術開発の推進のみならず、成果の出た技術開発の適用支援も要望する。

更に、最近の原材料費高や円安の進行、人件費の上昇により、掘削コストや燃料・資機材コスト、さらに高圧電気設備（動力ケーブル等）の更新費用が高騰していることに加え、電力自由化等の影響で売電・蒸気価格も下がり、厳しさを増した事業環境によって、ますます代替井の掘削等が控えられる恐れがある。

一方、既存の地熱発電所はベースロード電源であるだけでなく、純国産のエネルギー資源であるため、地政学的な有事におけるエネルギー価格高騰などに対する経済安全保障の面からも、我が国の電力価格安定化に大きく貢献することが期待できる。したがって、既設地熱発電所においても、事業が継続・維持できる売電・蒸気価格を設定できるような施策や支援制度等の強化を要望する。

2) FIP 制度における妥当性のある「運転開始期限」の設定

地熱発電は、国有林野・保安林の利活用や条例アセス等を要する 경우가多く、その手続きのため、事業者の責に因らない期間を要する場合があります、更には送電事業者の行う系統連系工事に長期間を要する状況も生じている。

地熱開発の対象地域は、今後ますます山間奥地となっていき、更に豪雪地域では冬季の長期間の工事休止を強いられる状況にある。そのため、FIP 制度における「運転開始期限（認定から 4 年、環境アセスメントが必要な場合は 8 年）」については、個別の発電所ごとにその実情に応じた付加期間を認める等、妥当性のある「運転開始期限」の設定を強く望み、特に豪雪地域等における地熱開発が大きく促進されるような施策上の配慮を要望する。

3) 送変電設備整備等への支援

新規の地熱開発は今後ますます山間奥地を対象とすることが多くなり、送変電設備に要する費用が増大し、事業化が困難な開発案件が増えてゆくことが想定される。したがって、将来における国立・国定公園内等の山間奥地における地熱開発を促進するためにも、送変電設備に要する費用については上限額を設定するなど、新たな支援制度の創設を強く要望する。

4) 国による地熱調査の拡充とデータの有効活用

2020 年度からの「先導的資源量調査」や 2025 年度から開始された「地熱フロンティアプロジェクト」において、民間が参入しにくい地域（自然公園や国有林野、保安林等）内での調査を促進する必要がある。具体的には、地下情報を取得するために必要な量の調査井掘削や、地熱ポテンシャルを確認するために十分な期間の噴気試験まで、国が加速して実施することを要望する。

一方、MT 法電磁探査や重力探査は、広範囲のデータを統合解析することで解析精度が向上する。このため、過去の JOGMEC 事業等で取得された物理探査データの公開が促進することを要望する。これらデータが活用できれば、調査準備期間の短縮や調査費用の削減効果も期待できる。さらに、データ量が増加することで、地熱資源有望地抽出や見直し作業が可能となるだけでなく、インフ

ラ建設や火山・地震などの防災分野への活用も期待される。

5) 地熱井掘削に係る人材及び機材の確保

長年の地熱開発停滞により、熟練技術者の減少と若手不足が深刻な課題となっている。これを解消するためには、民間掘削事業者が安心して機材投資や人材確保を行うことができるよう、事業の予見性が担保される必要がある。具体的には、掘削工事の工程が年度に縛られず柔軟に設定できるよう、複数年度に渡り助成金交付が認められるような制度設計を要望する。

昨今の円安や資材高騰の影響で調査・開発費用、特に掘削費用の高騰が地熱開発事業の経済性を悪化させプロジェクト遂行の阻害要因となっているため、助成率の見直しや、地熱掘削機材購入の補助制度の創設を強く要望する。

さらに、民間企業の負担低減のため、大深度・大偏距掘削の経験を持つ外国籍作業員の積極的な受け入れ支援を要望する。

6) 法規制の運用緩和と特区の指定

保安林内での作業許可における面積・期間の規制や、国有林野内の「保護林」は、変更手続きや審査基準が不明確なため、発電所や送電線の配置計画や設置工程の計画を困難にしている。また、科学的根拠に欠ける掘削地点の離隔距離制限や、採取量の制限を求められる場合があり、地熱井の掘削許可取得が困難となっている。国が主導して各都道府県の内規等を点検し、結果を公表することを要望したい。これらの課題の抜本的な解決策として「地熱開発促進法（仮称）」を制定し、指定された「地熱特区」内ではこれらの現行規制を「適用除外」扱い、あるいは撤廃することを強く要望する。

7) 革新的な技術開発への支援

地熱井の掘削現場は、深刻な人手不足と 24 時間連続作業を必要とする特殊性の高い現場環境である。工事の省人化・無人化・安全性の向上を実現するため、AI を活用した掘削作業の自動制御といった革新的な技術開発への政策支援を要望する。

4. 循環型社会構築に向けた事業環境の整備

資源小国である我が国においては、資源確保の一方策としてリサイクルに一層注力していかなければならない。我々非鉄金属製錬業界は、長年培った選鉱・製錬技術及び設備インフラを活用した有価金属の効率的な回収技術や高度な環境保全技術を有し、廃棄物、リサイクル原料から安全にかつ環境を汚染することなく有価金属を回収するとともに最終埋立処分量の削減を行っており、鉱物資源のサプライチェーンの要として資源循環等の重要な機能を担い社会に多大な貢献をしている。

特に、国も「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」更には 2024（令和 6）年 12 月「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を打ち出して、持続可能な社会づくりや経済と環境の好循環を推進しており、我々業界の果たすべき役割は、益々重要となっている。また、2026（令和 8）年 4 月 21 日に、国は循環経済行動計画（案）として、2030 年時点で、国内で生産される銅（電解銅）の約 3 割を、e-scrap や銅スクラップ等の再生資源由来とするという目標を掲げた。当業界としては、その実現を目指すために、リサイクル技術の更なる向上等に取り組むが、今後も安定的な物量を確保し、リサイクル事業の一層の進展と効率的な操業を可能とするため、以下のリサイクルシステムの整備、規制適正化の促進を要望する。

(1) 循環型社会構築のための対策推進

非鉄金属製錬がその工程において有価金属を含む廃棄物のリサイクルを行う場合、廃棄物処理法の適用を受けることとなるが、適正処理を確保したうえでリサイクル 推進を阻害しない法規制、運用のあり方が求められている。

2016（平成 28）年度に廃棄物処理法の 5 年見直しとして「廃棄物処理制度専門委員会」が開催され、当協会が政策要望として掲げてきた点も含まれ、その報告書の中に「優良な循環産業の更なる育成」「廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し」「地方自治体の運用」等が制度見直しの論点として盛り込まれた。廃棄物処理法については改正法が 2017（平成 29）年 6 月に公布され、その後、政省令改正の検討を経て、2018（平成 30）年 4 月 1 日に改正法が施行された。

しかしながら、見直しとして取り上げられた項目は「許可を取り消された事業者に対する措置の強化」「マニフェスト制度の強化（電子マニフェスト化の推進）」「雑品スクラップ対策」及び「自ら処理の拡大」であり、当協会の以下の要望は改正の対象とはならなかった。このため、引き続き、非鉄金属製錬業等の既存産業がリサイクルビジネスを行ううえで、一層の効率的事業運営ができるよう諸制度の見直しをお願いする。

また、2024（令和 6）年 2 月 16 日に公表された「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」でも触れられ、2024（令和 6）年 5 月には「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、国の認定制度ができた。2024 年 12 月 27 日に開催された「循環経済に関する関係閣僚会議」（第 2 回）において決定された「循環経済への移行加速化パッケージ」（補助金やインセンティブ）に基づき、循環経済の移行に向けて企業または自治体との連携や地域課題の解決、新規ビジネスの創出を推進している。今後は GX の実現に向けた設備導入支援等の各種投資支援策を通じて、脱炭素型の資源循環システムの高度化も早期に推進することをお願いしたい。

1) 産業廃棄物処理業の優良化の推進と優遇措置の拡大

2011（平成 23）年度に施行された改正廃棄物処理法では、従来の優良性評価制度に代わって優良産廃処理業者認定制度が創設され、処理業許可の有効期間を延長する特例等のメリットが付与された。更に施設の設置・変更許認可手続きの簡素化や廃棄物保管量・保管期間の規制緩和等のメリットがある制度を要望する。

2) 施設の設置・変更に関する許認可手続きの簡素化、迅速化

円滑な施設整備及び操業効率化のため、許認可手続きに要する書類を必要最低限のものに見直したうえで、書式を統一する等、施設の設置・変更に関する許認可手続きの簡素化及び迅速化を図っていただきたい。

3) マニフェスト返送期限及び廃棄物保管量・保管期間等の適用除外もしくは規制緩和

リサイクル目的の処理においては、効率的な操業を実施するため、廃棄物処理法のマニフェスト返送期限、廃棄物保管量・保管期間等の規制から適用除外する措置もしくは規制緩和を検討していただきたい。

4) 広域集荷実現に向けた制度運用の改善

効率的にリサイクルを推進するためには、安定的な量の確保が不可欠であり、広域的な集荷体制の構築が重要である。2025 年 11 月に全面施行された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」により、国が認定する「再資源化事業等高度化計画」に基づく事業については、廃棄物処理法における収集運搬業・処分業の許可が不要となる特例が創設された。こ

の認定制度を活用することで、都道府県ごとの許可取得や自治体独自の流入規制に左右されず、広域的な集荷・再資源化を実施することが可能となる。

そのため、事業者が本制度を円滑に活用できるよう、運用において、①認定手続の迅速化・透明化、②認定要件の明確化、③認定制度の運用改善等など、柔軟な対応をお願いしたい。

5) 低品位スクラップ処理の拡大

これまで日本から中国や東南アジアに輸出していた雑品スクラップが各国の環境規制強化により国内に滞留するようになったため、今後日本国内での処理能力アップを図る必要があるが、有価物を主に処理している非鉄金属製錬事業者は廃棄物処理業の許可を取得していないところもあるため、廃棄物と判断される可能性のあるこれらの雑品スクラップの処理に手を出しづらい状況にある。これらの雑品スクラップの中には有価物が含まれているものもあり、資源循環の観点からも、非鉄金属製錬事業者が受け入れる雑品については廃棄物／有価物の柔軟な解釈、判断をお願いしたい。

6) 資源循環の更なる促進のための指導、指針の提起

現在、日本ではリサイクル促進のため種々のリサイクル法が制定され、個別にリサイクル目標が設定されているものの、その目標は社会全体あるいは業界全体を対象としているものが多く、個別の事業者への拘束力はほとんどないものとなっている。一方で、ビジネスとしてリサイクルを行うためには採算性が優先されることから、これを理由にリサイクルが思うように進んでいないものもある。よって、事業者ごとにリサイクル目標を設定するなど、より資源循環社会の形成に重きを置くための行政の指導、指針の設定の検討をお願いする。

また、リサイクラーとして資源循環社会の形成を実現するためには、そのシステムを維持するためのコスト全般を適正なものとして評価・認識していただいたうえでプライシングにそれを反映できるような取り組みが必要であり、その推進を主導していただきたくお願いしたい。

7) 使用済鉛蓄電池輸出時の厳格な審査継続と不適正ヤードへの対応

バーゼル法改正に伴い、2019（平成 31）年春頃には輸出時の厳格な審査により使用済鉛蓄電池の海外流出は一旦停止した。しかし、令和 6 年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議の非公開討議にて、一事業者の申請した使用済鉛蓄電池の輸出案件が有識者によって審査検討され、現行法令順守などの要件のもと容認された。この結果、2024（令和 6）年 10 月より韓国向けに使用済鉛蓄電池の輸出が再開された。韓国ではかつて使用済鉛蓄電池の処理後残渣がヒ素による土壌汚染を起こし大きな社会問題となった。このことが前回バーゼル法改正の契機となっており、使用済鉛蓄電池の扱いは厳重な管理が必須である。

一方、2022（令和 4）年頃より「鉛くず」の輸出が急拡大している。その背景として本来バーゼル法により輸出規制の対象となっている使用済鉛蓄電池の鉛分（巢鉛）が不適切に処理され、「鉛くず」と名称を変え違法に輸出されるという状況がある。このように収集・処理される使用済鉛蓄電池の多くが、近年問題となっている不適正ヤードで扱われている可能性が極めて高いと指摘されている。

使用済鉛蓄電池は貴重な国内リサイクル資源であり、電極に鉛、電解液に強酸である希硫酸が使われる危険物でもある。国内には従来安全で環境に配慮した処理施設が十分にあり、国内資源循環システムの維持・促進及び国外での環境問題発生防止のため、輸出に依らない使用済鉛蓄電池の国内処理は理想的である。政府が目指すサステナブル社会構築のためにも、リサイクル資源の国内循環に向けた法的整備が必要と考える。

使用済鉛蓄電池等の扱いに関しては、2025（令和 7）年 2 月から環境省が中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会にて検討を開始し、2026 年度より予定されている廃棄物処理法改定に向け議論が進んでいる。貴重なリサイクル資源の適切な国内循環が促進されることを期待しつつ、早期の法令化実現と確実な運用を要望する。

8) 電炉ダスト輸出承認の厳格化

亜鉛の二次原料となる電炉ダストは有害廃棄物であり、厳重な管理のもとで適切な処理を行うことが不可欠である。しかし、電炉ダストを日本から輸出しようという動きがあり、貴重な国内資源の流出に加え、輸出先国における不適切処理による環境問題の発生が大いに懸念される。

また水俣条約発効に伴い、国内のダスト処理事業者は、その対応のため多大な投資や、操業コスト増加等の負担を強いられており、環境規制水準の異なる海外事業者との競合が本格化すれば、国内ダストリサイクル事業の継続が困難になりかねないリスクも懸念される。電炉ダストの輸出承認についても鉛蓄電池と同様に、海外において日本国内と同等以上の水準での処理が担保されていることの確認をはじめ、慎重かつ厳格なる審査、判断をお願いする。

(2) リサイクル事業の拡大・開拓のための支援

リサイクル事業の拡大・開拓のため、以下の支援を要望する。

1) 既存非鉄金属製錬業インフラ活用の推進

国内の非鉄金属製錬所は、資源循環に有用なインフラを保有している。今後の更なる「循環型社会の構築」推進のためには、これらのインフラの活用や他産業インフラとのネットワークの構築等により無駄な設備投資や物流費用を抑制してリサイクルにかかるコストを低減していく必要があることから、広域の「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」の一層の促進を要望する。また、効率的なリサイクルを行うためには、使用済製品の解体・破碎・選別等の前処理が重要であることから、優良な中間処理業者の育成、支援を要望する。

2) リサイクル原料輸入拡大への支援

2018(平成 30)年 10 月 1 日に施行された改正バーゼル法により、電子部品スクラップ(E-scrap)等の非鉄金属資源の輸入の円滑化が図られた。しかしながら、2022（令和 4）年 6 月開催の COP15 において、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、バーゼル条約）において、違法に輸出された電子・電気機器廃棄物（E-waste）が発展途上国で不法投棄される等の理由から、スイスとガーナ連名によるバーゼル条約の改正案が提出され、採択された。これにより、これまで規制対象であった有害な E-waste に加えて、非有害な E-waste についても条約の規制対象となった。国内においては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議にて検討を重ね、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」「電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準」の審議が行われ、改正附属書が 2025 年 1 月 1 日から発効された。以後は、非有害な E-scrap を含む全ての E-waste の輸出に当たり、輸出の相手国の同意が必要となった。2025（令和 7）年 1 月から条約の規制対象となった。

条約の採択については理解できるものであるが、環境に配慮した先進的な銅製錬所を有し、適正に処理することが可能な国へ輸出される E-waste に関してもバーゼル条約の規制対象とした場合、適切な資源循環の妨げとなる。結果として資源の滞留を引き起こしてしまう恐れがあるため、我が国への E-waste 輸入にかかる先進国間での新たな相互認証制度等の構築を要望する。

現行のバーゼル法における事前通告（PIC）制度についても同意回答を得るまでの期間が長期化する場合がある。長期化することにより、日本への輸出を断念する場合もあり、適切な資源循環の妨げとなっている。また、輸出する際の経由地において、経由地での手続き条件が煩雑になっている。そのため、同意回答までの期限の短縮及び輸出入国の同意をもって経由地での手続き条件の緩和を要望する。

また、引き続き、協会の「E-scrap に関するトレーサビリティ確保に関する自主的な活動」の海外関係諸国への周知をお願いするとともに、更なるリサイクル原料の輸入拡大に向けて、バーゼル法に基づく E-scrap 等の輸入手続の電子化による迅速化や越境移動の際の手続き簡素化等、政策面での支援を要望する。

3) 車載用 LiB リサイクルへの支援

今後、電動車が寿命を迎えるにあたって、搭載されていた LiB の廃棄量増加が見込まれる。これらの LiB には、ニッケル、コバルト、リチウム、銅等の資源確保が危惧される有価なレアメタル及びベースメタルが含有されているため、使用済み LiB のリサイクルが非常に重要である。

将来的な廃 LiB の急激な増加に備え、廃 LiB リサイクル事業の拡大・開拓のため、以下の支援を要望する。

① 廃 LiB の産廃指定と処理炉の規制緩和

LiB は破損、変形による発熱・発火リスクや、その廃棄処理過程におけるフッ化水素ガス等の有害物質の発生リスクがあることが知られているが、廃 LiB の安全かつ適正な処理に関するルールが無いのが現状である。廃 LiB（民生用、車載用等の用途に関わらず）を産業廃棄物に指定し、廃棄物処理法のもと安全かつ適正な処理・管理が促進されることを要望する。また処理促進には、無害化及び再資源化のための処理炉を含む処理施設の拡充が必須である。現状、処理施設、特に焼却炉の新規許可を取得することが非常に困難であることから、廃 LiB 処理施設の設置等に対する規制緩和をお願いしたい。

② 高度リサイクル事業者への設備投資資金等支援

車載用使用済み LiB については、現状は廃棄物として取り扱われ OEM 共同スキームの廃棄物広域認定制度を活用し、逆有償により処理される一方、ニッケルやコバルトを含有する多くの使用済み小型民生用 LiB や車載用廃 LiB から回収される BM（ブラックマス、電池粉）は有価物として市中で取引されている。BM に含まれるレアメタルは資源安定確保の観点からもリサイクルが重要な金属であるが、価格変動が激しく、また不純物分離の観点からリサイクラーの事業性は脆弱である。このため高度なリサイクルを行う事業者の設備投資等を含め事業安定化への支援を引き続きお願いしたい。

③ BM 電池粉輸出入の監視強化

現状は小型民生用の使用済み LiB や電池工場での不良セルに加え、それらから回収される BM の相当量が輸出されているが、安全対策や法整備が不十分な国で不適切な処理をされ、環境等への汚染の懸念があることから、特に BM の輸出入を厳格化すべく新たな HS コードの新設とそれらの輸入を継続的に行える仕組みの構築及び国内で優先処理されるような手続きの簡素化や非関税化をお願いしたい。

④ 二次電池のリサイクルマークと LiB への成分情報の表示義務化

資源有効利用促進法による指定表示製品に小型二次電池がその表示対象となっているが、国内向け製品の製造事業者による表示に留まっており、輸入事業者における全ての小型二次電池

ヘリサイクルマークの表示はなされていないことから、輸入品全ての表示義務化をお願いしたい。また、小型二次電池のうち LiB においては、二桁の数字による成分情報の表示がされているが、これは電池工業会が推奨し、JBRC が会員企業に対して義務付けているものである。成分情報の表示は、効率的かつ高度なリサイクルにおいて非常に重要であることから、車載用 LiB においてもリサイクルマークとともに成分情報の表示義務化をお願いしたい。

4) 資源の不正輸出防止

廃基板をプラスチック屑と称して、不正に輸出しようとする事案が摘発されている。こうした不正輸出は後を絶たず、これまで輸出先国の税関で違法な取引と判断されて日本に返送されたケースが多数発生している。このような不正輸出防止について対策を強化し、日本からの資源流出の防止を要望する。

また、法令や社会規範を守っていないとみられる不適正なヤード（屋外保管場）が火災や住民トラブルを引き起こす問題が増えていることに対して、自治体が独自の条例を制定している。現状は一部自治体の条例などで規制の動きがあるものの、不適正ヤード運営者といたちごっこになる可能性もあるため、全国的な環境保全や違法業者撲滅のため国レベルで廃棄物処理法の改定や法律整備などを進めるにあたっては実効性のある制度設計を望みたい。

加えてこれらの制度的措置の検討に当たっては、環境保全の観点から国内の不適正なスクラップヤード事業者に対して是正を求めるべく制度を厳格化するとともに、適正な事業者（非鉄金属製錬事業者等）が資源循環の推進にも貢献していることに十分配慮し、関係省庁・部局とも連携しながら、有害使用済物品の定義にあたって、適正な製錬事業者にとって過度な負担とならないよう制度運用上の配慮を引き続きお願いしたい。

(3) リサイクル技術・システム高度化のための開発支援

非鉄金属製錬設備・プロセスを活用したリサイクルの推進は、循環型社会の構築の他、CO₂ 排出量削減にも有効であるが、そのためにはリサイクル技術・システムの高度化が必要である。しかし、民間企業による開発には限界があり、大学や研究機関とも連携して、非鉄金属製錬技術をベースとする新たなリサイクル技術開発を進めていくことが重要である。これまで、「省エネ型リサイクル原料製錬技術開発」「希土類金属等回収技術研究開発」等で支援を受け成果を上げてきたが、今後とも以下の技術開発・システム構築とともに設備投資への支援を要望する。

- ① リサイクル原料に含まれる不純物元素を除去し、有価物を低コスト、省エネルギーで回収するための技術開発支援
- ② 製造業者による解体及びリサイクルの容易な製品設計の推進
- ③ 精鉱処理による反応余剰熱をリサイクル原料処理に有効活用する乾式製錬技術開発
- ④ リサイクル原料処理による資源確保、LCA に基づく CO₂ 排出量削減を推進するため、当該関連設備投資に対する補助金制度の拡充

(4) 使用済小型家電リサイクル法の見直し

小型家電リサイクル法は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度として 2013（平成 25）年 4 月 1 日に施行されたが、近年、中国の廃棄物輸入規制の影響による廃プラ処理コストの上昇や金属資源価格の変動、更には人件費や輸送費の増加等により、使用済小型家電リサイクル制度を取

り巻く環境は厳しさを増してきていることから、以下のとおり制度の見直しを要望する。

1) 品目の見直し

小型家電のうち携帯電話、小型ゲーム機や音響・映像関連家電等は、有価金属が比較的多く含まれているが、リビング機器等は含有する有価金属の割合が少なく、原料というよりはむしろ廃棄物となるものも多い。よって、全ての小型家電を同じように取り扱くと事業性の低い回収物となってしまうことから、高品位有価物と低品位有価物に品目を分け、取り扱い方（集荷方法、コスト負担等）を変えることを検討していただきたい。

2) コスト負担の仕組みの検討及び技術開発支援

前述のように有価金属含有率の少ない小型家電は廃棄物扱いとなる他、小型家電から発生する廃プラは Mix 品で高度な選別が必要である。高度なリサイクルを実現するには多大なコストがかかることから、他のリサイクル法同様、小型家電リサイクル法においても生産者や消費者負担となる仕組みの検討をお願いしたい。また、現状、高度な選別技術を有している認定事業者は限られていることから、選別技術開発の継続的な支援も併せて要望する。

(5) 国際資源循環システムの推進

アジアにおける循環型社会の形成を推進するためには、アジア各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散防止を目的としたアジア圏資源循環ネットワークの構築を推進することが必要である。2024（令和 6）年 8 月、新たに閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」等を受け、これらを実現するためには以下の施策を要望する。

- ① アジア圏各国の法制度や廃棄物処理・リサイクル産業に関する情報の収集
- ② 人材育成や技術協力によるアジア各国の循環型社会構築支援
- ③ リサイクルビジネスの海外展開に対する支援
- ④ 日本へのリサイクル原料輸出承認の簡素化、短縮化のアジア各国管轄省庁に対する働きかけ
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

5. 休廃止鉱山の鉱害対策

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づく「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」は、鉱害防止事業を計画的かつ着実に推進し、鉱害防止工事の早期終了を図ることを目的としている。これまで義務者存在鉱山においては、厳しい経済情勢の中にあっても鉱害防止工事費用の財源確保に努めるとともに、災害対策工事や集積場安定化工事などの新たに必要となった工事も含め、鉱害防止工事の早期終了に取り組んできた。今後とも早期終了を可能とするため、鉱害防止工事費用の安定的な財源確保について、引き続きご支援をお願いしたい。

また、義務者存在鉱山における坑廃水処理事業についても、処理費用のコスト削減に努めつつ、補助金等を活用しながら、当初計画どおり排水基準等を確保するための適正な処理を継続している。国におかれては、坑廃水処理事業（自己の採掘活動以外の部分）に係る補助金について、必要な予算・財源の確実な確保をお願いしたい。

さらに、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の施行から 50 年以上が経過し、鉱害防止施設の老朽化が著しい上、近年多発する豪雨災害への未然防止策として、導水路を含む坑廃水処理施設の能力増強等が不可欠となっている。このため、鉱害防止工事（坑廃水処理施設の設置・改修等）に対する補助の

拡充等、制度の見直しによるハード面の対策の推進とともに、事前の環境影響評価に基づく放流管理等、ソフト面の対策の推進についてもお願いしたい。

また、鉱山の閉山措置（坑廃水处理）の終了を目指す取り組みを進めるに当たっては、利水点等管理の考え方の導入・周知が必要であり、自治体・地域住民等のステークホルダーの理解を得るための環境影響評価の実施手法やリスクコミュニケーションの確立が求められている。鉱山の閉山措置の終了に向けた取り組みが、将来にわたり総合的かつ継続的に進展することを切に期待する。

（1）鉱害防止工事の早期終了―省エネ補助金、災害対策補助金の有効活用―

鉱害防止工事の推進（遅延の解消）に資する財源としては、2018（平成 30）年度より省エネ補助金（特別会計）6.6 億円が導入され、一定の効果を上げてきた。しかしながら、当該補助金は縮小傾向にあり、2025（令和 7）年度は 2.1 億円、2026（令和 8）年度には 0.8 億円と大幅に減少している。加えて、当該補助金は自治体の裏負担を要し、事前調整に長期間を要する等の制約があることから活用が限定的となっている。このため、自治体の裏負担を含めた制度の見直しなど、より補助金が休廃止鉱山全体で活用されるよう、国においてご検討いただきたい。

一方、2019（令和元）年度より災害対策補助金 3 億円が新設されたが、2025（令和 7）年度には 0.5 億円となっている。当該補助金は、停電や道路不通時においても坑廃水处理施設の機能を維持されることを目的としており、非常用発電設備や貯水槽等の整備において義務者存在鉱山にて活用しているとともに、今年度より豪雨時においても適正な坑廃水处理を継続可能とする施設整備が対象に追加されたところであり、これら対応には感謝の意を表する。しかしながら、災害対策に係る工事のうち、法面对策等の土木工事や管理道路整備等のインフラ強化、実際に被災した後の災害復旧工事は対象外とされている。このため、鉱山敷地内で被災した設備の復旧や、土砂災害等の未然防止策については自主対応を余儀なくされているが、近年の災害激甚化に伴い、多大な負担が生じている状況である。よって、これらの費用についても災害対策補助金の対象として取り扱うことについて、国において前向きな検討をお願いする。

今後、補助金の活用が一層促進されるよう、予算の十分な確保とともに、前述の課題にかかる対象範囲の拡大、さらに複数年度に渡る大型工事を対象とする制度の検討についても、国の適切な対応を強く要望する。

（2）休廃止鉱山鉱害防止等工事費等に係る補助金予算の確保、対象範囲の拡充

義務者存在鉱山において実施する坑廃水处理事業に対する補助金については、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）に係る処理費用等を対象として交付されているところである。2026（令和 8）年度においては、一般会計予算 22.1 億円に加え、特別会計 0.8 億円、さらに令和 7 年度補正予算 11.2 億円が措置されている。この額は、2025（令和 7）年度における一般会計 21.6 億円、特別会計 2.1 億円、令和 6 年度補正予算 12.0 億円とほぼ同水準である。

交付要綱第 2 条に「費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害及び危害の防止を図ることを目的とする。」と規定されているとおり、坑廃水处理事業に係る義務者の責任外の過度な負担を回避し、当該事業を適正かつ永続的に実施し得る制度設計が求められる。一時的にでも補助額が減少する場合、鉱害防止事業の継続性や適正性に重大な支障が生じるおそれがあることから、制度本来の趣旨に基づき、今後とも必要な予算・財源を安定的かつ継続的に確保されたい。

また、義務者存在鉱山に対する補助金の対象範囲は現行において、「坑道及びたい積場等鉱山施

設に起因する坑廃水の処理（坑廃水の集水、導水及び処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設の改修並びにこれらの工事に附帯する工事を含む。）」に限定されており、施設の新設や更新に対する適用は認められていない。

しかしながら、坑廃水処理事業が長期にわたり継続する中、施設の老朽化は進展しており、設備更新が不可避となる鉱山が増加している。義務者不存在鉱山においては施設更新に伴う新設工事が補助対象とされていることを踏まえれば、義務者存在鉱山においても同様の補助対象範囲の拡大を行い、設備更新に係る新設工事を制度の対象とすることが適切であると考ええる。

については、坑廃水処理事業の持続的実施と鉱害防止機能の確保の観点から、制度の趣旨に則した補助金の安定的な予算確保とともに、補助対象範囲の拡充について、国の積極的な検討を強く要望する。

(3) 坑廃水処理の終了、更なる坑廃水処理コストの削減

第6次基本方針に掲げられている利水点等管理については、当協会としても高い関心を有しており、その適用を進めていくにあたっては、地域住民への丁寧な説明及び自治体との緊密な連携が不可欠である。このため、自治体・地域住民等のステークホルダーの理解を得るための環境影響評価手法や、リスクコミュニケーション手法の確立について、国において積極的に取り組まれない。

利水点等管理について、現状は義務者不存在鉱山を中心に検討が進められているが、義務者存在鉱山においては排水基準による排出点管理との関係といった法令面の課題を有している。第6次基本方針の期間中には、義務者不存在鉱山とともに義務者存在鉱山においても展開が可能となるよう、手法の確立の他、法令面の整備を含めた検討を進めていただきたい。

併せて、利水点等管理手法に加え、休廃止鉱山管理の効率化・低コスト化に資する技術（マンガン酸化菌を活用した処理技術、鉱山緑化技術、発生源対策等）の確立や、IT技術を活用した遠隔監視・遠隔制御、省力化の推進、データ利活用の推進、さらにはドローンや坑内ロボット等の先進技術の実用化も極めて重要である。

これらは労働者の安全確保にも資することから、継続的な予算確保の下で技術開発及び関連施策を推進いただきたい。

また、中和殿物については、第6次基本方針案において「中和殿物の減容化等の処理に係るガイドライン整備」が掲げられているが、減容化のみならず、再利用促進の観点から、発生源対策への応用、土木工事における建設資材としての活用など、循環利用が進むような施策の推進についても、併せて検討されたい。

一方、水質汚濁防止法においては、主として営利事業を行う工場・事業場が規制対象となっているのに対し、鉱山保安法においては、操業中の稼行鉱山のみならず、事業を休止している休止鉱山（鉱山保安法第39条適用の廃止鉱山を含む）も規制の対象とされている。排水基準が強化された場合、休止鉱山においても新たな対策が必要となる場合があるが、鉱山は地理的・地形的制約を強く受け、インフラ未整備等により対応が極めて困難な場合があり、過度な経済的負担を招く事例も想定される。

このため、水質汚濁防止法の基準改正が行われた際においても、休止鉱山については、休止時点の基準値を継続適用する等、規制の見直しや柔軟な運用措置を講じていただくよう要望する。

(4) 自然災害への備え

当協会においては、2020 年度に「休廃止鉱山インフラレジリエンス強化に関する改善方針」を策定し、停電や交通遮断等の緊急時においても、坑廃水処理を最低 3 日間継続できる体制の構築に取り組んできたところである。今後とも、国におかれては、事業者との協力体制の下、更なる災害対応力の向上を図るため、適切な助言の提供をはじめ、補助金制度を含む継続的な支援をお願いする。

また、豪雨や台風等の自然災害に際し、鉱山敷地外で発生した土石流、転石、流木等により、水路、ポンプ室、集積場、坑廃水処理設備等の鉱山施設が被害を受けたり、アクセス道路が不通になったりし、坑廃水処理の継続が困難となる事案が過去に発生している。これらの事案への対応に際しては、当該土地の所有者や道路管理者である国や自治体等による適切な措置が不可欠であり、事前の防災対策、被災時の迅速な対応についても引き続き要望する。

さらに、激甚化する自然災害に対しては、ハード面の対策のみでは十分な対応が困難となっている。このため、第 6 次基本方針に記載のある「大雨等により処理前の坑水又は廃水の放流を要する場合を想定して環境への影響の評価を事前に実施する等の対策」の実効性を確保する必要がある。そのためには、環境影響評価手法の確立、必要なガイドラインの整備、関係機関への周知徹底等のソフト対策の推進が不可欠であり、これらの取組についても国の積極的な推進をお願いする。

(5) 持続可能な管理体制の構築

金属鉱業等鉱害対策特別措置法は、1973 年に坑道及び集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的として制定され、1992 年の改正により、鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度が設けられた。

この制度に基づき、指定鉱害防止事業機関として資源環境センターが設立され、鉱業権者各社から移管された休廃止鉱山に係る鉱害防止業務が実施されてきた。

しかしながら、法律制定から約 50 年、基金制度を含む制度改正からも 30 年以上が経過する中で、社会情勢や産業構造の変化等に伴い、制度運用において当初の理念や目的との間に乖離が生じていると考えられる部分も見受けられる。

このため、当初の目的を十分に果たしつつ、より効率的かつ安定的な鉱害防止事業を将来にわたり確立していく観点から、制度の在り方を議論する場として当協会内に勉強会を設置し検討を開始したところである。国や関係機関からも参加いただくと共に議論を踏まえた施策を検討いただきたい。

また、我が国の休廃止鉱山においては、閉山から長期間が経過している事例が多く、鉱山管理技術者や必要な有資格者の確保・育成が喫緊の課題となっている。第 6 次基本方針においても「坑水又は排水の処理施設の管理者を育成するため、教育の充実を図ること」と明記されているところである。当協会としても、技術的な教育・研修の企画・推進に取り組んでいるところであるが、国におかれても、人材確保・育成に関する制度や教育体制の整備・充実について、より一層のご支援と推進をお願いしたい。

6. 環境・保安対策の充実

(1) 水銀条約

2013（平成 25）年 10 月に水俣及び熊本における国際会議にて、水銀に関する水俣条約が採択・署名され、日本は 2016（平成 28）年 2 月に水俣条約に批准した。その後、2017（平成 29）年 6

月 18 日に批准国数が合計 50 カ国に達したため、90 日後の 8 月 16 日に条約が発効された。

非鉄金属製錬業界において、精鉱等に含まれて製錬所へインプットされる水銀は年間約 50～60 トン程度あるが、これは各製錬所で適切に管理されており、大部分は硫酸工場の入口の排ガス洗浄系設備で濃縮され、スラッジとして回収されている。これは、新たに制定された「水銀汚染防止法」で「水銀含有再生資源」との法的な名称をつけていただいた。このスラッジは、野村興産株式会社イトムカ鉱業所で水銀を回収するために委託精錬され、水銀除去後の残渣は委託元の製錬所に戻されている。野村興産では、非鉄金属製錬所からの水銀含有スラッジだけでなく、水銀含有の蛍光灯や電池からも水銀を回収している。このようにして回収された廃水銀は、イトムカ鉱業所で年間 50 トン程度精製され、輸出先の用途が小規模金採掘でないことを確認のうえ大部分がインドなど海外に輸出されている（水俣条約上も輸出相手国の事前同意により輸出できることとされている）。水銀の輸出も含めて非鉄金属製錬業全体で資源循環が確立されており、非鉄金属製錬事業の循環システムは、使用済み家電製品等のリサイクル品から金、銀、銅、白金族も含めレアメタル等の有価金属の回収や廃棄物の有効利用や減量化に貢献している。

2020（令和 2）年末から水銀の製造や輸出が制限された。直ちに輸出ができなくなるわけではないが、将来余剰水銀が廃棄物となることが予想される。余剰水銀については、2015（平成 27）年 10 月に廃掃法の一部改正で「金属廃水銀は硫化固化し、更にポリマー固化して溶出の極力少ない状態にして溶出基準を満足すれば管理型処分場で処分すること」と決められ、2017（平成 29）年 10 月 1 日に施行となった。しかし、この硫化固化・ポリマー固化した水銀を処分する管理型処分場の設置については、候補地となる地方自治体が難色を示しており、なかなか前に進まない状態にある。そこで、廃水銀の処理・処分のシステムについては、慎重に検討していくべきであるが、水銀の製造や輸出が制限される期限を迎えることに鑑み、水銀廃棄物の処分方法について早期に方向性を決めていただきたい。

また、2023（令和 5）年 11 月の COP5 では、水銀等を含有する有価再生資源の閾値を 15ppm とすることを決定した。現在、国内法の整備に向けた準備が進められているが、国内における産業活動に支障が生じないように、対象範囲の整理や保管・輸送基準の見直しなど相応の配慮を要請する。

7. 希少金属備蓄制度

希少金属備蓄制度における備蓄放出の要件設定や実施にあたっては、国内需給、価格状況を勘案し、国内生産者の操業や収支に大きな影響を及ぼすことのないようご配慮のうえ、適切に運用していただきたい。

8. 税制対策

（1）非鉄金属鉱業に係る要望

- 1) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化
- 2) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化
- 3) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和
- 4) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当金益金不算入制度の持分保有要件の廃止
- 5) 軽油引取税の課税免除の特例の維持・存続

(2) 他産業と共通する要望

1) 国際課税制度に係る要望

- ① 外国子会社合算税制の見直し
 - a) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和（再掲）
 - b) 制度適用免除基準の引下げ
 - c) 清算中の外国関係会社の取り扱いの見直し
- ② 外国子会社配当益金不算入制度の拡充
 - a) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当金益金不算入制度の持分保有要件の廃止（再掲）
 - b) 持分保有要件の引下げ
 - c) 益金不算入割合の拡充（95→100%）
- ③ 移転価格税制における国外関連者の定義見直し
- ④ 租税条約未締結国との条約締結の拡大、及び配当金に係る源泉所得税の免除条項の導入促進
- ⑤ 外国税額控除制度の見直し
 - a) 国外所得金額の計算
 - ア) 国外所得金額計算の90%シーリング撤廃
 - イ) 国外所得金額計算の一括限度額方式の堅持
 - b) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限の延長（10年）
 - c) 繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入
 - d) 地方税から控除未済となった金額の還付ないしは、損金算入

2) 法人税制に係る要望

- ① 今年度に期限の到来するもの
 - a) 交際費等の課税制度の見直し
 - b) 中小企業投資促進税制の維持・存続
 - c) 戦略分野国内生産促進税制の拡充
- ② 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - a) 研究開発促進税制の維持・存続
 - b) 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃
 - c) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止
 - d) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
 - e) 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備投資促進税制）の租税特別措置の不適用措置の見直し
 - f) 法人税実効税率の更なる引下げ
 - g) 税務上の欠損金の繰越可能期間の無期限化及び控除制限の撤廃
 - h) 減価償却制度の見直し
 - i) グループ通算制度の見直し
 - ア) 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し（連結納税採用下での計算維持）
 - イ) 地方税（法人住民税・事業税）へのグループ通算制度の導入
 - ウ) 損益通算の対象会社の緩和
 - エ) 収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定の緩和
 - j) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- ア) 益金不算入額の 20% 及び 50% 縮減措置の廃止
- イ) 負債利子控除の廃止
- k) 電話加入権の損金算入
- l) 企業会計と税務所得計算における乖離の縮小
 - ア) 消費税と法人税の認識時期の統一（収益認識基準関係）
 - イ) 事業税の損金不算入
 - ウ) 個別貸倒引当金制度の復活
 - エ) 労働対価性のある引当金繰入額の発生主義による損金算入
- m) 長期保有土地の譲渡益重課税制度の廃止

3) 地方税制に係る要望

- ① 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - a) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長
 - b) 償却資産に対する固定資産税課税の廃止または課税標準額の下限撤廃
 - c) 不動産に係る固定資産税の軽減
 - d) 法人事業税（外形標準課税）の見直し
 - ア) 付加価値割の計算方法の簡素化
 - イ) 資本割の軽減措置の拡充
 - e) 事業所税の廃止または他の税（外形標準課税、固定資産税）との統合
 - f) 地方税の申告・納付の一元化

4) その他の要望

- ① 消費税の仕入税額控除に係る、95% ルールの復活
- ② 印紙税の廃止

9. 産学官連携による技術開発の推進と人材育成

大きく環境変化するグローバルな市場で当業界が持続的な発展を遂げていくためには、継続的な生産コストの引下げや、新しい時代の変化に対応した探鉱開発技術、製錬技術、環境保全・公害防止技術の開発、リサイクル技術、高度な新材料技術などの開発を積極的に進める必要がある。これまで JOGMEC を中心に資源・製錬・リサイクル・鉱害防止分野などで産学官連携による技術開発が行われてきたが、更なる推進が必要である。

「1. (5) 資源分野の人材育成の強化」や「3. (5) 5) 地熱井掘削に係る人材及びリグの確保」に記載のとおり、資源分野や製錬分野の人材育成が重要である。また、中長期にわたって行われるカーボンニュートラルの取り組みにおいても人材育成は益々重要となる。加えて、大学において教育の実践を担う中堅教員層の減少が指摘されており、若手研究者・教員の育成も急務である。研究活動の活性化も含めた支援システムの構築を図っていただきたい。これらへの対応は急務であるが、個別企業レベルでは限界があるため、産学官連携による具体策のデザインと、国や関係機関による支援策の整備と拡充を引き続き要望する。

また、当協会は非鉄金属製錬業界に進む大学生を増やすには、より若い世代に対し当業界を PR することが必要と考え、2016（平成 28）年 3 月東京北の丸公園にある科学技術館内に小中学生を対象に非鉄業界を PR する展示コーナー「Metal Factory（メタルファクトリー）」を開設し、2023（令和 5）年 2 月に将来の EV 産業やカーボンニュートラル社会実現への貢献をアピールするため展示内容を刷

新した。更に、同年8月より経済産業省子どもデーにも関連団体である日本銅センター、日本伸銅協会と共同で参加、2024年8月より「銅の日」イベントの開催等を実施しており、銅を中心とした非鉄金属の重要性を子どもたちに広めるアウトリーチ活動を続けている。今後もより一層重要になる若年層へのアウトリーチ活動についての支援をお願いしたい。

10. 資金対策

(1) JOGMEC 債務保証制度の柔軟かつ迅速な運用

近年、金をはじめとする金属価格が高騰し、また為替相場においても急激に進んだ円安ドル高の傾向が継続している。こうした状況にあつて、資源開発の資金を支援する本制度を有効に活用するため、前例にとらわれない柔軟な運用と、プロジェクトの円滑な進展をサポートすべく迅速な運用をお願いしたい。

(2) JOGMEC 鉱害防止融資制度の存続及び拡充

鉱害防止融資制度は鉱害防止事業を将来に亘り安定的に実施する上で重要な制度であることから、制度の存続を要望する。また、制度利用促進のため、引き続き更なる担保要件の緩和ないしは無担保化を要望する。

11. 国際標準化活動

(1) 国際標準化のありかたに対する取り組み

鉱山製錬業に対する厳しい世論の高まりを受けて、2023（令和5）年前後から鉱山製錬業のあるべき事業体制を示し、公正で透明な事業活動や環境、人権等に配慮した企業経営を行っていることを認証するべく、関連法令の改正や政府間国際機関あるいはNGO団体による規程制定や遵守要求が高まっている。また、これまでに発足した数種類のISO/TCの討議に加えて、重要鉱物、サーキュラーエコノミー関連のTC（技術委員会）やPC（プロジェクト委員会）が相次いで設立された。

重要鉱物の市場環境の変化に対応した我が国事業者の国際競争力の維持と更なる強化を図るため産学官一体となった取り組みが必要であり、全体的な政策のみならず国内外の規程に係る議論においても一層の支援をお願いしたい。

(2) 個別規程に対する取り組み

1) ISO/TC 183 銅、鉛、亜鉛及びニッケル鉱石並びに精鉱のサンプリング及び分析方法

日本の非鉄金属製錬業界は、原料である銅、鉛、亜鉛やニッケル精鉱のほとんどを輸入に頼っており、その取引においては、荷揚げ時に秤量、水分及び分析用試料のサンプリングを行い、水分測定、買鉱対象成分及びペナルティー成分の分析を行い、その結果より地金価格をベースに売買価格が決定される。このため、秤量、サンプリング、水分測定及び分析方法を国際的に標準化して統一していくことは、国際商取引を円滑に実施していくために極めて意義が大きい。

日本は、この分野で技術的に進んでおり、ISO/TC183の発足（1983（昭和58）年）当初から行政の支援・助成を得て活動に積極的に参加している。そして精確なサンプリング、分析結果を得るための標準化を進めるために、JISによるサンプリングや分析方法をISO化する活動を推進し、鉱石の主成分であるCu、Zn、Pbや取引上重要なAu、Agの分析方法について、JIS法や日本国内で実施されている方法をISO化することに成功してきた。

一方、近年世界最大の精鉱輸入国である中国の分析技術者の台頭が目覚ましくなっており、今後も対等なポジションを維持する為に、上述の ISO/TC183 活動等を含め国際標準化全般への助成などの更なる支援や、若手技術者の育成の観点から大学教育における化学分析の基礎教育についても支援をお願いしたい。

2) TC345 重要鉱物の分析

TC345 は上記②に加えて重要鉱物の白金族元素やコバルトなどについても分析手法の標準化を進める目的で 2024（令和 6）年に発足した。日本の非鉄金属製錬業界は一部の鉱種が対象となるが、直近の議論においてはトレーサビリティを含めたり、鉱種拡大案が通るなど、単なる分析手法の討議にとどまらない内容が議論される見通しである。そのため、議論や方向性が我が国の関連事業やサプライチェーン構築の障害とならないよう関係者一体となった活動ができるような支援をお願いしたい。

3) TC323 サーキュラーエコノミー、TC308 チェーン・オブ・カストディ（加工流通過程の管理）など

近年、非鉄金属資源の国内循環・国際循環システムの構築が重要となってきたため TC323 循環型経済が 2018（平成 30）年に設立され議論が進んでいる。核となるのは産業廃棄物管理協会所管の事業であるが、これらの資源循環システムは、前処理された二次資源を非鉄金属製錬工程へ投入することによって実施されており、資源循環システムの成立にあたっては、非鉄金属製錬工程の安定した操業が前提となる。このためには、確実な原料の確保が不可欠であり、このような事業内容を現実的に遂行できる規程策定のための支援をお願いしたい。

TC308 チェーン・オブ・カストディ（加工流通過程の管理）は 2008（平成 20）年に設立され、日本規格協会が審議団体となり、当協会は関係者として参加している。我が国の非鉄金属資源産業においては、GX の推進に伴いリサイクル原料由来の地金製品のマスバランス等の定義やラベリング等において、現状に即した運用や適切な規程となるよう議論し、結果、2026 年 1 月にマスバランスとブック&クレームの ISO が発行されるに至った。その後も TC308 に対して「銅のトレーサビリティ」に係る新規規格の提案がサウジアラビアより為されるなど、TC308 を利用し提案国に有利な規定の発行が目的との疑われる提案もあり、川上から川下までのサプライチェーンに係る関係者が一体となり、公正・公平な規定設定への支援を要望する。

なお、昨年度の要望書に記載の PC348（重要鉱物のサプライチェーン）の ISO 規格化の議論は、既存の各種規定との重複、競合などが懸念され、審議国各国の賛同が得られず 2026 年 1 月に提案国であるドイツが審議委員会の解散を表明した。

ISO の議論は将来にわたり多種多様な分野や内容の提案が予想されるが、2024（令和 6）年から政府も ISO、IEC（国際電気標準）の規格制定に積極的に関与する姿勢を打ち出し、我が国の非鉄金属資源産業にとっても歓迎するべき方向性であり、サプライチェーン全体に係る多様な関係者が積極的に参加できる議論の場がつかれるよう更なる支援をお願いする。

以上

令和 9 年度 中小鉱業対策に関する要望書

2026 年（令和 8 年）5 月

日 本 鉱 業 協 会	・ 中小鉱業対策推進 中 央 本 部
中小鉱業対策推進 北海道地方本部	・ 中小鉱業対策推進 東 北 地 方 本 部
中小鉱業対策推進 東京地方本部	・ 中小鉱業対策推進 東海北陸地方本部
中小鉱業対策推進 近畿地方本部	・ 中小鉱業対策推進 中 国 地 方 本 部
中小鉱業対策推進 四国地方本部	・ 中小鉱業対策推進 九 州 地 方 本 部

I. 国内資源開発助成策の検討

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」では特定重要物資の安定的な供給の確保のための制度が創設され、特定重要物資に対して、基金設置により助成金などのサプライチェーン強靱化に向けた支援を実施することとされている。世界的な資源獲得競争が激化する中、日本企業が資源確保に向けて海外資源開発を進めていくためには、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じた資源開発プロジェクトへの出融資・債務保証によるリスクマネー供給支援に加え、経済安全保障推進法による支援が重要である。2023（令和 5）年 1 月に公表された「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」では施策対象になる品目として金属鉱産物 35 種（現在は 36 種／ウランが追加された）が示され、当面の間は LiB の原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体並びに工作機械や産業用ロボットの製造において必要な超硬工具等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、フッ素及びタングステン、原子力に利用されるウランが施策の対象となっている。支援内容や対象等について、今後の情勢等を踏まえつつ強化・拡充を引き続きお願いしたい。

2025（令和 7）年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においては、重要鉱物の供給源の多角化に向け、経済安全保障推進法に基づく助成金を活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともにリサイクル資源の活用に資する方策を検討するとされた。また、レアメタルなどに加えて DX や GX の進展により世界的な需要拡大が見込まれる非鉄金属の代表的なベースメタルである銅などについては、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している一方、2030 年までにベースメタルの自給率を 80%以上にすることが数値目標として明示されており、当業界が要望してきたように、今次エネルギー基本計画において銅などを含むベースメタルが政策の主要テーマに加えられたことは極めて重要と考える。また、2025（令和 7）年 12 月に開催された経済産業省の資源・燃料分科会においては、今後の鉱物政策の方向性として、鉱山開発・製錬事業への出資や助成金支援、国家備蓄の対応等を進める方針が示されているところであり、今後も鉱物資源の安定的な確保に向けた政策強化や関連産業の支援を強く要

望する。

1. 非鉄金属及び非金属鉱山の開発・維持策の充実

(1) 国内資源開発助成策の再開

資源の大半を海外に依存している我が国にとって、国内資源の確保は安全保障上極めて大きな意味がある。世界的な資源需要の増大、鉱物資源の生産レベルの深部化・高度化・奥地化による採掘環境の悪化、資源の枯渇などを背景に、今後、鉱物資源は中長期的には供給不足が生じ、価格が高騰していくことが予想される。鉱物資源を巡る世界情勢の大きな変化、探査技術の飛躍的進歩を考慮すれば、金などいくつかの鉱種では国内にも経済性を有する鉱物資源の開発ポテンシャルが残されていると考えられる。

我が国で非鉄金属製錬事業を行っている本邦企業の原料確保のための金属鉱床探査に対する支援制度を設けることが出来れば、国内探鉱はより活発化するものとする。これは我が国の資源探査技術の維持・継承、雇用機会の創出という観点からも重要なことである。今後の資源セキュリティの観点からも、国内資源の探鉱推進策を新たな視点で検討し、我が国企業を対象とした国内資源開発助成策が再開されることを要望する。

また、所有者不明土地を鉱業用地として利用可能とする条件の設定や鉱業法・鉱山保安法以外の法令に規定された条件の緩和など、鉱床の探鉱、鉱山の開発に必要な用地の購入・賃借に係る規制を緩和することを検討いただきたい。

(2) 資源技術開発の推進

資源探査をより効率化・高精度化する物理探査やリモートセンシングなどの資源探査技術、採掘レベルの深部化や低品位化に対応した採掘技術、低品位鉱や不純物を含む鉱石に対する選鉱処理技術など、資源開発分野には未だ多くの重要な技術課題があり、今後ともこれらの課題を解決すべく技術開発を続けて行くことが必要である。しかしながら、技術開発には多くの費用と時間が必要であり、実用化に結びつかない場合もあり、民間レベルでの技術開発力には限界があることから、JOGMEC を中心として官民が協力し技術開発を進めてきた。

これらの技術開発に寄与してきた研究助成制度の拡充と、現場で必要とされるニーズに適した技術開発の継続実施を今後ともお願いしたい。

(3) 鉱業法の更なる見直し

海洋資源の適正な維持・管理及び合理的な開発が行われるように法的な環境を整え、管理体制を構築することなどを目的に、2012（平成 24）年 1 月に改正鉱業法案が施行され、2016（平成 28）年度には石油・天然ガス等の特定鉱物に係る鉱業法の運用が見直された。また、2022（令和 4）年度の改正により、国内のレアアース開発を適正に維持・管理することを目的に、鉱業法の適用対象となる鉱物としてレアアースが追加されたところである。鉱業法が、我が国の国益に沿い、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発が行われるように、引き続き適正に運用されるようお願いしたい。

(4) 資源分野の人材育成の強化

近年の世界的な資源獲得競争が激化する中、海外での資源確保が必要にもかかわらず、我が国で

は国内鉱山の相次ぐ閉山と大学及び大学院での資源関連カリキュラムの廃止により、グローバルに活躍できる資源開発分野の人材不足が顕在化しており、このままの状況が続けば今後の国内産業を支える鉱物資源の確保及び安定供給が懸念される状況に至っている。

そのような中、資源開発分野における人材育成の場が徐々にではあるが拡充されてきた。2013（平成 25）年度に国際資源大学校と国際鉱物資源開発協力協会が統合され一般財団法人国際資源開発研修センター（JMEC）が発足し、人材育成事業を一体的かつ効果的に実施する体制が整えられ、2014（平成 26）年 4 月には秋田大学に国際資源学部が発足し、資源教育の充実が図られ、また 2015（平成 27）年 4 月には高知大学に農林海洋科学部が設置され、海洋資源を中心に資源教育がなされている。また、JOGMEC では企業などの人材育成を支援する資源開発基礎講座が随時開講され、資源開発に向けた基礎知識の周知が図られている。資源・素材学会では、毎年資源・素材分野における教育活動・研究活動を通じて人材育成の体制の再構築を図るとともに、日本技術者教育認定機構（JABEE）内の「地球・資源及びその関連分野運営委員会」の運営主体として資源部門学校教育の質的向上に貢献してきた。

一方、資源系人材の国内企業入社後の現場における体系的な実務レベルの能力習得の体制づくりや環境整備も重要となっている。国内の稼働鉱山はほぼ消滅し、かつて国内で実施された国による広域調査や精密調査なども現在は行われておらず、資源系企業の若手技術者の現場における育成の機会が現状失われている。また鉱山開発の過程で一時的に特定のフェーズに従事する人材の需要が発生するものの、該当フェーズが無い期間においてはその人材規模を個別企業が維持し続けることは難しい。

さらに近年、秋田・青森を中心とした東北地方や北海道地方では、クマ被害が激増し、資源系学生のフィールドワークに著しい危険性が生じている。このため、多くの資源系学生は、野外における地質観察や岩石鉱物試料採取ができなくなる異常事態が発生しており、資源系研究室の教官は進級論文や卒業論文の指導ができず、人材育成が極めて困難な状況となっている。クマ被害を避けてフィールドワークを実施するため、産学が連携して対策を検討する際には、国からの支援を要望したい。

また、今後必要とされるカーボンニュートラル対策にひとつとなる CCS/CCUS 等の取り組みは中長期にわたり継続していくので、人材育成の必要性は益々高まる。海外鉱山を運営するグローバル人材、若手技術者の育成への対応は急務となるが、個別企業レベルでは限界があるため、産学官連携による具体策のデザインと、国や関係機関による支援策の整備と拡充を引き続き要望する。加えて、資源系人材育成の場が必要不可欠なため、JOGMEC の鉱物探査プロジェクトなど現地活動フィールドの充実を望む。

(5) 鉱業関係税制の一部拡充及び恒久化

2025（令和 7）年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においては、重要鉱物の供給源の多角化に向け、経済安全保障推進法に基づく助成金を活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともにリサイクル資源の活用に資する方策を検討するとされた。

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、中でも銅等のベースメタルについては、DX や GX の進展やそれに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。我が国は非鉄資源のほぼ全量を輸入に依存しているが、探鉱開発プ

プロジェクトの奥地化・深部化の進展、資源国におけるナショナリズムの高まりや、特定国によるサプライチェーンの寡占化の進展等により、国際市況が不安定化する一方で、資源獲得競争が激化する等、安定供給確保のリスクが増大している。

鉱物資源の安定供給確保は、国内製造業等我が国経済の重要な課題であり、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、資源開発がこれまで以上に重要となっている。そのため以下の各税制において拡充及び恒久化をお願いしたい。

1) 減耗控除制度

本税制は2027（令和9）年度に適用期限を迎える。鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、鉱物資源が有限であることから、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対条件である。更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大すること等の特殊性を有している。

これらを解決するうえで、本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源を確保するために必要不可欠な制度であり、鉱物資源を安定供給するうえでも、極めて重要な役割を果たしてきた。引き続き我が国企業の海外展開の実態を踏まえ、本制度の維持・拡充及び恒久化をお願いしたい。

2) 海外投資等損失準備金制度

本税制は2027（令和9）年度に適用期限を迎える。資源の多くが賦存する発展途上国は、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備や周辺環境の保全・管理のために多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、鉱山開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化も難しくなっている。

海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしていることから、本制度の維持・拡充及び恒久化をお願いしたい。

3) その他の税制

外国子会社合算税制のうち、配当等の合算課税の適用除外に係る持分割合要件について、非鉄金属鉱業についても化石燃料採取事業と同水準までの緩和をお願いする。加えて、外国子会社受取配当金益金不算入制度において、持分割合25%以上の外国子会社から受ける配当等はその95%が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。海外子会社利益の国内還流および再投資をより促進するとの観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。

2026（令和8）年度末に適用期限を迎える「軽油引取税の課税免除」は、国内鉱物資源を安定的に供給する鉱業事業者にとって、事業を継続するためには必要不可欠な措置であるため、その維持・存続を希望する。

(6) 副産物の用途拡大に係る地方公共団体の支援

非鉄金属製錬スラグは、非鉄金属製錬（銅、亜鉛、フェロニッケル）の副産品として、年間約 500 万トン生産されている。その活用（販売）は、我が国の非鉄金属製錬の事業そのものに直接影響する極めて重要な課題である。

近年、非鉄金属の世界的な需要の増大や原料鉱石の品位低下によるスラグ発生量の増加や、リサイクル原料や廃棄物の増処理によりスラグ中忌避成分の増加が懸念（特に銅スラグと亜鉛スラグ）される。これら非鉄金属製錬スラグを資源として、有効に活用し適切に処理していくことは、非鉄金属製錬業を健全に存続、発展させていくこととなり、我が国の資源セキュリティにとっても非常に重要なことである。そのために、以下の非鉄金属製錬スラグの用途拡大の推進に特段の支援を要望する。

銅スラグや亜鉛スラグの一部は基本的にセメント製造に必要な鉄源として使われているが、国内セメントの需要は 1996（平成 8）年の約 1 億トンをピークに年々減少してきたことや、製鉄所産出ダスト等のセメント用鉄源量に押し出されて国内セメント向け原料が減少した。これにより、海外のセメント向け原料やサンドブラスト材向けの輸出が増加し、これらの輸送コストが増大してきている。そこで、2015（平成 27）年度に日本鉱業協会の「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン」を改正し、2016（平成 28）年 4 月から非鉄金属製錬各社がこれに沿った運用を開始した。また、同時期にフェロニッケルスラグ及び銅スラグについてコンクリート用骨材として JIS が改正され、同年 7 月には土木学会で、2018（平成 30）年 12 月には日本建築学会でコンクリートの設計施工指針を改定していただき、コンクリート用骨材（天然砂の一部代替）への利用を強力に推進している。フェロニッケルスラグは、路盤材料、サンドコンパクション材料、ケーソン中詰材料、また銅及び亜鉛スラグについてもケーソン中詰材料などの用途の拡大を図ってきたが、いまだ不十分である。

これら非鉄スラグ製品の利用拡大、用途拡大促進には公的認知が不可欠であるが、公共工事資材としての実績不足などを理由に利用されていない。国のグリーン調達品目などの公的認定を受けている用途もあるが、利用されていないのが実状である。また、非鉄スラグ製品の販売は、かなりの割合を輸出に頼っている面もあり、新たな用途開発を図る必要がある。したがって、以下の点について、より一層の支援を要望する。

1) 港湾・空港工事における非鉄スラグの利用促進

毎年、2015（平成 27）年度に取りまとめた『港湾・空港工事における非鉄スラグ利用技術マニュアル』を用いた国土交通省地方整備局、地方の経済産業局への広報活動に加え、各地方整備局や港湾関係コンサルタント会社との技術説明会も実施してきている。非鉄スラグ利用の拡大に向けて、本省からの支援を引き続きお願いする。

2) スラグ品質改善（忌避元素対策）に関する支援

非鉄スラグ製品の利用促進においてスラグの更なる品質改善（銅スラグ中の重金属品位低減等）も重要な課題と考える。その推進のためには新規技術開発や多額の設備投資が必要であるが、国内の非鉄金属製錬業の現行の事業環境下で実行するには困難な状況である。そこで非鉄スラグの品質改善に関する新規技術開発を行うための支援、また品質改善のための設備導入に関する支援を引き続きお願いする。

3) 環境負荷低減に優れた「非鉄スラグ製品」の PR 支援

土木学会が発刊している『フェロニッケルスラグ骨材を利用した設計施工指針』及び『銅スラ

グ細骨材を使用したコンクリートの設計施工指針』(2016 年改訂) や建築学会が発刊している『フェロニッケルスラグ骨材または銅スラグ細骨材を使用するコンクリートの調合設計・製造・施工指針・同解説』(2018 年改訂)、これら 2 つの指針と、『港湾・空港工事における非鉄スラグ利用技術マニュアル』及び「非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン」を用いて、非鉄スラグ製品が環境安全品質を遵守し、天然資源の代替による省資源・CO2 排出削減などの環境負荷低減効果に優れたリサイクル製品であること、耐久性・長寿命化によるライフサイクルコスト改善、修繕コストの削減にも寄与する優れた材料であることを、使用者側に対し強くアピールしていく所存である。各省庁からも引き続き支援いただけるようお願いする。

(7) 亜鉛と鉛の用途拡大の促進

持続可能な資源循環型社会の構築に向けては、非鉄金属産業の健全な成長が不可欠であり、そのためには既存の分野における需要の維持・拡大に加えて新規用途の拡大が必要である。

1) 溶融亜鉛めっき

亜鉛については、溶融亜鉛めっきは鉄鋼の防錆に最も有効な手段の一つであり、国内各地で自然災害が頻発する日本において、またゼロカーボン目標達成の観点からもインフラのレジリエンス強化と長寿命化が求められることから、溶融亜鉛めっきの果たす役割は重要と考えられる。

既に公共建築工事標準仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)に溶融亜鉛めっき鋼材の利用に関する記載がなされており、新規用途として期待される溶融亜鉛めっき鉄筋については、2019(令和元)年に土木学会による「亜鉛めっき鉄筋を用いるコンクリート構造物の設計施工指針(案)」が、また 2022(令和 4)年には日本建築学会による「溶融亜鉛めっき鉄筋を用いた鉄筋コンクリート造建築物の設計施工指針」が策定される等、導入環境に向けた整備が進んでいる。溶融亜鉛めっき鉄筋は諸外国に比べ日本ではほとんど普及していないが、塩害への耐性などから特に沿海地方では構造物の長寿命化に有効である。今後も溶融亜鉛めっき鋼材のインフラの再整備や災害復興工事、再生可能エネルギー設備建設やメンテナンス工事における使用拡大を後押しするインセンティブの導入等、溶融亜鉛めっき鋼材の普及促進に繋がる幅広い支援を要望する。

2) 亜鉛ダイカスト

亜鉛ダイカストは様々な産業分野で部品として使われてきたが、軽量化の風潮の中でシェアを落としている。しかしながら、亜鉛ダイカストには微細加工に適するという特徴に加えて主流のアルミ素材に比べ低融点であり低エネルギーによる製造が可能なこと、樹脂素材に比べリサイクル性が高いことなどカーボンニュートラルに貢献できる要素が多い。亜鉛ダイカストの需要復興に向け開発案件等への助成などの支援をお願いしたい。

3) 亜鉛新規用途開発

洋上風力発電、亜鉛 2 次電池等の亜鉛の新規需要創出が期待される。亜鉛 2 次電池は世界中で広く研究され、日本でも NiZn 電池、空気亜鉛電池などが電力貯蔵、車載、モバイルなど様々な用途で実用化を目指し研究開発中である。しかしながら、これら新規分野における亜鉛の使用効果が十分に認知されているとは言い難い。開発を行う様々な分野での研究機関や素材・加工会社に加え、設計事務所やエンジニアリング会社、組立て設置会社等に対し、幅広く亜鉛の素材や製品としての特徴、特性、使用方法を広く周知してもらうための働きかけの場やエネルギー安全保障の観点からあらためて亜鉛の魅力やポテンシャルを伝えられる機会を設定するなど、亜鉛の新規需要創出に向けた活動等への支援をお願いしたい。

4) 鉛蓄電池等

鉛については、その主要用途である鉛蓄電池は主に自動車用内燃機関の始動用途に利用され、長い実績が蓄積されている。しかしながら、将来的な人口減少や少子高齢化に伴う人口構成の変化等により、国内での内燃式自動車の販売台数が頭打ちになることが予想されている。一方で将来のカーボンニュートラル達成のためには再生可能エネルギーの利用率向上が喫緊の課題であり、特に太陽光発電では利用率向上のため蓄電池を併設することが有効とされている。鉛蓄電池は電解液を除くほぼ全てがリサイクル可能な部材で作られており、かつ既にリサイクルシステムが全国的に確立されたリサイクルの優等生であると言える。更には国内に大量の鉛蓄電池が再生可能資源としていまだ存在することから、再生可能エネルギーの補完用として鉛蓄電池の利用促進を積極的に図るべきと考える。そのためにも設備設置に当たっての助成金の新規導入等を含めた支援を要望する。

加えて、ベースロード電源として今後重要視されている原子力発電においても鉛は「放射線遮蔽材」として欠かすことが出来ない部材となりえる。ついては、これから着手される東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・解体作業工事等の関係者に対し、鉛が有効な放射線遮蔽材として期待できる材料であると周知し、理解頂けるよう活動支援をお願いしたい。

5) 統計・調査

亜鉛と鉛については、長年にわたり資源エネルギー庁による非鉄金属等需給動態統計調査により、国内の需給状況が把握されていた。しかしこの調査は2020（令和2）年12月をもって終了となっており、現在は日本鉱業協会が自主統計として取りまとめている。需給動態統計調査は需要振興の最も基礎的な資料であり、リサイクルの実態等、今後の低炭素化社会実現に向けた資源・素材政策を推進するうえでも必要と考えられることから、それに代わる公的な立場での調査の支援検討をお願いしたい。

(8) 既存鉱山の拡張、新規鉱山の開発の阻害要因・法令等

既存鉱山の拡張、新規鉱山の開発については、鉱業用地の占有権原を鉱業法に規定された施業案に記載する必要があることから、購入もしくは賃借により用地を確保する必要がある。しかし、所有者不明土地においてはその確保が難しく、既存鉱山の拡張、新規鉱山の開発の際に問題となっている。この状況が続くと、鉱石の賦存が確認されていても鉱石を採掘することができず、開発ができない。そのため、鉱山用地利用予定地に所有者不明土地が存在する場合、地方自治体の許可を以て鉱業用地として活用できるよう要望する。

以前の鉱業法・鉱山保安法には他法令の適用除外項目があり、鉱山開発・操業は他法令の制限からは例外として扱われており、柔軟に鉱山開発・操業ができていた。しかし、森林法や都市計画法等、適用除外のない法令があることで、既存鉱山の拡張、新規鉱山の開発での阻害要因となっていることから、他法令の規定事項の緩和を要望する。

(9) カーボンニュートラル対応への支援制度

昨今、地球温暖化は世界的に喫緊の課題となりつつあり、鉱山業界においてもこの対応が強く求められている。一方、現在開発対象となりうるプロジェクトはインフラの整わない山間部や奥地に位置することが多く開発コストが増大していることや、既存鉱山においても採掘の深部化、困難化によりエネルギー消費量が増大傾向にあることから、温室効果ガスの削減に対し十分に対応するこ

とが難しくなっている。このように、鉱山開発においてカーボンニュートラルへの対応は容易ではなく、将来的に開発や操業継続に影響が出ることが予想される。このため、本邦企業の鉱山開発や既存鉱山の操業におけるカーボンニュートラル対応を加速することを目的として、再生可能エネルギー設備や省エネ技術の検討・導入、代替燃料の開発・購入や低燃費または電動の重機・車両の開発・購入に対する支援制度を創成していただきたい。

2. 電力対策

(1) 低廉で安定的な電力供給の確保

東日本大震災以降のエネルギー供給体制の変化に加え、再生可能エネルギー導入拡大に伴う負担の増加や、卸電力市場価格との連動性の高まりにより価格変動リスクが増大していることなどから、国内電気料金は長期にわたり高水準で推移している。燃料価格の高止まりや原子力発電所の再稼働の遅れなどの影響により、非鉄金属製錬業における電力コスト負担は継続的に増大している。我が国の電気料金は国際的に見ても依然として高い水準にあり、国際価格で取引される非鉄金属製錬業においては価格転嫁が困難であることから、国際競争力の低下が強く懸念される。政府は、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー安全保障と経済性、脱炭素の両立を図る観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を進めつつ、原子力や水素・アンモニアを活用した脱炭素電源を最大限活用する方針を示している。一方で、電力市場価格の変動が電力料金の上昇につながる可能性を踏まえ、電力価格の急激な上昇が産業競争力に及ぼす影響を最小限に抑えるための措置を講じることを要望する。

1) 低廉で安定的な電力供給のための施策の推進

国際競争力を維持・強化するためには、特定の電源に過度に依存しない、安定した電源構成の確立が不可欠である。原子力発電所については、安全性を最優先とした上での再稼働を着実に進めるとともに、将来の発電能力を維持・拡大する観点から、新型炉の検討・導入を含めた中長期的な活用方針を明確化することが求められる。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、電力系統の安定性確保が一層重要となることから、環境に配慮した火力発電へのリプレース、次世代蓄電技術の活用、系統増強への支援を強化することが重要である。さらに、再生可能エネルギーの出力変動を調整する手段としてのデマンドレスポンスの活用促進など、電力多消費産業向けの電力料金負担軽減策の強化を要望する。加えて、2028年度から導入が予定されている化石燃料賦課金制度については、再資源化や循環型事業を含む企業活動の実態を踏まえ、過度な負担とならない制度設計とすることを要望する。

2) 再生可能エネルギー賦課金減免措置の維持・拡大

再生可能エネルギーの導入拡大に伴う賦課金負担は年々増大しており、電力多消費産業における企業活動への影響が一層顕在化している。特に、再エネ賦課金の8割減免措置は、国際競争力を維持・強化する上で不可欠な制度である。2026年度には、売上高千円当たり電力使用量の基準値が5.2kWhから4.96kWhへと引き下げられたが、売上高の増加や省エネ努力の結果として基準値を下回る事業所もあり、減免措置の継続が困難となっている。

当業界がこれまで継続して取り組んできた省エネルギーの推進や、リサイクルを通じた循環型社会構築への貢献を十分に考慮し、再エネ賦課金減免措置の維持・基準値のさらなる引き下げを強く要望する。併せて、太陽光発電など再生可能エネルギーの発電特性を踏まえ、発電時間帯別の賦課金設定など、より実態に即した柔軟な制度設計の検討を要望する。

3) 電力市場改革の推進

政府は「第7次エネルギー基本計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた電力市場の構造改革を進めている。国際競争力を確保するためには、再生可能エネルギー、原子力、水素等を適切に組み合わせた電力市場の構築が不可欠である。このため、送配電コストの低減に資するスマートグリッドの導入促進や、市場価格の過度な変動を抑制するための価格安定化対策を強化することを求める。また、産業界が選択可能な長期固定価格契約の選択肢拡充や、産業向け長期電力契約スキームの構築を通じて、安定かつ低廉な電力供給を確保する政策の実現を要望する。

4) 省エネの推進、企業の電力コスト負担軽減措置の拡充

「地球温暖化対策計画」では、2040年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比73%削減する目標が掲げられている。目標達成に向けては、さらなる省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの拡大が不可欠である。一方で、電力コストの上昇が企業経営に過度な負担とならないよう、産業用電力価格の国際競争力を確保するための補助金制度の拡充が必要である。併せて、省エネルギー設備の導入に対する助成金については公募期間の十分な確保や、申請要件の見直しなど、企業が応募しやすくなるようなさらなる制度運用の改善を要望する。

(2) GX推進法改正と非鉄金属業界の競争力維持

当業界は、2021年度に「カーボンニュートラル推進委員会」を設置し、主要金属である銅、鉛、亜鉛のCFP（カーボンフットプリント）の見直しなど、技術課題への対応を進めてきた。2024年度以降は「GX推進委員会」として体制を強化し、GX実現に向けた取り組みを継続している。2025年5月に成立した改正GX推進法では、排出量取引制度の本格導入に向け、CO₂の直接排出量が10万t-CO₂/年以上の事業者に対し、排出枠の遵守や市場取引が義務付けられ、2026年度から本格稼働となる。非鉄金属製錬業界は、GX・DXの推進に不可欠なベースメタル・レアメタルの安定供給や、リサイクルを通じた資源循環型社会の構築において、経済安全保障上も極めて重要な役割を担っている。制度の運用にあたっては、こうした業界の特性を十分に踏まえ、リサイクルに係る軽減措置など、競争力維持に資する特段の配慮を要望する。また、GX推進において、企業の排出削減成果が取引先や最終消費者に適切に評価される仕組みづくりや、「GX率先実行宣言」などGX市場創造に向けた取り組みが進められている点は歓迎すべき事項と認識している。対象製品については、GXのさらなる展開に不可欠な重要鉱物を含む当業界製品を追加対象とすることを要望する。

(3) 地熱エネルギー導入拡大への支援

2030年の地熱発電導入目標1.5GWを達成するために、新たなFIP（Feed in Premium）制度においては旧FIT制度と同様の経済性が確保される基準価格の設定を強く提案し、併せて既設地熱発電所の活用を含む以下の施策をお願いしたい。

1) 既存の地熱発電所の設備利用率を向上させるための支援制度等の強化

継続的に地熱発電を行うためには代替井の掘削や既存井の改修工事と適切な操業管理技術が必須とされるところ、地熱エネルギーは地下深部に賦存し、可視化して状態を把握できない特殊性から多大な費用を要する代替井の掘削等はリスクを伴い、かつ民間企業としての投資判断もあり、本来設備利用率を維持すべく行う代替井の掘削や既存井の改修工事が計画的に実施できていない状況がある。

この代替井の掘削及び既存井の改修工事は、継続的に地熱発電を行うために必要であり、かつ発電電力量維持・増加に繋がる即効性のある対策である代替井掘削・改修工事及び追加の物理探査（MT 調査）や地熱モデル更新のための解析業務等の費用に対する助成や税制上の優遇措置等の新たな支援制度の創設を強く要望する。一方、操業管理技術については、地熱発電所の設備利用率の向上を図るため、現在 JOGMEC、NEDO、大学等によって行われている技術開発や民間等に対する技術開発支援を今後とも継続していくことを強く要望する。また、新規技術開発の推進のみならず、成果の出た技術開発の適用支援も要望する。

更に、最近の原材料費高や円安の進行、人件費の上昇により、掘削コストや燃料・資機材コスト、高圧電気設備（動力ケーブル等）の更新費用が高騰していることに加え、電力自由化等の影響で売電・蒸気価格も下がり、厳しさを増した事業環境によって、ますます代替井の掘削等が控えられる恐れがある。

一方、既存の地熱発電所はベースロード電源であるだけでなく、純国産のエネルギー資源であるため、地政学的な有事におけるエネルギー価格高騰などに対する経済安全保障の面からも、我が国の電力価格安定化に大きく貢献することが期待できる。したがって、既設地熱発電所においても、事業が継続・維持できる売電・蒸気価格を設定できるような施策や支援制度等の強化を要望する。

2) FIP 制度における妥当性のある「運転開始期限」の設定

地熱発電は、国有林野・保安林の利活用や条例アセス等を要する場合が多く、その手続きのため、事業者の責に因らない期間を要する場合があります、更には送電事業者の行う系統連系工事に長期間を要する状況も生じている。

地熱開発の対象地域は、今後ますます山間奥地となっていく、更に豪雪地域では冬季の長期間の工事休止を強いられる状況にある。そのため、FIP 制度における「運転開始期限（認定から 4 年、環境アセスメントが必要な場合は 8 年）」については、個別の発電所ごとにその実情に応じた付加期間を認める等、妥当性のある「運転開始期限」の設定を強く望み、特に豪雪地域等における地熱開発が大きく促進されるような施策上の配慮を要望する。

3) 送変電設備整備等への支援

新規の地熱開発は今後ますます山間奥地を対象とすることが多くなり、送変電設備に要する費用が増大し、事業化が困難な開発案件が増えていくことが想定される。したがって、将来における国立・国定公園内等の山間奥地における地熱開発を促進するためにも、送変電設備に要する費用については上限額を設定するなど、新たな支援制度の創設を強く要望する。

4) 国による地熱調査の拡充

2020 年度からの「先導的資源量調査」や 2025 年度から開始された「地熱フロンティアプロジェクト」において、民間が参入しにくい地域（自然公園や国有林野、保安林等）内での調査を促進する必要がある。具体的には、地下情報を取得するために必要な量の調査井掘削や、地熱ポテンシャルを確認するために十分な期間の噴気試験まで、国が加速して実施することを要望する。

一方、MT 法電磁探査や重力探査は、広範囲のデータを統合解析することで解析精度が向上する。このため、過去の JOGMEC 事業等で取得された物理探査データの公開が促進することを要望する。これらデータが活用できれば、調査準備期間の短縮や調査費用の削減効果も期待できる。さらに、データ量が増加することで、地熱資源有望地抽出や見直し作業が可能となるだけでなく、インフラ建設や火山・地震などの防災分野への活用も期待される。

5) 地熱井掘削に係る人材及びリグの確保

長年の地熱開発停滞により、熟練技術者の減少と若手不足が深刻な課題となっている。これを解消するためには、民間掘削事業者が安心して機材投資や人材確保を行うことができるよう、事業の予見性が担保される必要がある。具体的には、掘削工事の工程が年度に縛られず柔軟に設定できるよう、複数年度に渡り助成金交付が認められるような制度設計を要望する。

昨今の円安や資材高騰の影響で調査・開発費用、特に掘削費用の高騰が地熱開発事業の経済性を悪化させプロジェクト遂行の阻害要因となっているため、助成率の見直しや、地熱掘削機材購入の補助制度の創設を強く要望する。

さらに、民間企業の負担低減のため、大深度・大偏距掘削の経験を持つ外国籍作業員の積極的な受け入れ支援を要望する。

6) 法規制の運用緩和と特区の指定

保安林内での作業許可における面積・期間の規制や、国有林野内の「保護林」は、変更手続きや審査基準が不明確なため、発電所や送電線の配置計画や設置工程の計画を困難にしている。また、科学的根拠に欠ける掘削地点の離隔距離制限や、採取量の制限を求められる場合があり、地熱井の掘削許可取得が困難となっている。国が主導して各都道府県の内規等を点検し、結果を公表することを要望したい。これらの課題の抜本的な解決策として「地熱開発促進法（仮称）」を制定し、指定された「地熱特区」内ではこれらの現行規制を「適用除外」扱い、あるいは撤廃することを強く要望する。

7) 革新的な技術開発への支援

地熱井の掘削現場は、深刻な人手不足と 24 時間連続作業を必要とする特殊性の高い現場環境である。工事の省人化・無人化・安全性の向上を実現するため、AI を活用した掘削作業の自動制御といった革新的な技術開発への政策支援を要望する。

(4) 既存水力発電所の出力増加及び新規中小水力発電の導入拡大

1) 河川法に関わる許認可の見直し

河川法の取水認可手続きに関して、主要水系（1 級河川等）において国及び自治体が水力発電による河川環境に与える影響の調査を進め、その調査結果を積極的に発電事業者を提供することを要望する。これにより設備容量に余力のある水力発電設備を有する発電事業者は許可取水量の増加申請に際し、調査内容を簡素化でき、手続きの簡素化と迅速化を図ることができる。

取水量の制限方法として、瞬間的な 1 秒当たりの取水量ではなく、24 時間の平均取水量で判断するよう許可取水量の解釈を変更することを要望する。

2) 自然公園法に関わる許認可

新規水力発電所の開発を推進するにあたり、特別地域内（主に第 2 種、3 種）における取水堰堤等の工作物設置、開発行為に関して審査基準（指針）の明確化並びに開示と手続きの迅速化を要望する。

3) 接続系統容量増強

発電事業者が電力会社との系統連係に際して、系統容量の制限により発電出力の抑制を余儀なくされる事例があることから、国による系統増強を要望する。

4) 新規水力発電所建設投資への補助

新規の開発候補地は山間奥地が多く、現地までのアクセス道路の建設や送電線への接続費用が

多額となるケースが多い。このため初期投資費用に対する助成制度を要望する。

3. 環境・保安対策の充実

(1) 鉱害防止工事の早期終了 ー省エネ補助金の有効活用ー

鉱害防止工事の推進（遅延の解消）に資する財源としては、2018（平成 30）年度より省エネ補助金（特別会計）6.6 億円が導入され、一定の効果を上げてきた。しかしながら、当該補助金は縮小傾向にあり、2025（令和 7）年度は 2.1 億円、2026（令和 8）年度には 0.8 億円と大幅に減少している。加えて、当該補助金は自治体の裏負担を要し、事前調整に長期間を要する等の制約があることから活用が限定的となっている。このため、自治体の裏負担を含めた制度の見直しなど、より補助金が休廃止鉱山全体で活用されるよう、国においてご検討いただきたい。

一方、2019（令和元）年度より災害対策補助金 3 億円が新設されたが、2025（令和 7）年度には 0.5 億円となっている。当該補助金は、停電や道路不通時においても坑廃水処理施設の機能を維持されることを目的としており、非常用発電設備や貯水槽等の整備において義務者存在鉱山にて活用しているとともに、今年度より豪雨時においても適正な坑廃水処理を継続可能とする施設整備が対象に追加されたところであり、これら対応には感謝の意を表する。しかしながら、災害対策に係る工事のうち、法面对策等の土木工事や管理道路整備等のインフラ強化、実際に被災した後の災害復旧工事は対象外とされている。このため、鉱山敷地内で被災した設備の復旧や、土砂災害等の未然防止策については自主対応を余儀なくされているが、近年の災害激甚化に伴い、多大な負担が生じている状況である。よって、これらの費用についても災害対策補助金の対象として取り扱うことについて、国において前向きな検討をお願いする。

今後、補助金の活用が一層促進されるよう、予算の十分な確保とともに、前述の課題にかかる対象範囲の拡大、さらに複数年度に渡る大型工事を対象とする制度の検討についても、国の適切な対応を強く要望する。

(2) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費等に係る補助金予算の確保、対象範囲の拡充

義務者存在鉱山において実施する坑廃水処理事業に対する補助金については、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）に係る処理費用等を対象として交付されているところである。2026（令和 8）年度においては、一般会計予算 22.1 億円に加え、特別会計 0.8 億円、さらに令和 7 年度補正予算 11.2 億円が措置されている。この額は、2025（令和 7）年度における一般会計 21.6 億円、特別会計 2.1 億円、令和 6 年度補正予算 12.0 億円とほぼ同水準である。

交付要綱第 2 条に「費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害及び危害の防止を図ることを目的とする。」と規定されているとおり、坑廃水処理事業に係る義務者の責任外の過度な負担を回避し、当該事業を適正かつ永続的に実施し得る制度設計が求められる。一時的にでも補助額が減少する場合、鉱害防止事業の継続性や適正性に重大な支障が生じるおそれがあることから、制度本来の趣旨に基づき、今後とも必要な予算・財源を安定的かつ継続的に確保されたい。

また、義務者存在鉱山に対する補助金の対象範囲は現行において、「坑道及びたい積場等鉱山施設に起因する坑廃水の処理（坑廃水の集水、導水及び処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設の改修並びにこれらの工事に附帯する工事を含む。）」に限定されており、施設の新設や更新に対する適用は認められていない。

しかしながら、坑廃水処理事業が長期にわたり継続する中、施設の老朽化は進展しており、設備

更新が不可避となる鉱山が増加している。義務者不存在鉱山においては施設更新に伴う新設工事が補助対象とされていることを踏まえれば、義務者存在鉱山においても同様の補助対象範囲の拡大を行い、設備更新に係る新設工事を制度の対象とすることが適切であると考ええる。

については、坑廃水処理事業の持続的実施と鉱害防止機能の確保の観点から、制度の趣旨に則した補助金の安定的な予算確保とともに、補助対象範囲の拡充について、国の積極的な検討を強く要望する。

(3) 坑廃水処理の終了、更なる坑廃水処理コストの削減

第6次基本方針に掲げられている利水点等管理については、当協会としても高い関心を有しており、その適用を進めていくにあたっては、地域住民への丁寧な説明及び自治体との緊密な連携が不可欠である。このため、自治体・地域住民等のステークホルダーの理解を得るための環境影響評価手法や、リスクコミュニケーション手法の確立について、国において積極的に取り組まれない。

利水点等管理について、現状は義務者不存在鉱山を中心に検討が進められているが、義務者存在鉱山においては排水基準による排出点管理との関係といった法令面の課題を有している。第6次基本方針の期間中には、義務者不存在鉱山とともに義務者存在鉱山においても展開が可能となるよう、手法の確立の他、法令面の整備を含めた検討を進めていただきたい。

併せて、利水点等管理手法に加え、休廃止鉱山管理の効率化・低コスト化に資する技術（マンガン酸化菌を活用した処理技術、鉱山緑化技術、発生源対策等）の確立や、IT技術を活用した遠隔監視・遠隔制御、省力化の推進、データ利活用の推進、さらにはドローンや坑内ロボット等の先進技術の実用化も極めて重要である。

これらは労働者の安全確保にも資することから、継続的な予算確保の下で技術開発及び関連施策を推進いただきたい。

また、中和殿物については、第6次基本方針案において「中和殿物の減容化等の処理に係るガイドライン整備」が掲げられているが、減容化のみならず、再利用促進の観点から、発生源対策への応用、土木工事における建設資材としての活用など、循環利用が進むような施策の推進についても、併せて検討されたい。

一方、水質汚濁防止法においては、主として営利事業を行う工場・事業場が規制対象となっているのに対し、鉱山保安法においては、操業中の稼行鉱山のみならず、事業を休止している休止鉱山（鉱山保安法第39条適用の廃止鉱山を含む）も規制の対象とされている。排水基準が強化された場合、休止鉱山においても新たな対策が必要となる場合があるが、鉱山は地理的・地形的制約を強く受け、インフラ未整備等により対応が極めて困難な場合があり、過度な経済的負担を招く事例も想定される。

このため、水質汚濁防止法の基準改正が行われた際においても、休止鉱山については、休止時点の基準値を継続適用する等、規制の見直しや柔軟な運用措置を講じていただくよう要望する。

(4) 自然災害への備え

当協会においては、2020年度に「休廃止鉱山インフラレジリエンス強化に関する改善方針」を策定し、停電や交通遮断等の緊急時においても、坑廃水処理を最低3日間継続できる体制の構築に取り組んできたところである。今後とも、国におかれては、事業者との協力体制の下、更なる災害対応力の向上を図るため、適切な助言の提供をはじめ、補助金制度を含む継続的な支援をお願いする。

また、豪雨や台風等の自然災害に際し、鉱山敷地外で発生した土石流、転石、流木等により、水路、ポンプ室、集積場、坑廃水処理設備等の鉱山施設が被害を受けたり、アクセス道路が不通になったりし、坑廃水処理の継続が困難となる事案が過去に発生している。これらの事案への対応に際しては、当該土地の所有者や道路管理者である国や自治体等による適切な措置が不可欠であり、事前の防災対策、被災時の迅速な対応についても引き続き要望する。

さらに、激甚化する自然災害に対しては、ハード面の対策のみでは十分な対応が困難となっている。このため、第6次基本方針に記載のある「大雨等により処理前の坑水又は廃水の放流を要する場合を想定して環境への影響の評価を事前に実施する等の対策」の実効性を確保する必要がある。そのためには、環境影響評価手法の確立、必要なガイドラインの整備、関係機関への周知徹底等のソフト対策の推進が不可欠であり、これらの取組についても国の積極的な推進をお願いする。

(5) JOGMEC 鉱害防止融資制度の存続及び拡充

鉱害防止融資制度は鉱害防止事業を将来に亘り安定的に実施する上で重要な制度であることから、制度の存続を要望する。また、制度利用促進のため、引き続き更なる担保要件の緩和ないしは無担保化を要望する。

(6) 水銀条約

2013（平成25）年10月に水俣及び熊本における国際会議にて、水銀に関する水俣条約が採択・署名され、日本は2016（平成28）年2月に水俣条約に批准した。その後、2017（平成29）年6月18日に批准国数が合計50カ国に達したため、90日後の8月16日に条約が発効された。

非鉄金属製錬業界において、精鉱等に含まれて製錬所へインプットされる水銀は年間約50～60トン程度あるが、これは各製錬所で適切に管理されており、大部分は硫酸工場の入口の排ガス洗浄系設備で濃縮され、スラッジとして回収されている。これは、新たに制定された「水銀汚染防止法」で「水銀含有再生資源」との法的な名称をつけていただいた。このスラッジは、野村興産株式会社イトムカ鉱業所で水銀を回収するために委託精錬され、水銀除去後の残渣は委託元の製錬所に戻されている。野村興産では、非鉄金属製錬所からの水銀含有スラッジだけでなく、水銀含有の蛍光灯や電池からも水銀を回収している。このようにして回収された廃水銀は、イトムカ鉱業所で年間50トン程度精製され、輸出先の用途が小規模金採掘でないことを確認のうえ大部分がインドなど海外に輸出されている（水俣条約上も輸出相手国の事前同意により輸出できることとされている）。水銀の輸出も含めて非鉄金属製錬業全体で資源循環が確立されており、非鉄金属製錬事業の循環システムは、使用済み家電製品等のリサイクル品から金、銀、銅、白金族も含めレアメタル等の有価金属の回収や廃棄物の有効利用や減量化に貢献している。

2020（令和2）年末から水銀の製造や輸出が制限された。直ちに輸出ができなくなるわけではないが、将来余剰水銀が廃棄物となることが予想される。余剰水銀については、2015（平成27）年10月に廃掃法の一部改正で「金属廃水銀は硫化固化し、更にポリマー固化して溶出の極力少ない状態にして溶出基準を満足すれば管理型処分場で処分すること」と決められ、2017（平成29）年10月1日に施行となった。しかし、この硫化固化・ポリマー固化した水銀を処分する管理型処分場の設置については、候補地となる地方自治体が難色を示しており、なかなか前に進まない状態にある。そこで、廃水銀の処理・処分のシステムについては、慎重に検討していくべきであるが、水銀の製造や輸出が制限される期限を迎えることに鑑み、水銀廃棄物の処分方法について早期に方向性を決

めていただきたい。

また、2023（令和 5）年 11 月の COP5 では、水銀等を含有する有価再生資源の閾値を 15ppm とすることを決定した。現在、国内法の整備に向けた準備が進められているが、国内における産業活動に支障が生じないように、対象範囲の整理や保管・輸送基準の見直しなど相応の配慮を要請する。

4. 循環型社会構築に向けた事業環境の整備

(1) 循環型社会構築のための対策推進

非鉄金属製錬がその工程において有価金属を含む廃棄物のリサイクルを行う場合、廃棄物処理法の適用を受けることとなるが、適正処理を確保したうえでリサイクル 推進を阻害しない法規制、運用のあり方が求められている。

2016（平成 28）年度に廃棄物処理法の 5 年見直しとして「廃棄物処理制度専門委員会」が開催され、当協会が政策要望として掲げてきた点も含まれ、その報告書の中に「優良な循環産業の更なる育成」「廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し」「地方自治体の運用」等が制度見直しの論点として盛り込まれた。廃棄物処理法については改正法が 2017（平成 29）年 6 月に公布され、その後、政省令改正の検討を経て、2018（平成 30）年 4 月 1 日に改正法が施行された。

しかしながら、見直しとして取り上げられた項目は「許可を取り消された事業者に対する措置の強化」「マニフェスト制度の強化（電子マニフェスト化の推進）」「雑品スクラップ対策」及び「自ら処理の拡大」であり、当協会の以下の要望は改正の対象とはならなかった。このため、引き続き、非鉄金属製錬業等の既存産業がリサイクルビジネスを行ううえで、一層の効率的事業運営ができるよう諸制度の見直しをお願いする。

また、2024（令和 6）年 2 月 16 日に公表された「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」でも触れられ、2024（令和 6）年 5 月には「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、国の認定制度ができた。2024 年 12 月 27 日に開催された「循環経済に関する関係閣僚会議」（第 2 回）において決定された「循環経済への移行加速化パッケージ」（補助金やインセンティブ）に基づき、循環経済の移行に向けて企業または自治体との連携や地域課題の解決、新規ビジネスの創出を推進している。今後は GX の実現に向けた設備導入支援等の各種投資支援策を通じて、脱炭素型の資源循環システムの高度化も早期に推進することをお願いしたい。

1) 産業廃棄物処理業の優良化の推進と優遇措置の拡大

2011（平成 23）年度に施行された改正廃棄物処理法では、従来の優良性評価制度に代わって優良産廃処理業者認定制度が創設され、処理業許可の有効期間を延長する特例等のメリットが付与された。更に施設の設置・変更許認可手続きの簡素化や廃棄物保管量・保管期間の規制緩和等のメリットがある制度を要望する。

2) 施設の設置・変更に関する許認可手続きの簡素化、迅速化

円滑な施設整備及び操業効率化のため、許認可手続きに要する書類を必要最低限のものに見直したうえで、書式を統一する等、施設の設置・変更に関する許認可手続きの簡素化及び迅速化を図っていただきたい。

3) マニフェスト返送期限及び廃棄物保管量・保管期間等の適用除外もしくは規制緩和

リサイクル目的の処理においては、効率的な操業を実施するため、廃棄物処理法のマニフェスト返送期限、廃棄物保管量・保管期間等の規制から適用除外する措置もしくは規制緩和を検討し

ていただきたい。

4) 広域集荷のための制度整備

効率的にリサイクルを推進するためには、安定的な量の確保が不可欠であり、広域的な集荷体制の構築が重要である。2025 年 11 月に全面施行された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」により、国が認定する「再資源化事業等高度化計画」に基づく事業については、廃棄物処理法における収集運搬業・処分業の許可が不要となる特例が創設された。この認定制度を活用することで、都道府県ごとの許可取得や自治体独自の流入規制に左右されず、広域的な集荷・再資源化を実施することが可能となる。

そのため、事業者が本制度を円滑に活用できるよう、運用において、①認定手続の迅速化・透明化、②認定要件の明確化、③認定制度の運用改善等など、柔軟な対応をお願いしたい。

5) 低品位スクラップ処理の拡大

これまで日本から中国や東南アジアに輸出していた雑品スクラップが各国の環境規制強化により国内に滞留するようになったため、今後日本国内での処理能力アップを図る必要があるが、有価物を主に処理している非鉄金属製錬事業者は廃棄物処理業の許可を取得していないところもあるため、廃棄物と判断される可能性のあるこれらの雑品スクラップの処理に手を出しづらい状況にある。これらの雑品スクラップの中には有価物が含まれているものもあり、資源循環の観点からも、非鉄金属製錬事業者が受け入れる雑品については廃棄物／有価物の柔軟な解釈、判断をお願いしたい。

6) 資源循環の更なる促進のための指導、指針の提起

現在、日本ではリサイクル促進のため種々のリサイクル法が制定され、個別にリサイクル目標が設定されているものの、その目標は社会全体あるいは業界全体を対象としているものが多く、個別の事業者への拘束力はほとんどないものとなっている。一方で、ビジネスとしてリサイクルを行うためには採算性が優先されることから、これを理由にリサイクルが思うように進んでいないものもある。よって、事業者ごとにリサイクル目標を設定するなど、より資源循環社会の形成に重きを置くための行政の指導、指針の設定の検討をお願いする。

また、リサイクラーとして資源循環社会の形成を実現するためには、そのシステムを維持するためのコスト全般を適正なものとして評価・認識していただいたうえでプライシングにそれを反映できるような取り組みが必要であり、その推進を主導していただきたくお願いしたい。

7) 使用済鉛蓄電池輸出時の厳格な審査継続と不適正ヤードへの対応

バーゼル法改正に伴い、2019（平成 31）年春頃には輸出時の厳格な審査により使用済鉛蓄電池の海外流出は一旦停止した。しかし、令和 6 年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議の非公開討議にて、一事業者の申請した使用済鉛蓄電池の輸出案件が有識者によって審査検討され、現行法令順守などの要件のもと容認された。この結果、2024（令和 6）年 10 月より韓国向けに使用済鉛蓄電池の輸出が再開された。韓国ではかつて使用済鉛蓄電池の処理後残渣がヒ素による土壌汚染を起こし大きな社会問題となった。このことが前回バーゼル法改正の契機となっており、使用済鉛蓄電池の扱いは厳重な管理が必須である。

一方、2022（令和 4）年頃より「鉛くず」の輸出が急拡大している。その背景として本来バーゼル法により輸出規制の対象となっている使用済鉛蓄電池の鉛分（巢鉛）が不適切に処理され、「鉛くず」と名称を変え違法に輸出されるという状況がある。このように収集・処理される使用済鉛蓄電池の多くが、近年問題となっている不適正ヤードで扱われている可能性が極めて高いと

指摘されている。

使用済鉛蓄電池は貴重な国内リサイクル資源であり、電極に鉛、電解液に強酸である希硫酸が使われる危険物でもある。国内には従来安全で環境に配慮した処理施設が十分にあり、国内資源循環システムの維持・促進及び国外での環境問題発生防止のため、輸出に依らない使用済鉛蓄電池の国内処理は理想的である。政府が目指すサステナブル社会構築のためにも、リサイクル資源の国内循環に向けた法的整備が必要と考える。

使用済鉛蓄電池等の扱いに関しては、2025（令和 7）年 2 月から環境省が中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会にて検討を開始し、2026 年度より予定されている廃棄物処理法改定に向け議論が進んでいる。貴重なリサイクル資源の適切な国内循環が促進されることを期待しつつ、早期の法令化実現と確実な運用を要望する。

8) 電炉ダスト輸出承認の厳格化

亜鉛の二次原料となる電炉ダストは有害廃棄物であり、厳重な管理のもとで適切な処理を行うことが不可欠である。しかし、電炉ダストを日本から輸出しようという動きがあり、貴重な国内資源の流出に加え、輸出先国における不適切処理による環境問題の発生が大いに懸念される。

また水俣条約発効に伴い、国内のダスト処理事業者は、その対応のため多大な投資や、操業コスト増加等の負担を強いられており、環境規制水準の異なる海外事業者との競合が本格化すれば、国内ダストリサイクル事業の継続が困難になりかねないリスクも懸念される。電炉ダストの輸出承認についても鉛蓄電池と同様に、海外において日本国内と同等以上の水準での処理が担保されていることの確認をはじめ、慎重かつ厳格なる審査、判断をお願いする。

(2) リサイクル事業の拡大・開拓のための支援

リサイクル事業の拡大・開拓のため、以下の支援を要望する。

1) 既存非鉄金属製錬業インフラ活用の推進

国内の非鉄金属製錬所は、資源循環に有用なインフラを保有している。今後の更なる「循環型社会の構築」推進のためには、これらのインフラの活用や他産業インフラとのネットワークの構築等により無駄な設備投資や物流費用を抑制してリサイクルにかかるコストを低減していく必要があることから、広域の「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」の一層の促進を要望する。また、効率的なリサイクルを行うためには、使用済製品の解体・破碎・選別等の前処理が重要であることから、優良な中間処理業者の育成、支援を要望する。

2) リサイクル原料輸入拡大への支援

2018(平成 30)年 10 月 1 日に施行された改正バーゼル法により、電子部品スクラップ(E-scrap)等の非鉄金属資源の輸入の円滑化が図られた。しかしながら、2022(令和 4)年 6 月開催の COP15 において、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、バーゼル条約）において、違法に輸出された電子・電気機器廃棄物(E-waste)が発展途上国で不法投棄される等の理由から、スイスとガーナ連名によるバーゼル条約の改正案が提出され、採択された。これにより、これまで規制対象であった有害な E-waste に加えて、非有害な E-waste についても条約の規制対象となった。国内においては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議にて検討を重ね、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」「電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準」の審議が行われ、改正附属書が 2025 年 1 月 1 日から

発効された。以後は、非有害な E-scrap を含む全ての E-waste の輸出に当たり、輸出の相手国の同意が必要となった。2025（令和 7）年 1 月から条約の規制対象となった。

条約の採択については理解できるものであるが、環境に配慮した先進的な銅製錬所を有し、適正に処理することが可能な国へ輸出される E-waste に関してもバーゼル条約の規制対象とした場合、適切な資源循環の妨げとなる。結果として資源の滞留を引き起こしてしまう恐れがあるため、我が国への E-waste 輸入にかかる先進国間での新たな相互認証制度等の構築を要望する。

現行のバーゼル法における事前通告（PIC）制度についても同意回答を得るまでの期間が長期化する場合がある。長期化することにより、日本への輸出を断念する場合もあり、適切な資源循環の妨げとなっている。また、輸出する際の経由地において、経由地での手続き条件が煩雑になっている。そのため、同意回答までの期限の短縮及び輸出入国の同意をもって経由地での手続き条件の緩和を要望する。

また、引き続き、協会の「E-scrap に関するトレーサビリティ確保に関する自主的な活動」の海外関係諸国への周知をお願いするとともに、更なるリサイクル原料の輸入拡大に向けて、バーゼル法に基づく E-scrap 等の輸入手続の電子化による迅速化や越境移動の際の手続き簡素化等、政策面での支援を要望する。

3) 車載用 LiB リサイクルへの支援

今後、電動車が寿命を迎えるにあたって、搭載されていた LiB の廃棄量増加が見込まれる。これらの LiB には、ニッケル、コバルト、リチウム、銅等の資源確保が危惧される有価なレアメタル及びベースメタルが含有されているため、使用済み LiB のリサイクルが非常に重要である。

将来的な廃 LiB の急激な増加に備え、廃 LiB リサイクル事業の拡大・開拓のため、以下の支援を要望する。

① 廃 LiB の産廃指定と処理炉の規制緩和

LiB は破損、変形による発熱・発火リスクや、その廃棄処理過程におけるフッ化水素ガス等の有害物質の発生リスクがあることが知られているが、廃 LiB の安全かつ適正な処理に関するルールが無いのが現状である。廃 LiB（民生用、車載用等の用途に関わらず）を産業廃棄物に指定し、廃棄物処理法のもと安全かつ適正な処理・管理が促進されることを要望する。また処理促進には、無害化及び再資源化のための処理炉を含む処理施設の拡充が必須である。現状、処理施設、特に焼却炉の新規許可を取得することが非常に困難であることから、廃 LiB 処理施設の設置等に対する規制緩和をお願いしたい。

② 高度リサイクル事業者への設備投資資金等支援

車載用使用済み LiB については、現状は廃棄物として取り扱われ OEM 共同スキームの廃棄物広域認定制度を活用し、逆有償により処理される一方、ニッケルやコバルトを含有する多くの使用済み小型民生用 LiB や車載用廃 LiB から回収される BM（ブラックマス、電池粉）は有価物として市中で取引されている。BM に含まれるレアメタルは資源安定確保の観点からもリサイクルが重要な金属であるが、価格変動が激しく、また不純物分離の観点からリサイクラーの事業性は脆弱である。このため高度なリサイクルを行う事業者の設備投資等を含め事業安定化への支援を引き続きお願いしたい。

③ BM 電池粉輸出入の監視強化

現状は小型民生用の使用済み LiB や電池工場での不良セルに加え、それらから回収される BM の相当量が輸出されているが、安全対策や法整備が不十分な国で不適切な処理をされ、環境等

への汚染の懸念があることから、特に BM の輸出入を厳格化すべく新たな HS コードの新設とそれらの輸入を継続的に行える仕組みの構築及び国内で優先処理されるような手続きの簡素化や非関税化をお願いしたい。

④ 二次電池のリサイクルマークと LiB への成分情報の表示義務化

資源有効利用促進法による指定表示製品に小型二次電池がその表示対象となっているが、国内向け製品の製造事業者による表示に留まっており、輸入事業者における全ての小型二次電池へリサイクルマークの表示はなされていないことから、輸入品全ての表示義務化をお願いしたい。また、小型二次電池のうち LiB においては、二桁の数字による成分情報の表示がされているが、これは電池工業会が推奨し、JBRC が会員企業に対して義務付けているものである。成分情報の表示は、効率的かつ高度なリサイクルにおいて非常に重要であることから、車載用 LiB においてもリサイクルマークとともに成分情報の表示義務化をお願いしたい。

4) 資源の不正輸出防止

廃基板をプラスチック屑と称して、不正に輸出しようとする事案が摘発されている。こうした不正輸出は後を絶たず、これまで輸出先国の税関で違法な取引と判断されて日本に返送されたケースが多数発生している。このような不正輸出防止について対策を強化し、日本からの資源流出の防止を要望する。

また、法令や社会規範を守っていないとみられる不適正なヤード（屋外保管場）が火災や住民トラブルを引き起こす問題が増えていることに対して、自治体が独自の条例を制定している。現状は一部自治体の条例などで規制の動きがあるものの、不適正ヤード運営者といたちごっこになる可能性もあるため、全国的な環境保全や違法業者撲滅のため国レベルで廃棄物処理法の改定や法律整備などを進めるにあたっては実効性のある制度設計を望みたい。

また、これらの制度的措置の検討に当たっては、環境保全の観点から国内の不適正なスクラップヤード事業者に対して是正を求めるべく制度を厳格化するとともに、適正な事業者（非鉄金属製錬事業者等）が資源循環の推進にも貢献していることに十分配慮し、関係省庁・部局とも連携しながら、有害使用済物品の定義にあたって、適正な製錬事業者にとって過度な負担とならないよう制度運用上の配慮を引き続きお願いしたい。

(3) リサイクル技術・システム高度化のための開発支援

非鉄金属製錬設備・プロセスを活用したリサイクルの推進は、循環型社会の構築の他、CO2 排出量削減にも有効であるが、そのためにはリサイクル技術・システムの高度化が必要である。しかし、民間企業による開発には限界があり、大学や研究機関とも連携して、非鉄金属製錬技術をベースとする新たなリサイクル技術開発を進めていくことが重要である。これまで、「省エネ型リサイクル原料製錬技術開発」「希土類金属等回収技術研究開発」等で支援を受け成果を上げてきたが、今後も以下の技術開発・システム構築とともに設備投資への支援を要望する。

- ① リサイクル原料に含まれる不純物元素を除去し、有価物を低コスト、省エネルギーで回収するための技術開発支援
- ② 製造業者による解体及びリサイクルの容易な製品設計の推進
- ③ 精鉱処理による反応余剰熱をリサイクル原料処理に有効活用する乾式製錬技術開発
- ④ リサイクル原料処理による資源確保、LCA に基づく CO2 排出量削減を推進するため、当該関連設備投資に対する補助金制度の拡充

(4) 使用済小型家電リサイクル法の見直し

小型家電リサイクル法は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度として 2013（平成 25）年 4 月 1 日に施行されたが、近年、中国の廃棄物輸入規制の影響による廃プラ処理コストの上昇や金属資源価格の変動、更には人件費や輸送費の増加等により、使用済小型家電リサイクル制度を取り巻く環境は厳しさを増してきていることから、以下のとおり制度の見直しを要望する。

1) 品目の見直し

小型家電のうち携帯電話、小型ゲーム機や音響・映像関連家電等は、有価金属が比較的多く含まれているが、リビング機器等は含有する有価金属の割合が少なく、原料というよりはむしろ廃棄物となるものも多い。よって、全ての小型家電を同じように取り扱うと事業性の低い回収物となってしまうことから、高品位有価物と低品位有価物に品目を分け、取り扱い方（集荷方法、コスト負担等）を変えることを検討していただきたい。

2) コスト負担の仕組みの検討及び技術開発支援

前述のように有価金属含有率の少ない小型家電は廃棄物扱いとなる他、小型家電から発生する廃プラは Mix 品で高度な選別が必要である。高度なリサイクルを実現するには多大なコストがかかることから、他のリサイクル法同様、小型家電リサイクル法においても生産者や消費者負担となる仕組みの検討をお願いしたい。また、現状、高度な選別技術を有している認定事業者は限られていることから、選別技術開発の継続的な支援も併せて要望する。

(5) 国際資源循環システムの推進

アジアにおける循環型社会の形成を推進するためには、アジア各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散防止を目的としたアジア圏資源循環ネットワークの構築を推進することが必要である。2024（令和 6）年 8 月、新たに閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」等を受け、これらを実現するためには以下の施策を要望する。

- ① アジア圏各国の法制度や廃棄物処理・リサイクル産業に関する情報の収集
- ② 人材育成や技術協力によるアジア各国の循環型社会構築支援
- ③ リサイクルビジネスの海外展開に対する支援
- ④ 日本へのリサイクル原料輸出承認の簡素化、短縮化のアジア各国管轄省庁に対する働きかけ
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(6) 非鉄金属製錬設備等への支援

非鉄金属製錬事業は、原料精鉱の品質変化（含有不純物の増加）や著しい需給逼迫に直面し、厳しい状況に置かれている。一方でリサイクル原料由来の非鉄金属地金への需要は緩やかにではあるが高まりが期待されるほか、CO₂ 削減など環境対応も求められている。また、原料調達に使われるバルク船の大型化に対応出来る港湾が限られることから、その潮流からも取り残されつつあり、インフラ面の改善も急務である。このため、競争力の維持・向上、更なる環境配慮を目的とした非鉄金属製錬事業の設備更新や物流機能の強化への支援を要望する。

また、世界的な原料確保競争の激化に伴う TC/RC 低迷や、原料調達に伴う運転資本の膨張によっ

ても、製錬事業の経営環境が一段と厳しさを増している。重要鉱物の安定供給とサプライチェーン強靱化に必要な国内製錬ネットワークを維持するためには、原料調達から製錬工程、製品販売までを含めた非鉄金属製錬事業に関して、一体的な支援が不可欠である。特に、安定的な原料調達を可能とすべく、非鉄原料精鉱の調達に関する資金支援制度など、助成拡充を要望する。

Ⅱ．非鉄金属関税の国際的均衡の維持

我が国の非鉄金属製錬業は、国内鉱山閉山後の坑廃水处理等の環境対策に大きなコスト負担を強いられており、国際競争力上ハンディキャップを負っている。また、我が国の非鉄金属関税は既に国際水準から見て低水準にある。これら状況に鑑みて、非鉄金属関税の維持・存続を要望する。

Ⅲ．税制対策

(1) 非鉄金属鉱業に係る要望

- 1) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化
- 2) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化
- 3) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和
- 4) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当金益金不算入制度の持分保有要件の廃止
- 5) 軽油引取税の課税免除の特例の維持・存続

I の 1 の (5) に記載のとおり、「軽油引取税の課税免除」も事業を継続するためには必要不可欠な措置であるため、その維持・存続を希望する。

(2) 他産業と共通する要望

1) 国際課税制度に係る要望

- ① 外国子会社合算税制の見直し
 - a) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和（再掲）
 - b) 制度適用免除基準の引下げ
 - c) 清算中の外国関係会社の取り扱いの見直し
- ② 外国子会社配当益金不算入制度の拡充
 - a) 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当金益金不算入制度の持分保有要件の廃止（再掲）
 - b) 持分保有要件の引下げ
 - c) 益金不算入割合の拡充（95→100％）
- ③ 移転価格税制における国外関連者の定義見直し
- ④ 租税条約未締結国との条約締結の拡大、及び配当金に係る源泉所得税の免除条項の導入促進
- ⑤ 外国税額控除制度の見直し
 - a) 国外所得金額の計算
 - ア) 国外所得金額計算の 90％シーリング撤廃
 - イ) 国外所得金額計算の一括限度額方式の堅持
 - b) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限の延長（10 年）

- c) 繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入
- d) 地方税から控除未済となった金額の還付ないしは、損金算入

2) 法人税制に係る要望

- ① 今年度に期限の到来するもの
 - a) 交際費等の課税制度の見直し
 - b) 中小企業投資促進税制の維持・存続
 - c) 戦略分野国内生産促進税制の拡充
- ② 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - a) 研究開発促進税制の維持・存続
 - b) 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃
 - c) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止
 - d) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
 - e) 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備投資促進税制）の租税特別措置の不適用措置の見直し
 - f) 法人税実効税率の更なる引下げ
 - g) 税務上の欠損金の繰越可能期間の無期限化及び控除制限の撤廃
 - h) 減価償却制度の見直し
 - i) グループ通算制度の見直し
 - ア) 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し（連結納税採用下での計算維持）
 - イ) 地方税（法人住民税・事業税）へのグループ通算制度の導入
 - ウ) 損益通算の対象会社の緩和
 - エ) 収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定の緩和
 - j) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
 - ア) 益金不算入額の 20% 及び 50% 縮減措置の廃止
 - イ) 負債利子控除の廃止
 - k) 電話加入権の損金算入
 - l) 企業会計と税務所得計算における乖離の縮小
 - ア) 消費税と法人税の認識時期の統一（収益認識基準関係）
 - イ) 事業税の損金不算入
 - ウ) 個別貸倒引当金制度の復活
 - エ) 労働対価性のある引当金繰入額の発生主義による損金算入
 - m) 長期保有土地の譲渡益重課税制度の廃止

(3) 地方税制に係る要望

- ① 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - a) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長
 - b) 償却資産に対する固定資産税課税の廃止または課税標準額の下限撤廃
 - c) 不動産に係る固定資産税の軽減
 - d) 法人事業税（外形標準課税）の見直し
 - ア) 付加価値割の計算方法の簡素化

- イ) 資本割の軽減措置の拡充
- e) 事業所税の廃止または他の税（外形標準課税、固定資産税）との統合
- f) 地方税の申告・納付の一元化

(4) その他の要望

- ① 消費税の仕入税額控除に係る、95%ルール復活
- ② 印紙税の廃止

以 上

2025 年度 非鉄大手 8 社連結決算概況

日本鉱業協会 総務部

＜業界全体＞

当期における世界経済は、米国の関税政策や中東における紛争等の地政学的リスクの高まりが重石となり、全体としては緩やかな拡大にとどまった。国際的な通商・投資環境においては、関税措置や輸出管理規制・投資規制の強化等が複合的に作用し、企業活動を取り巻く環境は従来以上に不確実性の高い状況となった。こうした影響を受け、世界経済は成長率の下振れリスクが意識される局面が続いた。

わが国経済については、米国の関税政策を巡る不透明感が企業収益や輸出動向に影響を及ぼしたものの、所得環境の改善を背景に個人消費には持ち直しの動きがみられるなど、内需を中心に緩やかな回復基調となった。

相場環境について、銅の国際価格（LME〔ロンドン金属取引所〕価格）は、期初は 1 ポンド当たり 438 セントから始まり、米国における銅への関税賦課を巡る懸念に加え、海外鉱山でのトラブル等による供給不安、さらには米国の利下げ観測等を背景とした投機資金の流入等を受け、概ね上昇基調で推移した。2026 年 1 月 29 日には史上最高値となる 1 ポンド当たり 628 セントを

記録した。その後は高値圏での調整局面を経て、当期末には 1 ポンド当たり 552 セント、期平均では前期比 66 セント高の 1 ポンド当たり 491 セントとなった。

円の対米ドル相場は、米国関税政策に伴う市場の不透明感等を背景に、期初には 1 米ドル当たり 140 円近辺まで円高が進行した。その後は、米国経済の堅調な推移に加え、日本において実質的な金融緩和状態が継続したことなどから円安基調へと転じ、当期末には 160 円、期平均では前期比 2 円高の 151 円となった。

このような事業環境の中、非鉄大手 8 社の 2025 年度通期の連結決算は、8 社合計で、売上高は前期比 5.4%の増収となる 6 兆 5,204 億円となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は、銅や金、銀など非鉄金属相場の上昇、AI 関連需要の拡大が継続していることによる電子材料関係の事業が各社で軒並み活況であること等によって、前期比 114.0%の増益となる 5,067 億円となった（営業利益及び経常利益は、IFRS の任意適用により算出していない会社があるため、集計していない）。

2025 年度 大手 8 社連結決算

（単位：億円）

	J X 金属	三菱マテリアル	三井金属	住友金属鉱山	DOWAHD	古河機械金属	東邦亜鉛	日鉄鉱業	合計（※4）
売上高	8,846	18,440	7,585	17,416	7,454	2,111	1,256	2,097	65,204
営業損益（※1）	1,750	605	1,309		341	113	67	188	
経常損益		975	1,367		543	137	57	202	
税引前損益（※2）	1,691	618	1,175	2,557	781	186	57	226	7,291
当期純損益（※3）	1,046	405	913	1,763	624	128	48	140	5,067

※1：JX 金属の営業損益は、IFRS 基準による表示

※2：税引前損益は、「税金等調整前当期純損益（IFRS の場合は、税引前損益）」を表示

※3：当期純損益は、「親会社株主に帰属する当期純損益（IFRS の場合は、親会社の所有者に帰属する当期損益）」を表示

※4：8 社すべてが公表している項目（売上高、税引前損益、当期純損益）のみを表示

<JX 金属株>

* 全般

同社グループを取り巻く事業環境は、米国の関税政策や地政学的リスク等による不確実性が続く一方で、AI 関連投資の力強い拡大に支えられる状況となった。

このような経営環境の中、同社の成長戦略のコアであるフォーカス事業の成長をさらに加速させる取組みや、ベース事業における資本効率を意識した事業の強靱化など、「JX 金属グループ 2040 年長期ビジョン」（長期ビジョン）の実現に向けた各施策を推進した。また、2026 年 3 月 26 日には、半導体分野をはじめとする先端材料の新たな中核拠点としてひたちなか工場を開業した。本工場では、AI データセンター向けを中心とした先端ロジック半導体や先端メモリ半導体（HBM 等）の需要拡大を見据え、半導体用スパッタリングターゲットの供給力強化に加え、研究開発や新規事業の創出を通じて、先端半導体サプライチェーンにおける競争力の向上を図っている。

当期の連結売上高は、円高に伴う減収要因はあるものの、半導体用スパッタリングターゲットや圧延銅箔等の主力製品の増販、銅価の上昇等を主因として、前期比 23.7%増の 8,846 億円となった。営業利益は、前期比 625 億円増の 1,750 億円となった。金融収益と金融費用の純額 59 億円を差し引いた結果、税引前利益は、前期比 616 億円増の 1,691 億円となり、法人所得税費用 403 億円を差し引いた当期利益は、前期比 474 億円増の 1,287 億円となった。なお、当期利益の内訳は、親会社の所有者に帰属する当期利益が 1,046 億円、非支配持分に帰属する当期利益が 241 億円となった。

* 基礎材料セグメント

円高及び 2024 年 7 月に実施した SCM Minera Lumina Copper Chile（以下、「MLCC」という。）株式の一部譲渡による譲渡益の剥落及び持分法投資利益の一部剥落等による減益要因はあるものの、銅価等の上昇及び MLCC における繰延税金

資産の計上による持分法投資利益の増益を主因に前期比増益となった。また、金属・リサイクル事業においては、足許の銅精鉱買鉱条件が著しく悪化していることから、同社グループが運営する製錬所において減産措置を実施する方向で検討を進めている。

こうした状況のもと、基礎材料セグメントの当期における売上高は、前期比 33%増の 4,079 億円、営業利益は前期比 649 億円増益の 1,395 億円となった。

* 半導体材料セグメント

円高による減益要因はあるものの、AI 関連需要の拡大は継続、データ生成量の増加に対応する大容量データ保存、データ通信高速化等のニーズが高まり、先端ロジック半導体やメモリ需要は高い水準で推移した。これにより、半導体用スパッタリングターゲットをはじめとする主要製品の増販を主因に、前期比増益となった。

こうした状況のもと、半導体材料セグメントの当期における売上高は、前期比 20%増の 1,772 億円となった。営業利益は前期比 128 億円増益の 395 億円となった。

* 情報通信材料セグメント

円高及び 2024 年 8 月に実施したタツタ電線株式会社の連結子会社化に伴う負ののれん発生益の剥落等による減益要因はあるものの、スマートフォンの需要回復を受けた圧延銅箔の増販及び AI サーバ用途におけるチタン銅をはじめとする同社高機能銅合金の採用拡大により、前期比増益となった。これに加えて、収益性向上、生産性改善等を目的に推進した収益構造改革も増益に寄与している。

こうした状況のもと、情報通信材料セグメントの当期における売上高は、前期比 20%増の 3,187 億円となった。営業利益は前期比 64 億円増益の 315 億円となった。

<三菱マテリアル株>

* 全般

同社グループを取り巻く事業環境について、

自動車関連の需要は緩やかな回復が見られたものの、半導体関連の需要はAI関連を除き低調に推移した。また、前年度と比べて、銅や金等の価格が上昇した一方で、買鉱条件（TC/RC）の悪化による影響があった。為替は、米国ドルが上半期は円高基調で、下半期は円安基調で推移した。このような状況のもと、同社グループは、量から質へ経営の転換を図り、収益性を向上させるべく抜本的構造改革を前倒しで進めた。

この結果、当連結会計年度は、連結売上高は1兆8,440億53百万円（前年度比6.0%減）、連結営業利益は605億2百万円（同63.0%増）となった。連結経常利益は、為替差益を計上したことに加えて、持分法による投資利益及び鉱山からの受取配当金が増加したことなどから、975億56百万円（同62.0%増）となった。また、前年度に計上した持分変動利益の剥落及び抜本的構造改革に伴う減損損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は405億81百万円（同19.1%増）となった。

* 金属事業

金属事業は、金の生産量の減少等の影響により、前年度と比べて、売上高は減少した。これに加えて、買鉱条件（TC/RC）の悪化があったものの、銅や金等の価格が上昇したことなどから、営業利益は増加した。また、鉱山からの受取配当金の増加及び持分法による投資損益の改善等により、経常利益は増加した。

* 高機能製品

高機能製品は、銅加工事業において、販売数量が増加したことに加えて、銅価格上昇の影響があった。また、電子材料事業において、半導体関連製品の一部の需要は緩やかな回復基調が継続しているものの、化成品及びシール製品の販売が減少した。

以上により、前年度と比べて、売上高、営業利益及び経常利益は増加した。

* 加工事業

加工事業は、2024年12月にエイチ・シー・スタルク・ホールディング社を連結子会社化した

ことにより、前年度と比べて、売上高は増加した。また、値上げ効果や超硬製品及びタングステン製品の販売増加等により、営業利益及び経常利益は増加した。

* 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、2025年4月に発生した落雷により、安比地熱発電所が操業を停止していたことから、前年度と比べて、売上高及び営業利益は減少した。これに加えて、持分法による投資利益が減少したことから、経常利益は減少した。

* その他の事業

その他の事業は、合算で、前年度と比べて、売上高及び営業利益は減少した。これに加えて、持分法による投資利益が減少したことから、経常利益は減少した。

<三井金属株>

* 全般

同社グループを取り巻く環境としては、鉛の平均価格は前年同期に比べ下落したが、亜鉛、インジウム、パラジウム及びロジウムの平均価格は上昇した。為替相場は円安基調で推移しているものの平均レートは前年同期に比べ円高となった。

また、半導体市場が堅調であったことから、半導体関連製品の販売量は増加した。二輪向け排ガス浄化触媒はインド及び中国向け需要が堅調であったことから販売量は増加した。

機能材料部門では、高性能通信インフラ機器向け需要の伸長が見込まれる高周波基板用電解銅箔の生産体制を増強するとともに、2026年度以降の段階的な追加増強を決定した。また、積層セラミックコンデンサ市場の需要の拡大に対応するため、アトマイズ銅粉の生産体制の増強を決定した。

金属部門では、循環型社会への移行に伴い高まるリサイクル・ニーズに応えるため、製錬ネットワークを活用した有価金属の回収やリサイクル原料処理の技術力及び処理能力を強化して

いる。

事業創造本部では、次世代の蓄電池として期待されている全固体電池向け固体電解質（A-SOLiD®）の初期量産工場の建設工事を開始した。また、環境・エネルギー領域のテーマである機能性多孔体事業の推進体制を強化し、パイロット試験設備での増産に引き続き、量産試作用設備の導入を決定した。

これらの各部門での施策に加えて、事業ポートフォリオの動的管理に伴うベストオーナー探索により、自動車用ドアロックの製造・販売会社である三井金属アクト株式会社をはじめとする一部の子会社の株式を、資本効率を意識した経営の強化の一環として政策保有株式の一部をそれぞれ売却した。

この結果、売上高は前連結会計年度に比べ、461 億円（6.5%）増加の 7,585 億円となった。

営業利益は前連結会計年度に比べ、銅箔の販売量が増加したことに加え、亜鉛等の非鉄金属相場が上昇したこと、また、相場の変動に伴う在庫要因が好転したこと等から、561 億円（75.1%）増加の 1,309 億円となった。

経常利益は前連結会計年度に比べ、営業利益が 561 億円増加したことに加え、持分法による投資利益が 27 億円増加したこと等から、603 億円（78.9%）増加の 1,367 億円となった。

特別損益においては、関係会社株式売却損失 190 億円等を計上した。加えて、税金費用及び非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ、266 億円（41.1%）増加の 912 億円となった。

なお、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも前連結会計年度に続いて過去最高を更新した。

*** 金属セグメント**

同部門の売上高は前連結会計年度に比べ、亜鉛の販売量は減少したものの、亜鉛等の非鉄金属相場が上昇したこと等により、517 億円（15.9%）増加の 3,766 億円となった。

経常利益は前連結会計年度に比べ、海外鉱石の調達条件の悪化はあったものの、亜鉛等の非鉄金属相場の上昇によるマージン改善、また、相場の変動に伴う在庫要因が好転したこと等により、305 億円（68.7%）増加の 750 億円となった。

*** 機能材料セグメント**

同部門の売上高は前連結会計年度に比べ、主要製品の販売量が増加したことに加え、貴金属価格が上昇したこと等から、822 億円（33.4%）増加の 3,284 億円となった。

経常利益は前連結会計年度に比べ、銅箔の販売量が増加したことに加え、需要動向を踏まえた販売価格の改定や販売構成の最適化に取り組んだこと等により、262 億円（65.0%）増加の 665 億円となった。

*** 自動車部品セグメント**

同部門の主要製品である自動車用ドアロックの製造・販売会社であり、同社の連結子会社である三井金属アクト株式会社の全株式を 2025 年 11 月 4 日に譲渡した。これに伴い、当連結会計年度の売上高及び経常損失については、2025 年 4 月から 2025 年 9 月までの 6 カ月実績を計上した。

以上の結果、当部門の売上高は前連結会計年度に比べ、446 億円（46.6%）減少の 512 億円となった。

経常損益は前連結会計年度に比べ、15 億円減少の 8 億円の損失となった。

*** その他の事業セグメント**

連結子会社の一部を期中に譲渡したこと等から、当部門の売上高は前連結会計年度に比べ、5 億円（0.4%）増加の 1,364 億円となった。

経常利益は前連結会計年度に比べ、連結子会社の一部を期中に譲渡したものの、各種産業プラントエンジニアリング部門の受注が堅調であったことに加え、持分法による投資利益が増加したこと等から、23 億円（137.2%）増加の 39 億円となった。

<住友金属鉱山株>

* 全般

当期の連結売上高は、銅及び金などの平均価格が前期を上回ったことや期央以降の円安基調で推移した為替の影響などにより、前期に比べ1,482億38百万円増加し、1兆7,415億86百万円となった。

連結税引前当期利益は、コテ金鉱山（カナダ）や国内のニッケル工場などにおける順調な操業に加え、銅及び金などの非鉄金属価格の上昇を受け、多額の減損損失の影響を受けた前期に比べ2,242億97百万円増加し、2,556億80百万円となった。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、連結税引前当期利益が増加したことなどにより、前期に比べ1,598億3百万円増加し、1,762億90百万円となった。

* 資源セグメント

セグメント利益は、銅及び金などの非鉄金属価格の上昇に加え、コテ金鉱山の順調な操業などにより、前期を上回った。

主要鉱山の概況は以下のとおり。

菱刈鉱山は順調な操業を継続し、販売金量は計画どおりの3.5tとなった。

モレンシー銅鉱山（米国）の生産量は、前期並みの314千tとなった（うち非支配持分を除く同社権益は25.0%）。

セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）の生産量は、給鉱品位の低下などにより前期を下回り、391千tとなった（うち非支配持分を除く同社権益は16.8%）。

ケブラダ・ブランカ銅鉱山（チリ）の生産量は、尾鉱堆積場の処理能力に一時的な制約が生じたことで前期を下回る183千tとなった（うち非支配持分を除く同社権益は25.0%）。

コテ金鉱山の生産量は、順調な操業により計画を上回る12.4tとなった（うち非支配持分を除く同社権益は30.0%）。

* 製錬セグメント

セグメント損益は、海外ニッケル製錬子会社

における減損損失の影響を受けた前期に比べ、当期は銅の買鉱条件が悪化したものの、金などの非鉄金属価格が上昇したことなどにより前期を上回った。

電気銅の生産量及び販売量は、東予工場の定期炉修（大型休転）を実施したことにより前期を下回ったが、電気ニッケル及びフェロニッケルの生産量及び販売量はともに前期を上回った。なお、電気ニッケルの生産量は過去最高を達成した。

Coral Bay Nickel Corporation（フィリピン）の生産量は前期を若干下回ったが、Taganito HPALNickel Corporation（フィリピン）の生産量は前期を上回った。

* 材料セグメント

セグメント損益は、電池材料における減損損失の影響を受けた前期に比べ、電子部品向け部材は通信デバイス向け部材等が増益となったことも加わり、上回った。

<DOWA ホールディングス株>

* 全般

当期の連結売上高は前期比9.8%増の7,454億10百万円、連結営業利益は同6.1%増の341億92百万円、連結経常利益は海外亜鉛鉱山の運営会社等の持分法利益が増加したこと等により、同24.6%増の543億25百万円となった。また、第4四半期に投資有価証券売却益を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は同130.2%増の624億58百万円となった。

* 製錬部門

貴金属銅事業では金、銀等の平均価格が上昇したことにより、売上高は増加した。また、第3四半期末に為替が円安で推移したことや貴金属相場が上昇したことに伴うヘッジ取引評価損失（デリバティブ評価損失）を計上したが、第4四半期末にかけて貴金属価格が下落したことから影響額が縮小した。PGM事業では使用済み自動車排ガス浄化触媒の集荷量が増加した。一方で、第3四半期以降に為替の円安が進行したことに

伴うヘッジ取引評価損失（デリバティブ評価損失）を計上した。また、PGM 価格の上昇に伴って地金リース費用が増加した。亜鉛事業では亜鉛の生産量は減少した。電力代等のエネルギーコストは減少したものの、原料代は製錬原料の購入条件が悪化した。営業外損益では海外亜鉛鉱山の持分法投資利益が金属価格の上昇により増加した。

これらの結果、当部門の売上高は前期比 37.0%増の 3,647 億 83 百万円、営業利益は同 34.1%減の 69 億 58 百万円、経常利益は同 14.8%増の 196 億 82 百万円となった。

*** 環境・リサイクル部門**

廃棄物処理事業では焼却の処理量は前期並みとなり、処理単価は堅調に推移した。溶融・再資源化の処理量は増加した。土壌浄化事業では受注済みの案件の処理が順調に進捗した。また、不燃性廃棄物の再資源化の処理量は増加した。リサイクル事業では家電リサイクルの処理量は増加した。一方で、同社グループ製錬所向けのリサイクル原料の集荷量は減少した。東南アジア事業では、インドネシアにおける廃棄物処理の受注が増加した。一方で、タイの最終処分場において、将来の覆土費用を主な内容とする維持管理費用の見積りを見直した結果、コストが増加した。営業外損益では、廃棄物処理事業の持分法投資損益が悪化した。

これらの結果、当部門の売上高は前期比 26.1%増の 2,271 億 73 百万円、営業利益は同 15.2%増の 160 億 21 百万円、経常利益は同 10.3%増の 165 億 12 百万円となった。

*** 電子材料部門**

半導体事業では第 2 四半期におけるウェアラブル機器向け近赤外 LED 及び PD（受光素子）の新規製品の量産販売開始により、売上及び利益が増加した。電子材料事業では競合他社との競争激化により、銀粉の販売は減少した。また、第 3 四半期に銀粉の原料調達に係る費用が銀価格の高騰及びリースレートの上昇に伴い増加した。機能材料事業では磁性粉の販売が改善に向

かった。営業外損益では次世代二次電池や燃料電池向け新規製品の有償サンプル代収入が増加した。

これらの結果、当部門の売上高は前期比 36.6%減の 1,045 億 84 百万円、営業損益は同 20 億 71 百万円減の 26 億 63 百万円の損失、経常利益は同 265.9%増の 11 億 35 百万円となった。

*** 金属加工部門**

伸銅品事業では自動車の生産が回復基調であったことから、自動車関連製品の販売は増加した。また、AI サーバー向け等の需要が堅調であったことから、情報通信関連製品の販売は増加した。さらに、銅の価格が第 4 四半期に上昇したことが業績に寄与した。めっき事業では自動車向けの需要が堅調に推移した。回路基板事業では販売が堅調に推移した。

これらの結果、当部門の売上高は前期比 14.4%増の 1,473 億 36 百万円、営業利益は同 75.9%増の 93 億 07 百万円、経常利益は同 64.8%増の 97 億 89 百万円となった。

*** 熱処理部門**

熱処理事業では国内の自動車生産が回復基調であったことから、熱処理受託加工の受注は増加した。工業炉事業では国内のメンテナンス受注は堅調だったが、新炉販売及び海外のメンテナンス受注が減少した。

これらの結果、当部門の売上高は前期比 0.7%増の 339 億 99 百万円、営業利益は同 5.9%減の 19 億 85 百万円、経常利益は同 23.7%増の 27 億 14 百万円となった。

<古河機械金属株>

*** 全般**

同社グループの当連結会計年度の売上高は、2,110 億 81 百万円（対前年同期 98 億 64 百万円増）、営業利益は、112 億 99 百万円（対前年同期 15 億 35 百万円増）となった。産業機械部門は減収減益、ロックドリル部門およびユニック部門はいずれも増収増益となり、機械事業全体では減収減益となった。素材事業では、金属部門、

電子部門および化成品部門のいずれも増収増益となった。また、不動産事業では増収増益となった。営業外収益として、持分法による投資利益 31 億 10 百万円等を計上した結果、経常利益は 137 億 33 百万円（対前年同期 40 億 28 百万円増）となった。特別利益として、政策保有株式の一部売却を主因とする投資有価証券売却益 72 億 23 百万円等を、特別損失として、環境対策引当金繰入額 21 億 94 百万円等を計上し、税金費用 56 億 73 百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は 127 億 77 百万円（対前年同期 58 億 41 百万円減）となった。

* 金属

金属部門の売上高は、1,030 億 67 百万円（対前年同期 106 億 83 百万円増）、営業利益は、37 億 90 百万円（対前年同期 13 億 71 百万円増）となった。電気銅の海外相場は、9,600 米ドル/トン台で始まり、米中貿易摩擦による需要減退の懸念から一時下落したが、その後はドル安を主因として上昇基調で推移した。地政学的リスクの拡大や米国の通商政策の影響などによる振れを繰り返しつつ、期末には 12,160.00 米ドル/トンとなった。電気銅は、生産量が 44,482 トン（対前年同期 1,293 トン減）となった一方、販売数量は前年同期並みとなった。この結果、海外相場の上昇により増収となったものの、委託損益の悪化により減益となった。一方、電気金は、販売数量の減少により減収となったものの、海外相場の上昇を背景に増益となった。

* 産業機械

産業機械部門の売上高は、182 億 68 百万円（対前年同期 39 億 44 百万円減）、営業利益は、16 億 46 百万円（対前年同期 5 億 60 百万円減）となった。マテリアル機械は、砕石プラントの売上高の減少などにより、減収となった。また、流体機械事業は、ポンププラントの売上高の減少などにより、減収となった。更に、コントラクタ事業についても、橋梁工事の出来高が減少したことにより、減収となった。

* ロックドリル

ロックドリル部門の売上高は、364 億 24 百万円（対前年同期 14 億 20 百万円増）、営業利益は、28 億 51 百万円（対前年同期 55 百万円増）となった。国内については、油圧クローラドリルおよびトンネルドリルジャンボ本体などの出荷が増加したものの、整備事業における売上高の減少などにより、国内全体では減収となった。一方、海外については、設備投資が堅調な北米向けおよびアフリカ向けの油圧クローラドリルの出荷増などにより、増収となった。

* ユニック

ユニック部門の売上高は、295 億 63 百万円（対前年同期 4 億 79 百万円増）、営業利益は、12 億 73 百万円（対前年同期 2 億 95 百万円増）となった。国内については、ユニッククレーンの出荷の減少などにより、減収となった。海外については、アジア向けのユニッククレーンおよびミニ・クローラクレーンの出荷増などにより、増収となった。

産業機械、ロックドリルおよびユニックの機械事業の合計売上高は、842 億 56 百万円（対前年同期 20 億 45 百万円減）、営業利益は、57 億 71 百万円（対前年同期 2 億 9 百万円減）となった。

* 電子

電子部門の売上高は、69 億 53 百万円（対前年同期 4 億 7 百万円増）、営業利益は、3 億 65 百万円（対前年同期 2 億 40 百万円増）となった。コイルは、車載向けの販売数量減により、減収となった。一方、高純度金属ヒ素は、ガリウムヒ素（GaAs）半導体向けの販売が堅調に推移したことに加え、国内向け販売単価の上昇により増収となった。また、窒化アルミセラミックスは、半導体製造装置向け部品の需要が回復したことにより、増収となった。

* 化成品

化成品部門の売上高は、103 億 59 百万円（対前年同期 5 億 32 百万円増）、営業利益は、8 億 37 百万円（対前年同期 2 億 12 百万円増）となった。酸化銅は、AI サーバー市場を中心としたパ

ッケー基板向け需要の回復により、販売数量が増加し、増収となった。亜酸化銅は、主要用途である船底塗料の一部顧客が生産調整を行った影響で販売数量が減少したものの、銅価の上昇および価格改定により販売単価が上昇した結果、増収となった。

* 不動産

不動産事業の売上高は、22 億 28 百万円（対前年同期 1 億 56 百万円増）、営業利益は、6 億 93 百万円（対前年同期 6 百万円増）となった。主力ビルである室町古河三井ビルディング（商業施設名：COREDO 室町 2）は、オフィスの空室率改善による稼働率の向上により、増収となった。

* その他

金属粉体事業、鋳物事業および運輸業等を行っている。売上高は、42 億 15 百万円（対前年同期 1 億 29 百万円増）、営業利益は、48 百万円（対前年同期 32 百万円増）となった。

<東邦亜鉛株>

* 全般

《売上高》

同社グループにおける当連結会計年度の業績は、前連結会計年度で撤退した事業における売上高の剥落があったものの、金属価格の高騰や下期からの円安傾向による精錬事業の増収が寄与し、売上高は 1,255 億 50 百万円と前期比 7 億 17 百万円（1%）の減収となった。

《利益》

損益面では、原料鉱石の買鉱条件悪化や鉛リサイクル原料の調達価格の高止まりが減益要因となったものの、金製品の販売数量の増加、金、銀及びビスマスなど希少金属の相場上昇による収益増、加えて亜鉛製錬再編に伴う保資産売却の施策効果が収益に貢献した。この結果、営業利益は 67 億 22 百万円と前期比 10 億 96 百万円の増益、経常利益は 56 億 78 百万円と前期比 19 億 89 百万円の増益となった。

また、前期においては亜鉛製錬事業の撤退に伴い特別損失 78 億円を計上したが、当期におい

てはこれら事業撤退に伴う特別損失の計上がなくなったことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は 47 億 82 百万円と前期比 62 億 40 百万円の増益となった。

* 製錬事業部門

製錬事業部門において、鉛製品は、上期における操業不調などから生産量が減少し前年同期比で 9.3%の減収となった。銀製品は、銀相場高騰により国内販売価格が上昇し、前年同期比 78.9%の増収となった。

その他、金や硫酸などその他の製品を合わせた当事業部門の業績は、金製品の販売数量の増加や金及びビスマスなど希少金属の相場上昇などにより、売上高は 1,039 億 52 百万円と前期比 296 億 68 百万円（40%）の増収となった。

経常利益においては、原料鉱石の高騰及び買鉱条件悪化、並びに鉛リサイクル原料の調達価格の高止まりの影響を受けたが、37 億 93 百万円と前期比 2 億 22 百万円（6%）の増益となった。

* 環境・リサイクル事業部門

自動車などのタイヤ製造に用いられる主力製品の酸化亜鉛は、タイヤメーカーの生産が回復したものの、2025 年 9 月に発生した小名浜製錬所における火災事故の影響で減産減販となったことなどから、販売量はほぼ横ばいとなった。一方、亜鉛相場及び為替の影響などにより、当事業部門の売上高は 69 億 27 百万円と前期比 5 億 74 百万円（9%）の増収となった。

損益面については、上述の火災事故の影響などにより製造コストが増加し、経常利益は 9 億 20 百万円と前期比 7 億 49 百万円（45%）の減益となった。

* 電子部材・機能材料事業部門

《電子部品》

電子部品は、米国の電気自動車販売低迷による車載電装向けの販売の落ち込みに加え、OA 機器向けの販売も減少し、売上高は 6%の減収となった。

《電解鉄》

電解鉄は、当期の前半において航空機向けな

ど海外特殊鋼需要が好調であったことにより、売上高は前期比で4%の増収となった。

上記に加え前期に撤退したプレーティング事業及び機器部品事業における売上高の剥落も影響し、当事業部門の売上高は35億19百万円と前期比10億82百万円(24%)の減収となった。

損益面では、事業撤退の影響が軽微であったこともあり、経常利益は4億55百万円と前期比23百万円(5%)の減益に留まった。

*** 金属リサイクル事業部門**

本再生計画に基づき亜鉛製錬事業を金属リサイクル事業へ再編し、当連結会計年度より当該事業部門として表示した。

前期においては、亜鉛相場上昇と円安が損益改善に寄与したものの電力費や諸資材価格の高騰により損失であった。

当期においては、亜鉛製錬の主要設備を2025年3月末に停止した後、残存する亜鉛製品の在庫販売にかかる損益と残務処理にかかる費用等を計上した。一方、亜鉛製錬再編に伴う保有資産売却の施策効果が収益に大きく貢献した。

以上の結果、当事業部門の業績は、売上高は92億25百万円と前期比221億19百万円(71%)の減収、経常利益は14億51百万円と前期比26億98百万円の増益となった。

*** その他事業部門**

土木・建築・プラントエンジニアリング事業、運輸事業、環境分析事業等からなる当事業部門の売上高は、ほぼ前期並みとなった。経常利益は、撤退事業における損失の解消はあったものの、運輸事業でのコスト高などにより減益となった。

以上の結果、当事業部門の売上高は106億50百万円と前期比3億73百万円(4%)の増収、経常利益は3億7百万円と前期比1億67百万円(35%)の減益となった。

<日鉄鉱業(株)>

*** 全般**

資源事業及び不動産事業等における増収によ

り、売上高は2,097億17百万円(前期比6.6%増)と前期に比べ増加した。

損益について、資源事業及び不動産事業等における増益により、営業利益は188億26百万円(前期比83.5%増)、経常利益は202億21百万円(前期比76.8%増)と前期に比べ大幅に増加した。

親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用が増加したものの、経常利益の増加により、140億33百万円(前期比55.6%増)と前期に比べ大幅に増加した。

*** 資源事業**

《 鉱石部門 》

主力生産品である石灰石の販売価格上昇及び一部子会社の増収により、売上高は669億7百万円と前期に比べ35億41百万円(5.6%)増加し、営業利益は80億7百万円と前期に比べ7億51百万円(10.4%)増加した。

《 金属部門 》

アタカマ鉱山の増収及び電気銅の国内販売価格の上昇により、売上高は1,202億89百万円と前期に比べ62億95百万円(5.5%)増加した。営業利益は、アタカマ鉱山の増収及び生産コスト等の減少により、67億44百万円と前期に比べ57億99百万円(613.3%)増加した。

*** 機械・環境事業**

機械部門の販売は前期なみに推移し、環境部門の販売が好調であったことから、売上高は159億5百万円と前期に比べ11億37百万円(7.7%)増加した。営業利益は、環境部門の主力商品である水処理剤の原料価格の高騰等の影響があり、20億81百万円と前期に比べ15百万円(0.7%)増加にとどまった。

*** 不動産事業**

販売用不動産の売却により、売上高は47億46百万円と前期に比べ18億71百万円(65.1%)増加し、営業利益は33億18百万円と前期に比べ16億40万円(97.7%)増加した。

*** 再生可能エネルギー事業**

太陽光発電部門は前期なみに推移したものの、

地熱部門における増収により、売上高は18億68百万円と前期に比べ1億4百万円（6.0%）増加した。営業利益は、地熱部門の増収及び修繕費

の減少により、6億45百万円と前期に比べ1億68百万円（35.3%）増加した。

以上

日本鉱業協会の動き（5 月）

日	総務部・企画調査部 鉛亜鉛需要開発センター	技術部・環境保安部
7 日	・日本銅センター業務委員会	
8 日		・資源部会
11 日	・「鉱山」編集委員会	・資源・素材学会表彰・奨学委員会（オンライン）
12 日		・工務部会 ・JCI 研究委員会（オンライン）
13 日	・鉛合同会議	・日本地熱協会 技術交流会・懇親会
14 日	・八地方鉱業会連絡会 ・中小鉱業対策推進中央本部・中小鉱業委員会 合同会議 ・経済産業統計協会 業務監査・会計監査	・現地安全情報交換会（～15 日 秋田製錬） ・JLCA 令和 8 年度第 1 回データベース委員会
15 日	・総合資源エネルギー調査会 第 46 回資源・燃料分科会	・製錬部会
18 日	・日本鉱業振興会 監事監査	・経団連 熱中症防止対策セミナー ・経団連 イノベーション委員会
19 日	・税制・会計合同専門委員会 ・鉛亜鉛需要開発センター運営委員会	
20 日	・理事会 ・八社総務部長会 ・日本租税研究協会 理事会・評議員会（オンライン）	・全国火薬類保安協会 理事会 ・経団連 廃棄物・リサイクル部会 ・早稲田大学 理工学術院総合研究所シンポジウム「重要鉱物をめぐる国際戦略」
21 日	・定例記者会見 ・鉛遮音・遮蔽板委員会	・資源・素材学会関東支部 幹事会
22 日	・日本鉛協同組合 総会（京都）	
25 日		・日本地熱協会 技術交換会
26 日		・産業廃棄物処理事業振興財団 第 93 回産廃懇話会 ・中環審 水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会 ・石灰石鉱業大会（～27 日）
27 日	・日本鉱業協会 監事監査 ・経理部会（日鉄鉱業） ・経済広報センター 第 1 回業界団体広報研修・交流会	・新材料部会および講演会 ・休廃止鉱山資格認定協会 理事会・評議員会 ・資源環境センター運営委員会 ・日本地熱協会 定期総会・懇親会
28 日	・国際資源開発研修センター理事会	
29 日	・二八会 ・地金統計部会（オンライン） ・日本鉱業振興会 理事会	・分析部会 ・大口自家懇 令和 8 年度定時総会

【国内関係事項：一般】

〔1 日〕 住友商事は、マダガスカルのニッケル鉱山事業「アンバトビー」から撤退すると発表した。2026 年 9 月末までに英国企業に 54.17%の保有株式を全て売却する。懸案事業から撤退し、資本効率を重視する姿勢を鮮明にする。

〔2 日〕 茂木外相は訪問先のケニアで、アフリカとのあいだで重要鉱物のサプライチェーン（供給網）の強化へ協力を深める方針を打ち出す。

〔4 日〕 ソフトバンクがレアメタル（希少金属）を使わない蓄電池の実用化に乗り出す。韓国新興と組み大阪府で 2027 年度にも生産を始める。需要が拡大するデータセンター（DC）向けなどを想定し、レアメタル生産が多い中国への依存軽減につなげる。

〔4 日〕 高市首相は、オーストラリアのアルバニー首相と会談し経済安全保障で協力する共同宣言・声明を発出した。

〔11 日〕 NEDO は、レアメタルやレアアースなど重要元素のリサイクル強化に関するレポートを公表した。前処理の低コスト化や複数元素を柔軟に回収する技術が、国内資源循環と安定供給の鍵になると示した。

〔29 日〕 総務省は、2025 年国勢調査の人口速報値を公表した。日本の総人口（外国人含む）は 1 億 2,305 万人で、20 年前の前回調査から 309 万 6,600 人減少した。総務省は人口減少の理由を「少子化と高齢化が進み、自然減（出生を死亡が上回る）が拡大しているため」と説明した。

【国内関係事項：業界】

〔11 日〕 JX 金属と子会社の JX 金属エコマネジメントは、閉山している豊羽鉱山の水処理設備の一部である、おしどり沢堆積場の保管容量の増強を行うことを発表した。総額およそ 200 億円で約 15 年の工期をかけた大規模な計画。

〔13 日〕 三井金属は、フィリピン国内に二輪車向け触媒の製造・販売を行う新会社を 2026 年 7 月予定で設立することを公表した。

〔13 日〕 三井金属は、固体電解質製品「A-SOLiD®」を 2027~28 年の実用化を目指す主要顧客の全固体電池に提供することを公表した。

〔15 日〕 住友金属鉱山は、オセアニアにおける電池リサイクルの事業化調査を開始したことを発表し

た。住友商事と連携し、オーストラリアとニュージーランドにおける使用済み電池の回収体制構築や日本の工場で再資源化を行う、国際的な循環型サプライチェーンの構築を目指す。

〔18 日〕 三井金属は、子会社である神岡鉱業で生産される電気亜鉛について、製品ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の指標である「カーボンフットプリント」を算出し、その算定結果について第三者保証を取得したことを発表した。

〔19 日〕 三菱マテリアルは、レアメタル（希少金属）のタングステンの増産に向けて欧州と日本で工場に投資すると発表した。総投資額は 100 億円規模になる見込み。中国の輸出規制で需給が逼迫する中、サプライチェーン（供給網）安定化につなげる。

〔20 日〕 三井金属は、資源エネルギー庁の令和 8 年度「資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援事業費補助金」に、多孔体セラミックス分離膜を利用したメタノール合成技術に関する性能評価及び装置設計の実施を目的とした事業が採択されたことを公表した。

〔20 日〕 三井金属は、低負荷接合で放熱性能と信頼性の向上に貢献するパワーモジュール用放熱部材向け大面積接合に対応した銅焼結材料を開発したことを公表した。

〔25 日〕 JX 金属は、MSCI ESG レーティングにおいて「AA」評価を獲得したことを発表した。MSCI ESG レーティングは、ESG 投資に関する世界的な評価指標であり、気候変動、労働安全衛生などの取り組みが評価された。

〔25 日〕 JX 金属は、2026 年度学生研究支援プログラムを実施するために、6 月 1 日から募集を開始することを発表した。「金属の面白さ」に興味をもって研究を進めている研究室・学生を支援する目的。

〔25 日〕 三井金属は、薄型基板内蔵キャパシタ材「FaradFlex®」に関する技術が評価され、「エレクトロニクス実装学会 技術賞」を受賞した。

〔26 日〕 住友金属鉱山は、機能性材料の開発品「振動発電用単結晶」を「AXIA EXP02026」及び「Smart Sensing2026」に出展することを発表した。鉄とガリウムの合金である振動発電用単結晶は、振動を電力へ変換したり、磁場の変化を電圧信号に変換したりすることが可能な磁歪材料。電池交換が不要な IoT センサによる遠隔監視・予兆保全などへ応用が期待

されている。

〔26 日〕 三井金属は、次世代マテリアル材料の創出とその社会実装を加速するために京都大学大学院理科学研究科と産学共同講座『三井金属・共創マテリアルズ研究講座』を設置した。

〔28 日〕 三菱マテリアルは子会社の Luvata Pori Oy と共同で、ドイツで開催されるパワーエレクトロニクス関連専門見本市「PCIM Europe 2026」に出展することを発表した。パワーエレクトロニクスの熱マネジメントに関わるモジュール実装材料等を紹介する。

〔28 日〕 JX 金属、三井金属、丸紅と三菱マテリアルの 4 社は、銅精鉱の購入・電気銅等の販売に係る事業の統合に関する最終契約書の締結を行ったことを発表した。国際競争力の強化や収益性の維持・向上を実現する新たな体制構築が目的。なお、統合後は PPC グループの製錬委託先に三菱マテリアルの製錬所も加わる。

【海外関係事項：一般】

〔14～15 日〕 トランプ米大統領が中国を訪問し、習近平国家主席と北京で米中首脳会談を行った。

〔20 日〕 プーチン露大統領が中国を訪問し、習近平国家主席と北京で中露首脳会談を行った。

〔21 日〕 中国が 4 月に日本に輸出したレアアース（希土類）磁石は 188 トンだった。2 カ月連続で 200 トンを下回る低水準だった。ハイテク製品などに欠かせない重希土類などの輸出は滞っている。

〔22 日〕 銅の国際価格が上昇し、再び最高値をうかがう展開になっている。人工知能（AI）関連の需要期待に加え、中東緊張の長期化で製錬に必要な硫酸が不足するという新たな供給リスクが浮上している。

〔22 日〕 米連邦準備制度理事会（FRB）の議長就任

宣誓式がホワイトハウスで行われ、ウォーシュ氏が FRB 議長に就任した。

〔29 日〕 ニューヨーク株式市場のダウ平均株価は、終値で 51,032.46 米ドルを付けて史上最高値を更新した。

【海外関係事項：業界】

〔5 日〕 グレンコア（スイス）子会社のカズジンクがカザフスタン東部で操業するウスチ・カメノゴルスク冶金複合施設の亜鉛製錬所において爆発事故が発生し、3 人が死亡、4 人が負傷した。

〔7 日〕 浙江華友コバルト（Zhejiang Huayou Cobalt、中国）は、ガーナでエウォヤ・リチウムプロジェクトの開発を進めているアトランティック・リチウム（豪）を買収することで合意したと発表した。

〔13 日〕 ネクサ・リソーシズ（ルクセンブルク）は、ペルー中部リマ州で操業するカハマルキージャ亜鉛製錬所において火災が発生し、設備が損傷したことから操業を停止したことを発表した。

〔17 日〕 豪政府は、チャーマーズ財務相が複数の中国系投資家に豪レアアース鉱山会社ノーザン・ミネラルズの株式を売却するよう命令したことを発表した。

〔18 日〕 英通信社ロイターの 5 月 18 日付け報道によると、青山控股集团（Tsingshan Holding Group、中国）はインドネシア中部の北マルク州、ウェダ・ベイ工業団地（IWIP）において、アルミニウム生産を優先するため NPI（ニッケル・ピッグ・アイアン）を減産する。

〔21 日〕 アラフラ・レアアース（豪）は、豪北部準州のノーランズ・レアアースプロジェクトの開発に向けて 16 億米ドルの最終投資決定（FID）を行ったことを発表した。

関係法令情報（官報）

【政令】

- [22 日] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令で、国際的な有害化学物質の規制（ストックホルム条約等）に対応し、環境や人体への残留性・蓄積性が高い物質が、化審法上の「第一種特定化学物質」に新たに追加されました。（長鎖 PFAS、クロルピリホス、MCCP）

政令第百七十一号

【省令】

- [14 日] 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行を伴い、必要とされる省令の規定（書面・対面規制の見直しやデジタル化対応など）を整備するために制定されました。

経済産業省令第四十七号

- [29 日] 厚生労働省・経済産業省・環境省の連名により、化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）に基づく「有害性情報の報告に関する省令」および運用通知の改正が公布・施行されました。最も大きな動きはこの化審法第 41 条に基づく有害性情報報告手続きのオンライン化および改正です。

厚生労働省・経済産業省・環境省令第四号

以 上

（鉱物標本の展示 ご案内）

一般財団法人 日本鉱業振興会では、貴重な国内の代表的な金属鉱山の鉱物標本を、榮葉ビル 6 階展示コーナー（神田錦町）及び科学技術館 4 階 “Metal Factory” に展示し、広く一般に鉱物についての知識の普及に努めています。

鉱物の知識・性状や歴史を知るうえで、非常に有益なものです。是非、御覧になり参考にして下さい。

問合せ：（一財）日本鉱業振興会 E-mail kozan@kogyo-kyokai.gr.jp
Tel 03-5280-2341 Fax 03-5280-7128



鉱 山

第 79 巻第 5 号（通巻第 842 号）

発行 令和 8 年 6 月 25 日
発行所 （一財）日本鉱業振興会
〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3 丁目 17 番地 11
榮葉ビル 8 階

電話 03-5280-2341
FAX 03-5280-7128

発行人 松本 克久 編集人 大川広三 印刷所 日本印刷株式会社